

笠松町 都市計画マスタープラン



平成 28 年 6 月
笠松町

「豊かな自然に抱かれた、いきいきと暮らせるまち」

の実現に向けて



都市計画マスタープランは、都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すもので、これからの都市づくりの指針として、目指すべき将来像と取り組みの方向を明確にし、住民と行政がそれらを共有しながら実現していくためのものです。笠松町では、平成8年3月に「笠松町都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりを進めてきたところですが、計画策定から20年が経過し、その間に、経済情勢の変化や少子高齢化の進行、地球環境問題への対応など、町を取り巻く状況は大きく変化しております。また、これまでに「岐阜都市計画区域マスタープラン」や「笠松町第5次総合計画」などの上位計画が改定され、「リバーサイドタウンかさまつ計画」や「笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略」が新たに策定された経緯から、この度、それらの計画と整合を図るためにも現状を踏まえつつ、これからの都市づくりに向けた将来ビジョンを新たに決めました。

本町には、町民の皆様、企業、歴史・文化、自然環境など、素晴らしい宝があります。これらの宝を活かしたまちづくりを目指していくため、このたび策定した都市計画マスタープランでは、笠松町の将来都市像を「豊かな自然に抱かれた、いきいきと暮らせるまち」といたしました。

今後は、この新しい都市計画マスタープランを町民の皆様と共有しながら、清流木曾川の自然と調和し、本町の個性を活かした豊かで質の高い生活環境のもと、すべての町民がいきいきと暮らせるまちを実現していきたいと思っております。

最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました関係の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成28年6月 笠松町長 広江 正明

笠松町都市計画マスタープラン

目次

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 序章 基本的事項 | 1 |
| 1 都市計画マスタープランの背景と目的..... | 1 |
| 2 計画の位置づけと役割..... | 1 |
| 3 計画の構成..... | 2 |
| 4 計画の目標年次及び対象区域..... | 2 |
| 第1章 笠松町の現状と課題の整理 | 3 |
| 1 笠松町の現状..... | 3 |
| 2 住民意向の把握..... | 35 |
| 3 上位関連計画..... | 45 |
| 4 まちづくりの基本的課題..... | 51 |
| 第2章 まちづくりの目標 | 53 |
| 1 まちづくりの理念と将来像..... | 53 |
| 2 まちづくりの目標..... | 53 |
| 3 将来人口フレーム..... | 54 |
| 第3章 まちづくりの基本方針 | 55 |
| 1 将来都市構造..... | 55 |
| 2 分野別まちづくりの方針..... | 58 |
| 第4章 地域別構想 | 72 |
| 1 地域区分..... | 72 |
| 2 笠松地域..... | 73 |
| 3 松枝地域..... | 80 |
| 4 下羽栗地域..... | 87 |



序章 基本的事項

1 都市計画マスタープランの背景と目的

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を示すものであり、笠松町(以下、本町)が定めるものです。

本町では、計画的な都市づくりに向けて、平成8年3月に都市計画マスタープランを策定しており、町の独自性を活かした望ましい都市づくりを進めてきましたが、計画策定からすでに20年が経過しました。

その間に、少子高齢化の進行や地球環境問題への対応など、本町を取り巻く状況は大きく変化しているとともに、本町をはじめ、岐阜市、瑞穂市、岐南町及び北方町で構成する、岐阜都市計画区域における「岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(岐阜都市計画区域マスタープラン)」や「笠松町第5次総合計画」などの上位計画がこれまでに改定されてきた経緯から、上位計画との整合を図るためにも現状を踏まえつつ、これからの都市づくりに向けた将来ビジョンを定めていくことが必要です。

「笠松町都市計画マスタープラン」は、これからの都市づくりの指針として、目指すべき将来像と取り組みの方向を明確にし、住民と行政がそれらを共有しながら実現していくためのものです。

2 計画の位置づけと役割

本計画は、都市計画法に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。また、本計画は、岐阜県が広域的な観点から都市計画の方針を定めた「岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(岐阜都市計画区域マスタープラン)」と本町が策定する「笠松町第5次総合計画」を上位計画としつつ、各種の関連計画と整合を図りながら定めます。

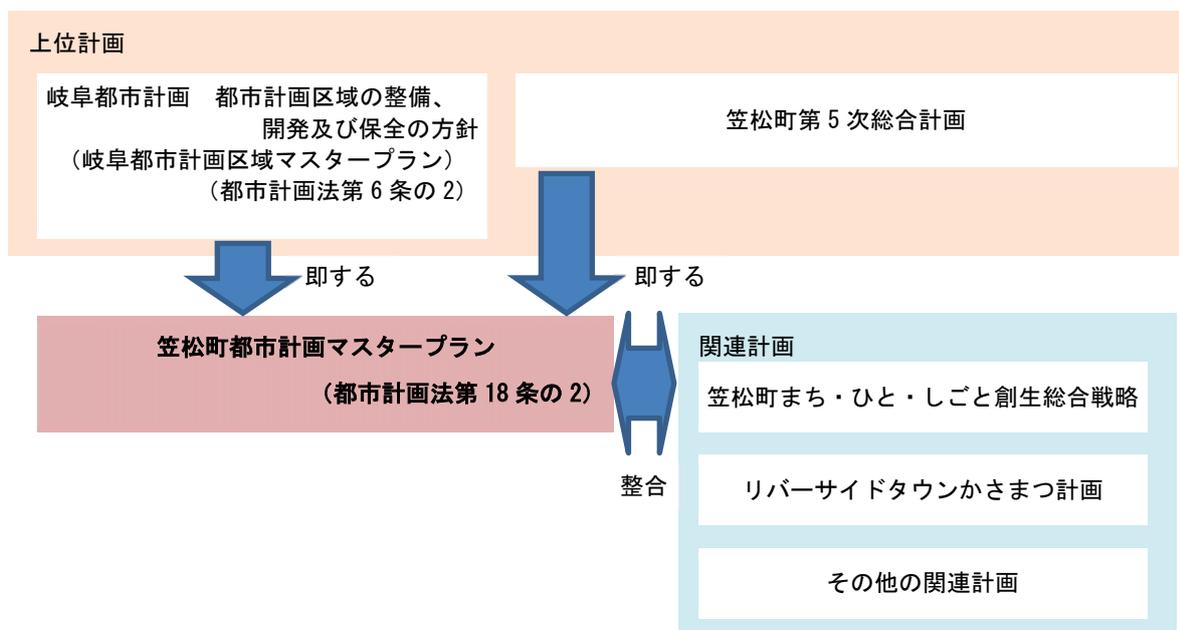


図: 都市計画マスタープランの位置づけ

3 計画の構成

都市計画マスタープランは、以下の構成とします。

序章 基本的事項

- 1 都市計画マスタープランの背景と目的
- 2 計画の位置づけと役割
- 3 計画の構成
- 4 計画の目標年次及び対象区域

第1章 笠松町の現状と課題の整理

- 1 笠松町の現状
- 2 住民意向の把握
- 3 上位関連計画
- 4 まちづくりの基本的課題

第2章 まちづくりの目標

- 1 まちづくりの理念と将来像
- 2 まちづくりの目標
- 3 将来人口フレーム

第3章 まちづくりの基本方針

- 1 将来都市構造
- 2 分野別まちづくりの方針

第4章 地域別構想

1. 地域区分
 - 1 笠松地域
 - 2 松枝地域
 - 3 下羽栗地域

4 計画の目標年次及び対象区域

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、中長期的な見通しを持って定める必要があります。そのため、都市計画の基本的な方針である本計画は、策定年次の平成 28 年度を基準年度として、20 年後の平成 47 年度を目標年次とします。

また、本計画の対象区域は、本町全域(10.30km²)を対象とします。

第1章 笠松町の現状と課題の整理

1 笠松町の現状

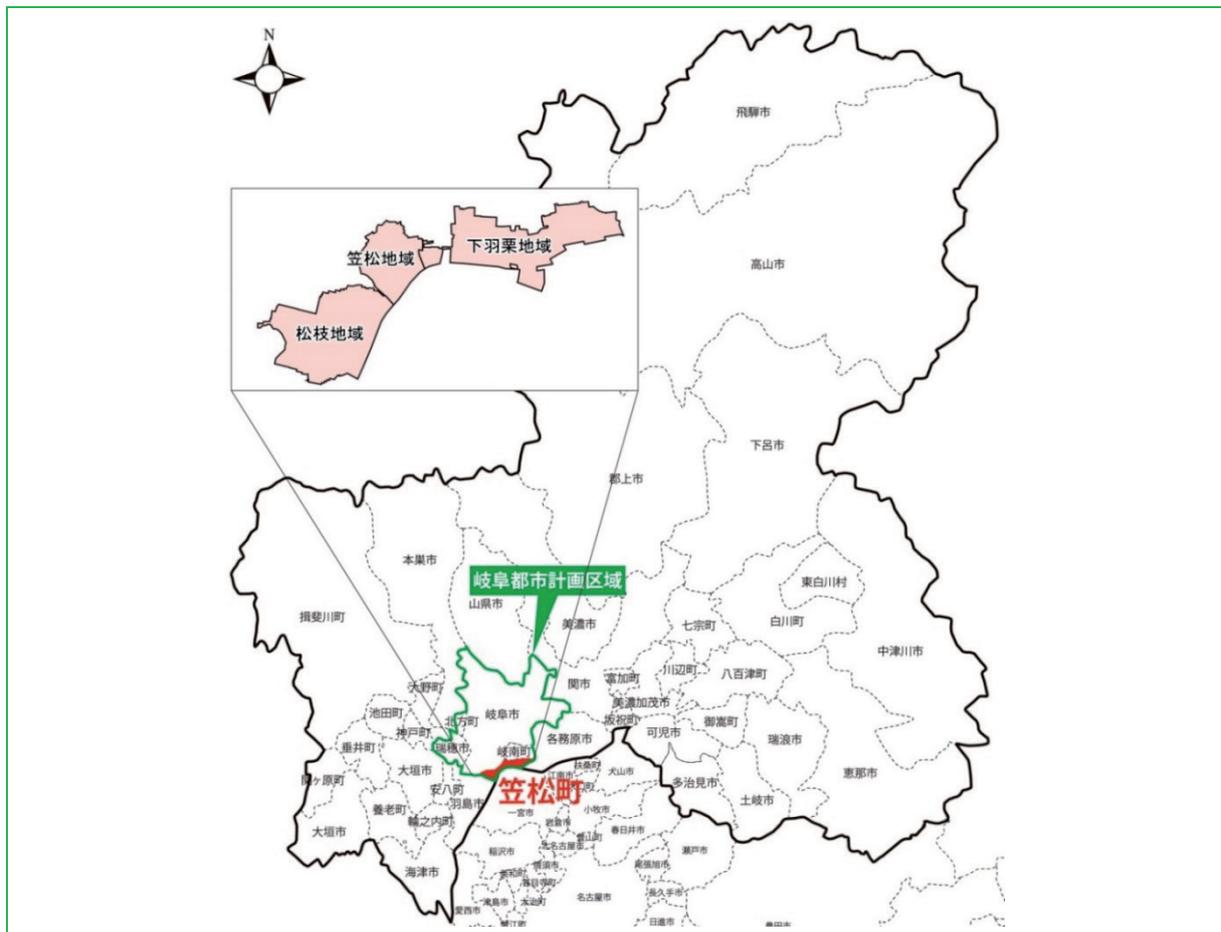
(1) 自然的条件

1) 位置・地勢

本町は、岐阜県南部の濃尾平野に位置し、岐阜市、各務原市、羽島市、岐南町、愛知県一宮市に隣接しています。木曾川右岸に沿って帯状に広がる低湿地にあり、西に養老山脈と伊吹山、北に金華山、さらに御嶽山などが眺望できます。また、北部の境川、南部の木曾川にはさまれた旧輪中地帯の一部でもあり、これを地理上からみると、東経 136 度 45 分 48 秒、北緯 35 度 22 分 02 秒、海拔 10.81 メートルであり、本町の面積は 10.30 平方キロメートルで、その面積のおおよそ 3 分の 1 は木曾川が占める、岐阜県下で 3 番目に小さな面積の自治体となっています。

また、東海北陸自動車道、一般国道 22 号(都市計画道路(以下、(都))一般国道 22 号線)などの幹線道路網や JR 東海道本線、名鉄名古屋本線、名鉄竹鼻線が通っており、岐阜市と名古屋市を結ぶルートとなっています。

本町内は、中心部である笠松地域と、南部の岐阜市・羽島市などに接する松枝地域、東部の各務原市・岐南町などに接する下羽栗地域の 3 つの地域に分けられます。まちの中央部の笠松地域は古くから中心市街地が形成されているのに対し、南部の松枝地域と東部の下羽栗地域は、田畑が混在し、新旧の集落が形成されています。



図：本町の位置



図：幹線道路、JR、名鉄線の状況

(2) 歴史的条件

本町は、古くから水陸の交通の要衝として開け、木曾川を通じて岐阜と名古屋を結ぶ重要な地として繁栄しました。江戸時代には幕府直轄地として笠松陣屋、明治維新後は笠松県が置かれ、明治6年3月に岐阜へ移庁するまで県政を執った岐阜県政発祥の地です。明治22年7月の町制施行により笠松町となり、昭和25年に松枝村、同30年に下羽栗村と合併し、平成21年の町生誕120周年を経て今日に至っています。

本町の主な文化財として、有形文化財が20件、民俗文化財が6件、無形文化財が1件、記念物が49件あります。この内、国登録文化財が2件、岐阜県指定文化財が4件、町指定文化財が26件あります。工芸品は笠松地域に集中していますが、記念物(史跡・天然記念物など)は各地域に分散しています。

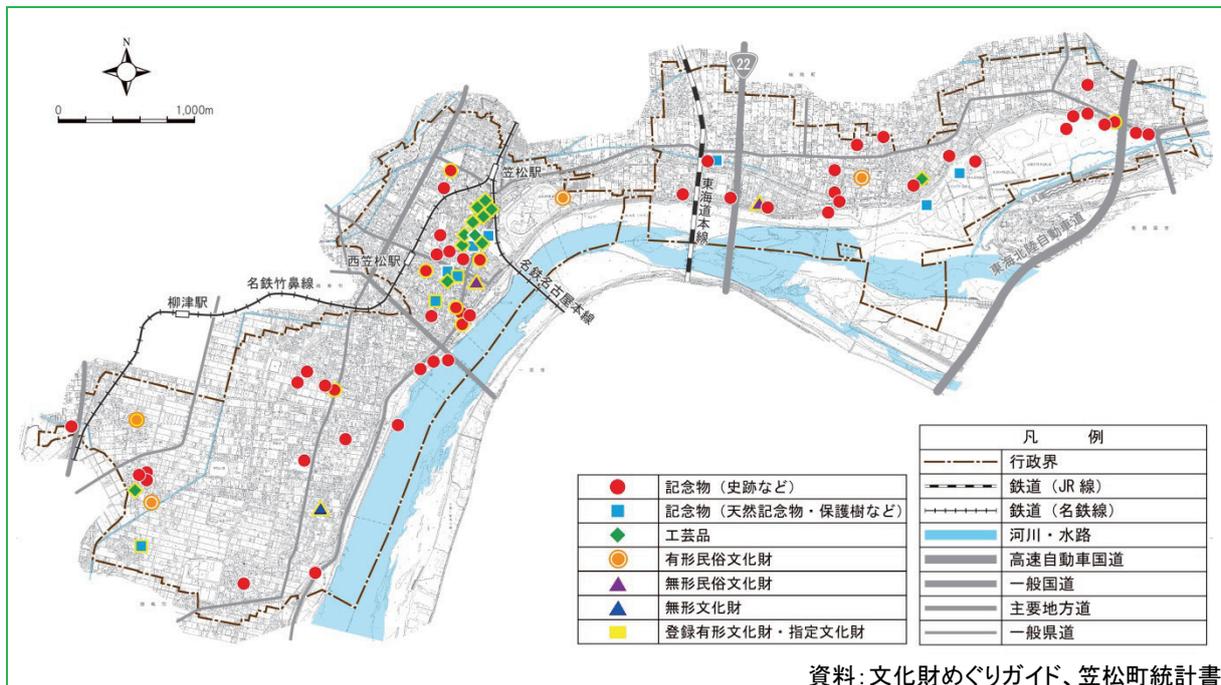


図:文化財分布図

(3) 社会的条件

1) 人口

① 人口・世帯数

本町の人口は昭和 55 年の 22,865 人をピークに減少していましたが、平成 7 年からは増加に転じています。世帯数は増加していますが、世帯人員は平成 22 年に 3.0 人を下回り、核家族化や単身世帯の増加が見られます。

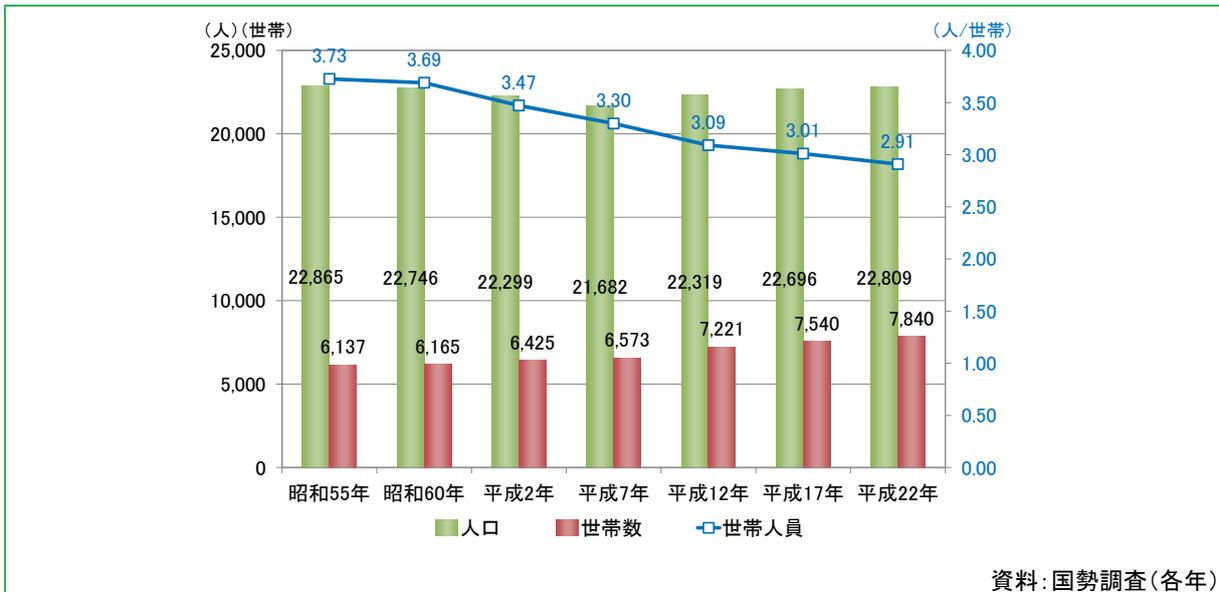


図: 人口・世帯数の推移

② 年齢別人口割合

本町における年齢別人口割合は昭和 55 年以降少子高齢化が進展し、平成 22 年では、高齢者の割合が 23.8%まで増加しており、本町は高齢化率が 21%以上の超高齢社会となっています。

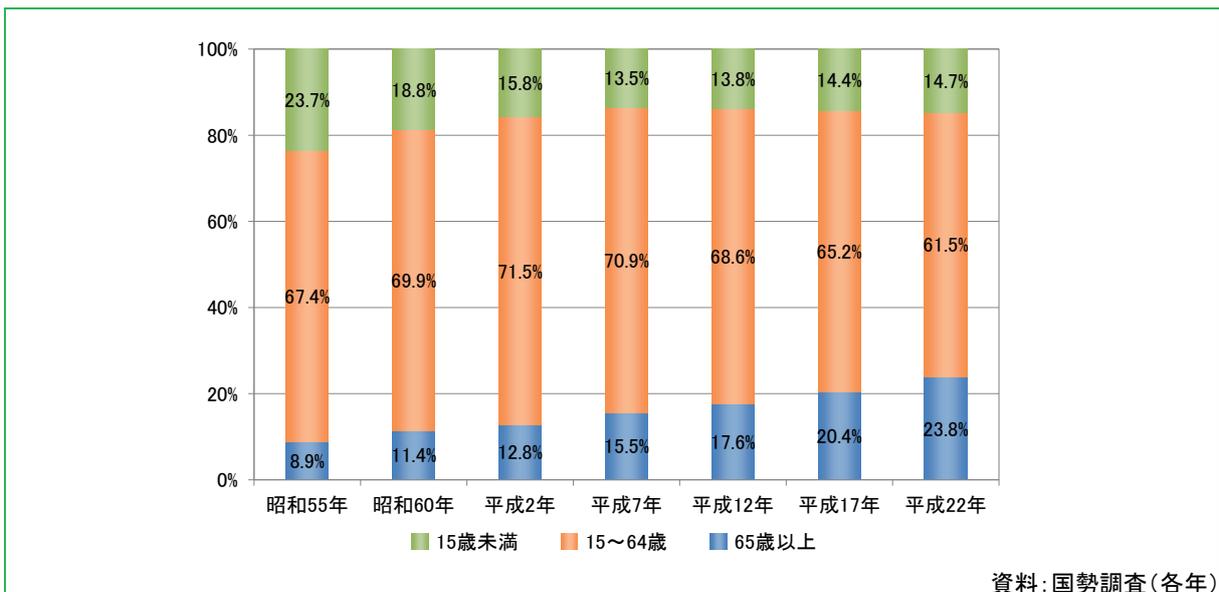
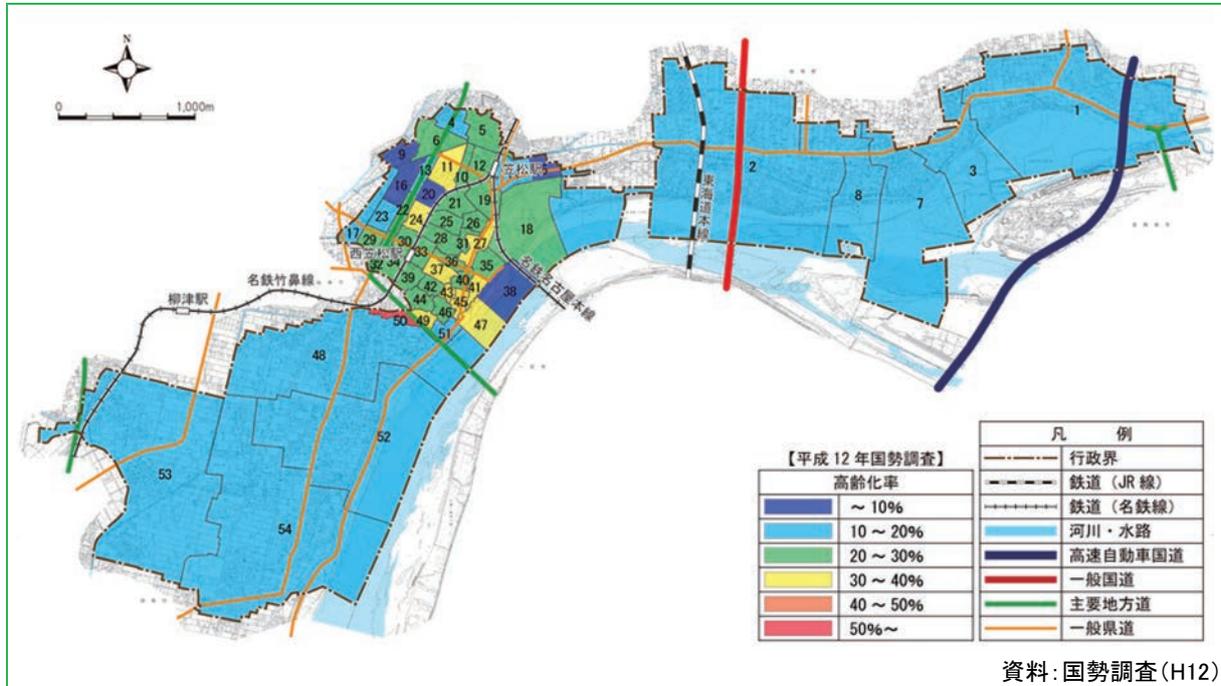


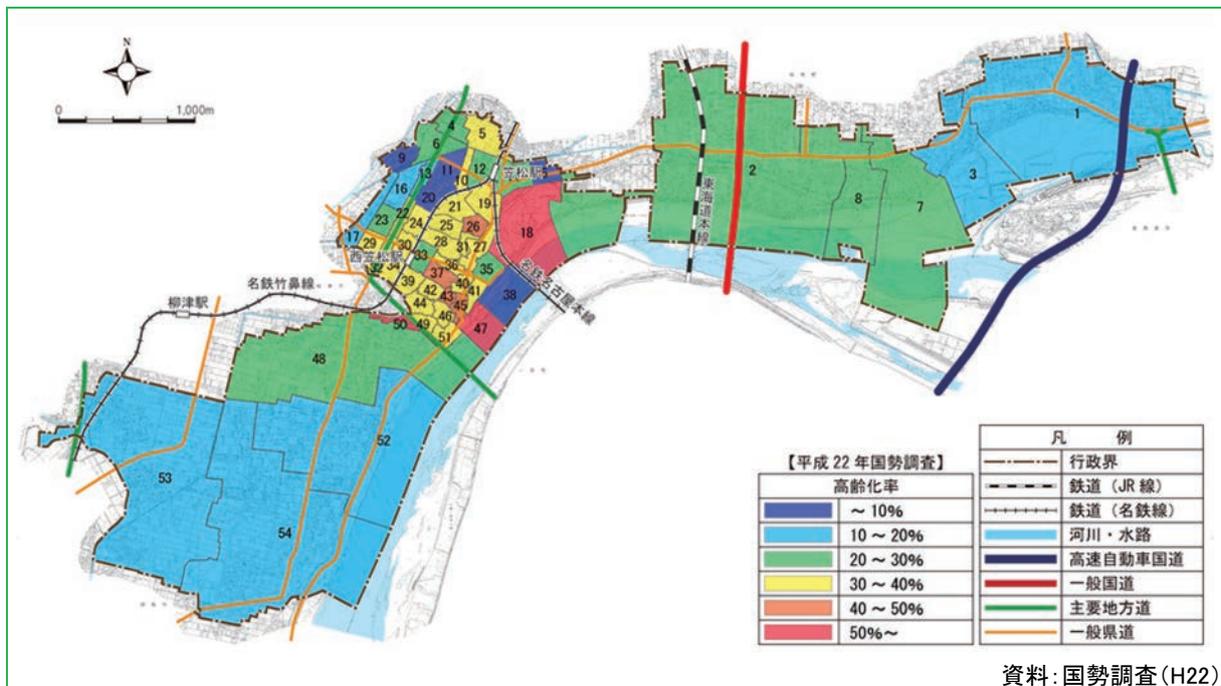
図: 年齢別人口割合の推移

③ 高齢化率の分布

平成12年と平成22年における高齢化率の分布を比較すると、平成12年から平成22年にかけて、笠松地域を中心に高齢化率が高くなっています。また、平成12年に高齢化率が約20%未満となっていた松枝地域と下羽栗地域についても、平成22年には高齢化率が20%以上となっている地区があります。



図：高齢化率分布図(平成12年)



図：高齢化率分布図(平成22年)

④ 人口流動

本町における通勤・通学流動は、全体としては流出が流入を上回る流出超過となっています。

都市別では、最も流出入が多いのが岐阜市で、流出が3,067人、流入が2,231人と大幅な流出超過となっています。流出が次いで多いのが、名古屋市ですが、名古屋市からの流入は48人となっています。

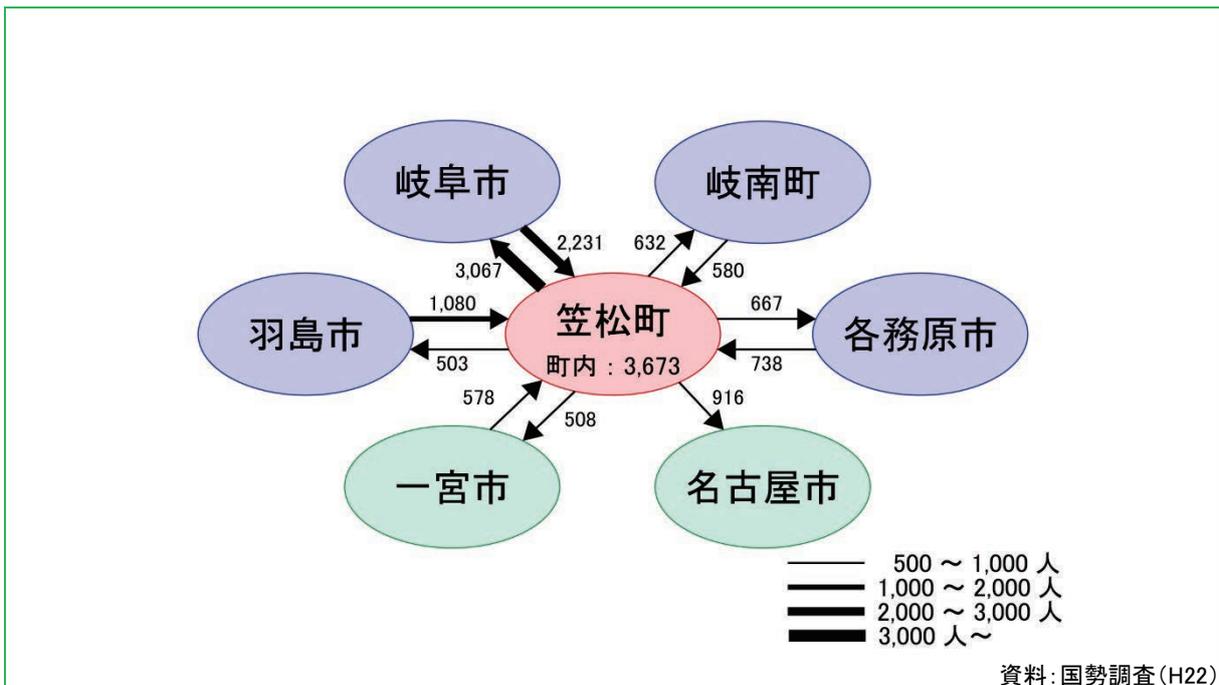
また、流入が岐阜市に次いで多いのが羽島市の1,080人ですが、羽島市は、流出が503人と流入超過となっています。

表：通勤・通学流動の状況

| | 流出 | | 流入 | |
|------|--------|--------|--------|--------|
| | 人数(人) | 割合 | 人数(人) | 割合 |
| 総数 | 11,678 | 100.0% | 10,225 | 100.0% |
| 笠松町 | 3,673 | 31.5% | 3,673 | 35.9% |
| 町外 | 7,885 | 67.5% | 6,282 | 61.4% |
| 県内 | 5,604 | 48.0% | 5,466 | 53.5% |
| 岐阜市 | 3,067 | 26.3% | 2,231 | 21.8% |
| 岐南町 | 632 | 5.4% | 580 | 5.7% |
| 羽島市 | 503 | 4.3% | 1,080 | 10.6% |
| 各務原市 | 667 | 5.7% | 738 | 7.2% |
| その他 | 735 | 6.3% | 837 | 8.2% |
| 他県 | 2,131 | 18.2% | 816 | 8.0% |
| 一宮市 | 508 | 4.4% | 578 | 5.7% |
| 名古屋市 | 916 | 7.8% | 48 | 0.5% |
| その他 | 707 | 6.1% | 190 | 1.9% |

資料：国勢調査(H22)

※総数・町外には通勤・通学地「不詳」を含む



図：通勤・通学流動

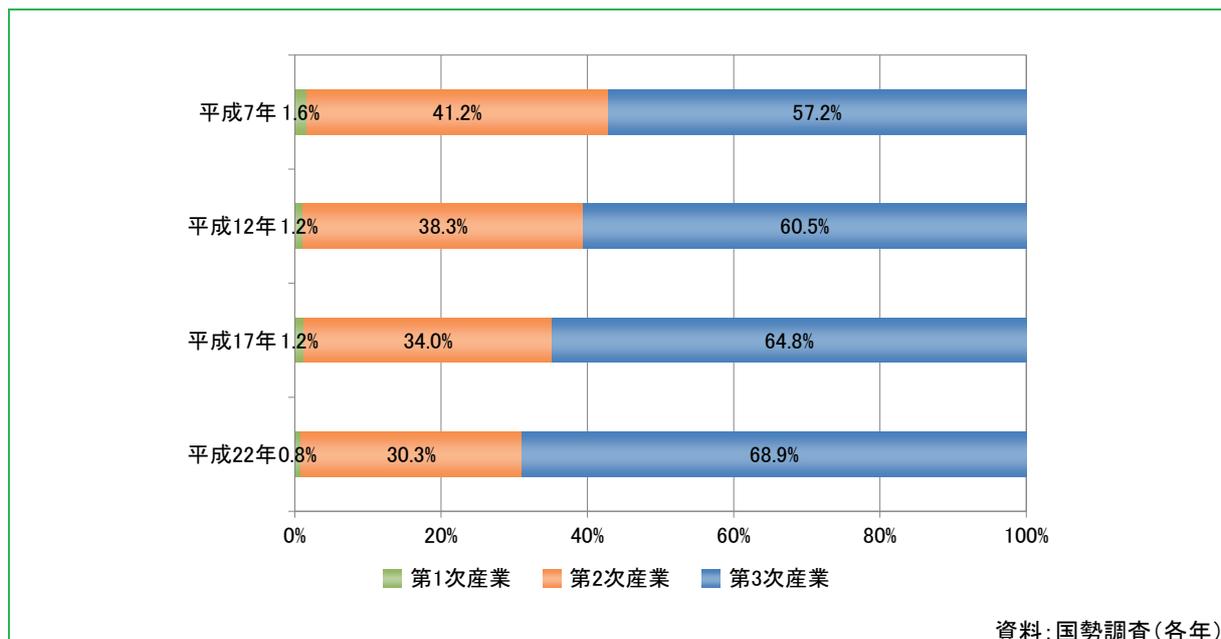
⑤ 産業別人口

本町の産業別人口は、平成22年で第1次産業が0.8%、第2次産業が30.3%、第3次産業が68.9%と、第3次産業が約7割を占めています。経年変化は、第1次産業が微減、第2次産業が大きく減少しており、その代わりに第3次産業が大きく増加しています。

表：産業別人口割合の推移

| | 第1次産業(人) (割合) | 第2次産業(人) (割合) | 第3次産業(人) (割合) | 合計(人) (割合) |
|-------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| 平成7年 | 191 (1.6%) | 4,790 (41.2%) | 6,650 (57.2%) | 11,631 (100.0%) |
| 平成12年 | 132 (1.2%) | 4,370 (38.3%) | 6,907 (60.5%) | 11,409 (100.0%) |
| 平成17年 | 138 (1.2%) | 3,780 (34.0%) | 7,211 (64.8%) | 11,129 (100.0%) |
| 平成22年 | 84 (0.8%) | 3,169 (30.3%) | 7,223 (68.9%) | 10,476 (100.0%) |

資料：国勢調査(各年)



図：産業別人口割合の推移

⑥ 人口動態

本町の人口動態では、自然増減をみると、平成 23 年まで出生数が死亡数を上回っており自然増の傾向にありましたが、平成 24 年を境に自然減に転じています。一方で、社会増減では、平成 16 年から平成 18 年まで転入超過傾向にありましたが、平成 19 年は転出超過となり、それ以降は年ごとにばらつきがあるものの、平成 24 年度から再び転入超過となっています。

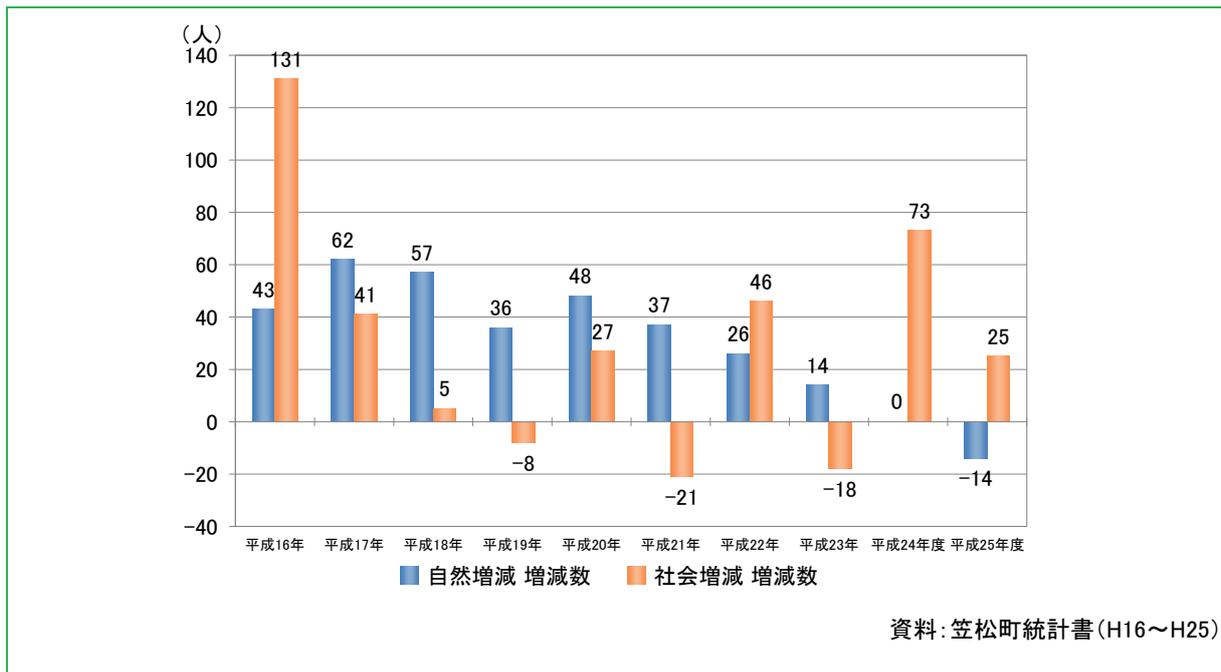
表：人口動態の推移

(単位：人)

| | | 平成 16 年 | 平成 17 年 | 平成 18 年 | 平成 19 年 | 平成 20 年 | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 |
|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|
| 自然増減 | 出生 | 222 | 237 | 228 | 236 | 234 | 232 | 232 | 210 | 206 | 213 |
| | 死亡 | 179 | 175 | 171 | 200 | 186 | 195 | 206 | 196 | 206 | 227 |
| | 増減数 | 43 | 62 | 57 | 36 | 48 | 37 | 26 | 14 | 0 | -14 |
| 社会増減 | 転入 | 1,127 | 924 | 908 | 983 | 887 | 996 | 867 | 973 | 1,126 | 1,098 |
| | その他 | | | | | | | | | 262 | 7 |
| | 転出 | 996 | 883 | 903 | 991 | 860 | 1017 | 821 | 991 | 1,053 | 1,013 |
| | その他 | | | | | | | | | 50 | 67 |
| | 増減数 | 131 | 41 | 5 | -8 | 27 | -21 | 46 | -18 | 73 | 25 |
| 増減数 | | 174 | 103 | 62 | 28 | 75 | 16 | 72 | -4 | 73 | 11 |

資料：笠松町統計書(H16～H25)

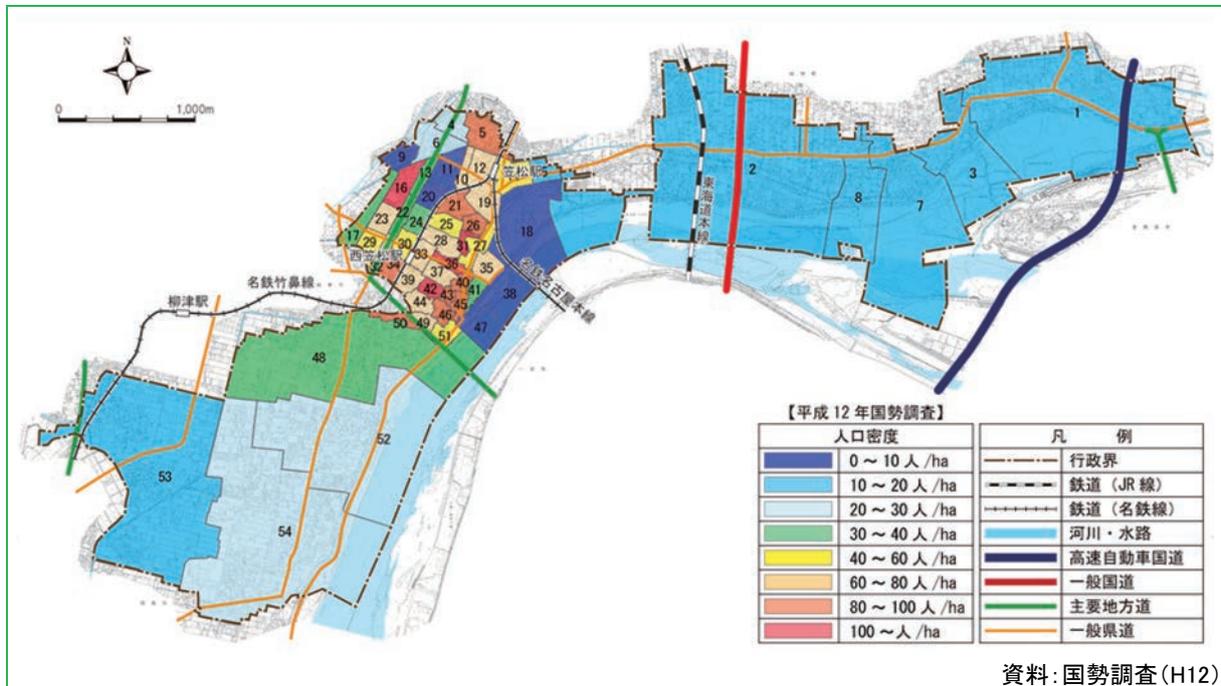
※平成 24 年以降は年度での集計



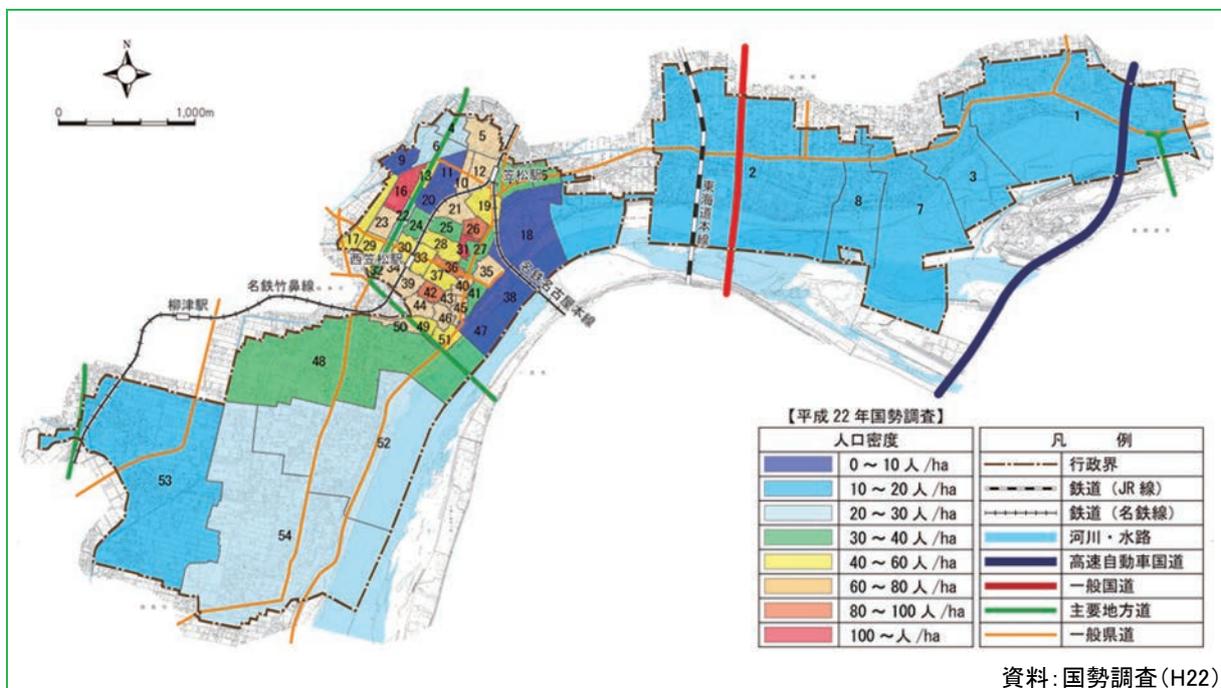
図：人口動態の推移

⑦ 人口密度の分布

平成12年と平成22年における人口密度の分布を比較すると、松枝地域と下羽栗地域では変化はありませんが、笠松地域では人口密度が低くなっている地区もあれば、高くなっている地区もあります。しかし、全体として人口密度が低下している地区が多い状況にあります。



図：人口密度分布図(平成12年)



図：人口密度分布図(平成22年)

2) 土地利用

① 土地利用現況

市街化区域内の自然的土地利用のうち、田の占める面積割合が最も多く13.9%となっており、次いで畑が6.2%となっています。一方で、都市的土地利用では、住宅用地が33.5%と最も高く、次いで道路用地が14.8%となっています。

土地利用現況(次頁図参照)をみると、住宅用地は概ね市街化区域内に分布していますが、松枝地域の南部や南西部の市街化調整区域内において住宅用地の分布が見られます。また、下羽栗地域の市街化調整区域において、住居系厩舎の利用が見られます。

商業用地は、市街化区域内の幹線道路沿いに点在しているほか、市街化調整区域内に笠松競馬場があります。

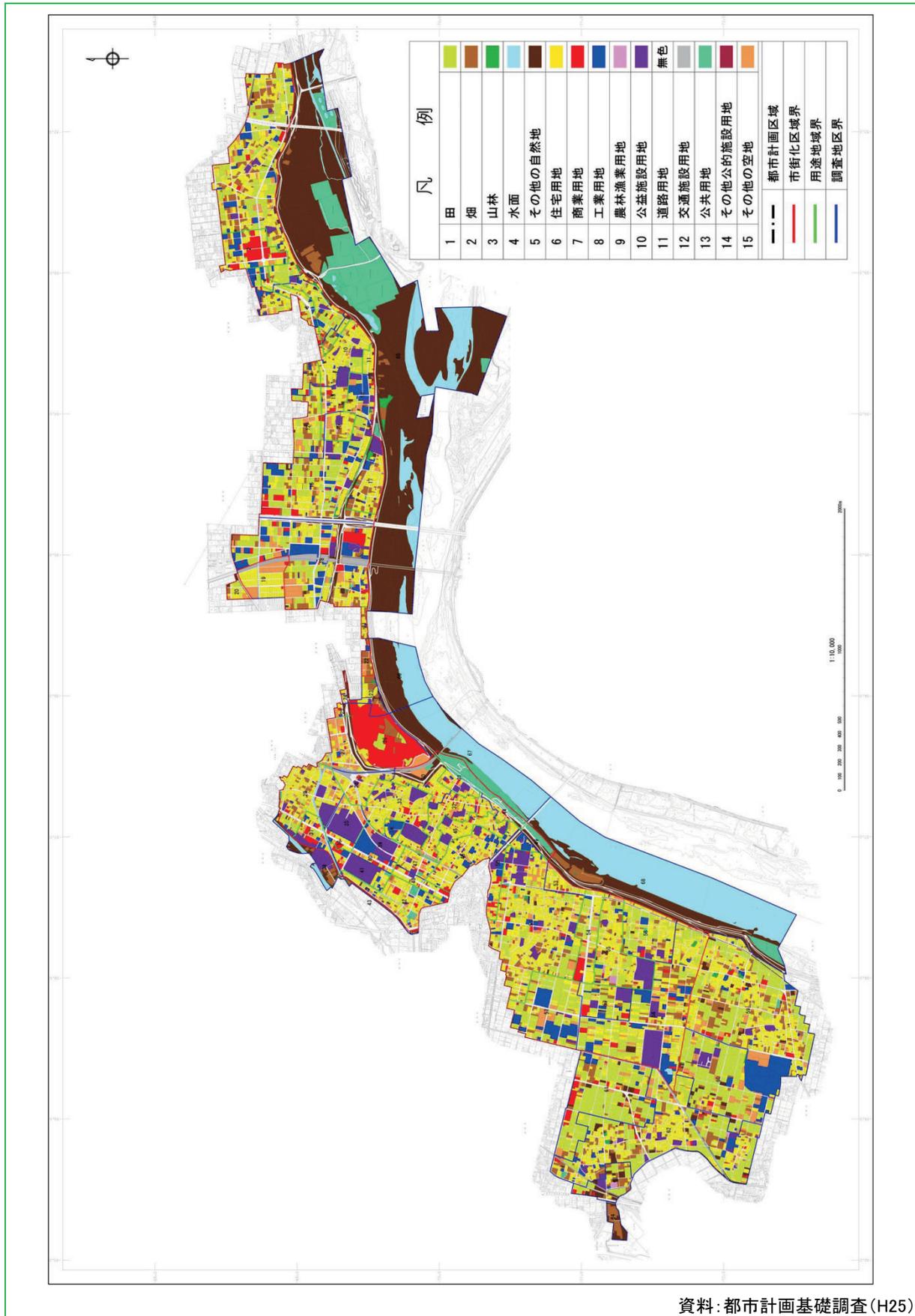
工業用地は、市街化区域内で分散しており、市街化調整区域内(松枝地域)においては一部大規模な工業用地(物流業者)が存在し、その他小規模な工業用地が点在しています。また、町内全域的に住宅と工場が混在しています。

表: 土地利用現況

| 用途区分 | | 市街化区域 | | 市街化調整区域 | | 合計(ha) |
|-----------------|-----------|--------|--------|---------|--------|----------|
| | | 面積(ha) | 構成比 | 面積(ha) | 構成比 | |
| 自然的 土地 利用 | 田 | 71.78 | 13.9% | 59.79 | 11.5% | 131.57 |
| | 畑 | 31.96 | 6.2% | 26.29 | 5.1% | 58.25 |
| | 山林 | 0.85 | 0.2% | 1.30 | 0.3% | 2.15 |
| | 水面 | 2.93 | 0.6% | 102.81 | 19.9% | 105.74 |
| | その他自然地 | 13.68 | 2.6% | 166.15 | 32.1% | 179.83 |
| | 小計 | 121.20 | 23.4% | 356.34 | 68.8% | 477.54 |
| 都市的 土地 利用 | 住宅用地 | 173.56 | 33.5% | 45.08 | 8.7% | 218.64 |
| | 商業用地 | 20.87 | 4.0% | 16.86 | 3.3% | 37.73 |
| | 工業用地 | 38.18 | 7.4% | 11.26 | 2.2% | 49.44 |
| | 農林漁業用地 | 0.69 | 0.1% | 0.38 | 0.1% | 1.07 |
| | 公益施設用地 | 42.64 | 8.2% | 5.90 | 1.1% | 48.54 |
| | 道路用地 | 76.76 | 14.8% | 35.26 | 6.8% | 112.02 |
| | 交通施設用地 | 5.15 | 1.0% | 1.96 | 0.4% | 7.11 |
| | 公共空地 | 6.81 | 1.3% | 31.98 | 6.2% | 38.79 |
| | その他公的施設用地 | 0.00 | 0.0% | 0.00 | 0.0% | 0.00 |
| | その他の空地 | 32.34 | 6.2% | 12.78 | 2.5% | 45.12 |
| 小計 | 397.00 | 76.6% | 161.46 | 31.2% | 558.46 | |
| 合計 | | 518.20 | 100.0% | 517.80 | 100.0% | 1,036.00 |

資料: 都市計画基礎調査(H25)

※面積は都市計画法上の指定面積であり、
国土地理院によるH26公表面積と異なる



図：土地利用現況図

② 用途地域

本町は全域が岐阜都市計画区域の一部になっており、そのうち約半分が市街化区域となっています。一方で、残り約半分が市街化調整区域となっていますが、市街化調整区域の約半分を木曾川を主とする河川区域で占めています。用途地域の面積割合では、準工業地域が最も大きく、下羽栗地域や主要地方道(以下、(主))岐阜稲沢線沿道、松枝地域南部など用途地域の52.5%を占めています。次いで多いのが第1種住居地域で用途地域の32.1%、住居系の用途地域は38.0%となっています。商業系の用途地域は、商業地域が笠松駅周辺に、近隣商業地域が下羽栗地域の一部と(主)岐阜稲沢線沿道にあります。面積は大きくありません。

表:用途地域現況

| 区分 | | 面積 (ha) | 構成比 (市街化区域) | 構成比 (都市計画区域) |
|---------|---------|------------|----------------|-----------------|
| 住居系 | 第1種住居地域 | 166.1 | 32.1% | 16.0% |
| | 第2種住居地域 | 21.9 | 4.2% | 2.1% |
| | 準住居地域 | 9.0 | 1.7% | 0.9% |
| 商業系 | 近隣商業地域 | 17.3 | 3.3% | 1.7% |
| | 商業地域 | 32.0 | 6.2% | 3.1% |
| 工業系 | 準工業地域 | 271.9 | 52.5% | 26.2% |
| 市街化区域 | | 518.2 | 100.0% | 50.0% |
| 市街化調整区域 | | 517.8 | | 50.0% |
| 都市計画区域 | | 1,036.0 | | 100.0% |

資料:笠松町統計書(H26)

※面積は都市計画法上の指定面積であり、
国土地理院によるH26公表面積と異なる

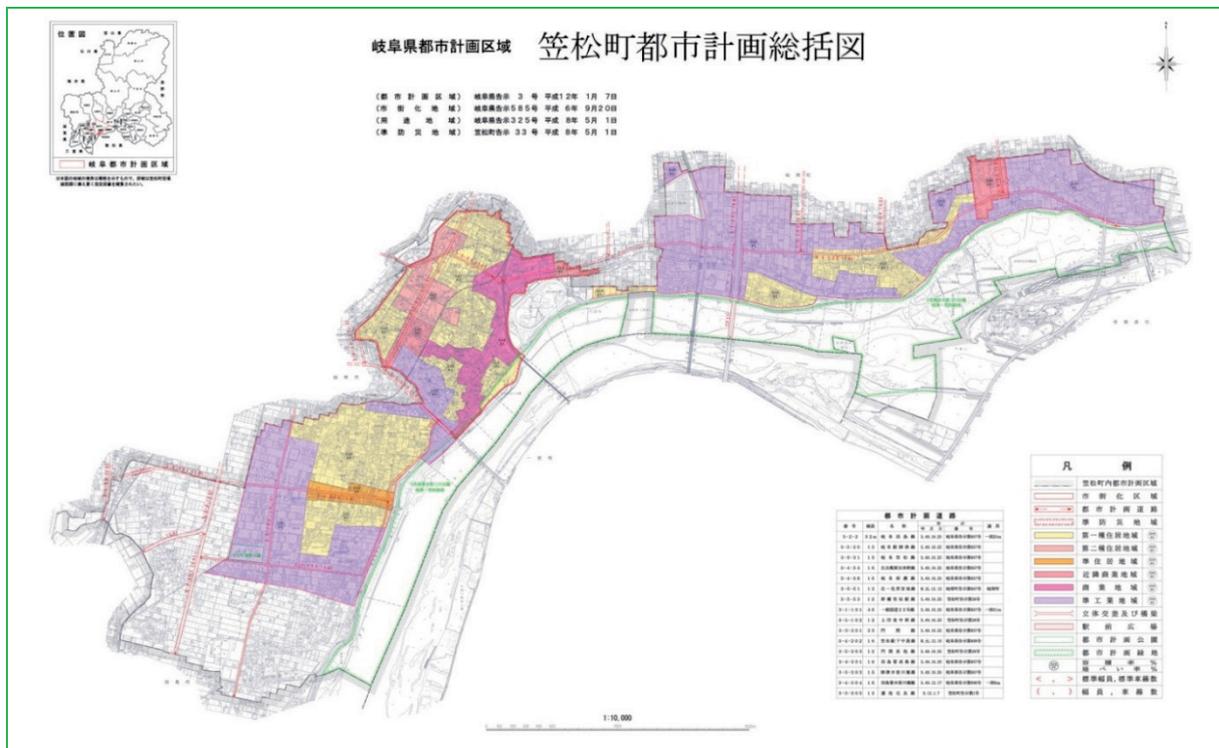


図:都市計画総括図(平成26年4月時点)

③ 建物用途現況

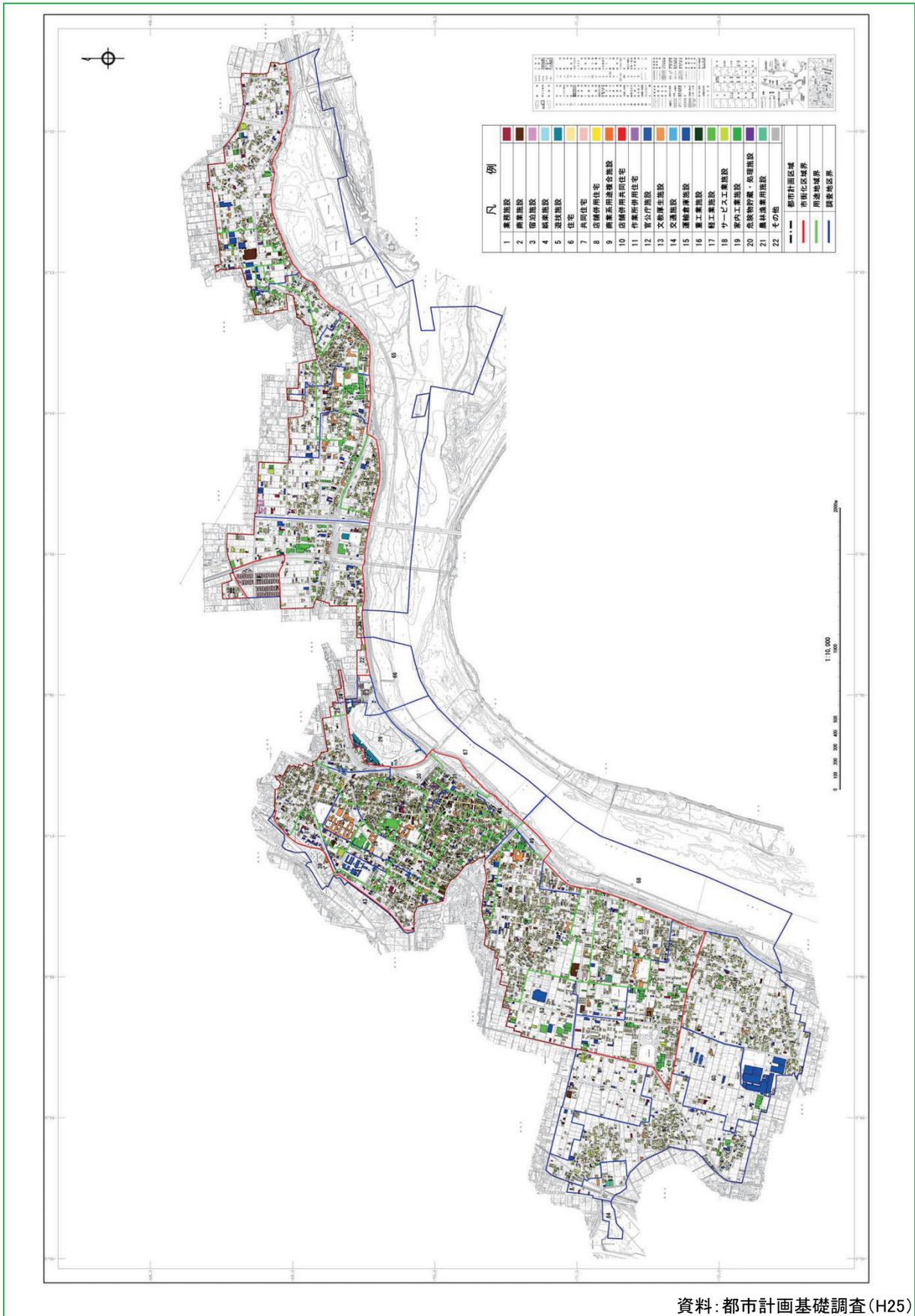
市街化区域内の建物用途別延床面積では、住宅用途面積が 79.23ha と最も大きく、次いで文教厚生施設が 19.45ha となっています。一方、市街化調整区域内では、住宅用途面積が 15.50ha と最も大きく、次いで運輸倉庫施設が 4.64ha となっています。

建物用途現況(次頁図参照)について、笠松地域は住宅が密集していますが、松枝地域と下羽栗地域では住宅が散在しており、比較的規模の大きい工業施設が点在しています。

表：建物用途現況(延床面積)

| 用途区分 | | 市街化区域(ha) | | 市街化調整区域(ha) | | 合計 (ha) |
|------|-----------|-----------|--------|-------------|-------|------------|
| | | | 構成比 | | 構成比 | |
| 商業 | 業務施設 | 3.55 | 86.8% | 0.54 | 13.2% | 4.09 |
| | 商業施設 | 4.82 | 92.2% | 0.41 | 7.8% | 5.23 |
| | 娯楽施設 | 0.06 | 100.0% | 0.00 | 0.0% | 0.06 |
| | 遊技施設 | 0.19 | 6.1% | 2.91 | 93.9% | 3.11 |
| | 宿泊施設 | 0.57 | 100.0% | 0.00 | 0.0% | 0.57 |
| 住宅 | 住宅 | 79.23 | 83.6% | 15.50 | 16.4% | 94.73 |
| | 共同住宅 | 11.59 | 80.4% | 2.83 | 19.6% | 14.42 |
| | 店舗等併用住宅 | 5.19 | 90.8% | 0.53 | 9.2% | 5.72 |
| | 店舗等併用共同住宅 | 0.10 | 100.0% | 0.00 | 0.0% | 0.10 |
| | 作業所併用住宅 | 1.79 | 84.9% | 0.32 | 15.1% | 2.11 |
| 工業 | 軽工業 | 13.91 | 91.6% | 1.27 | 8.4% | 15.19 |
| | サービス工業 | 3.37 | 84.1% | 0.64 | 15.9% | 4.00 |
| | 家内工業 | 0.13 | 87.1% | 0.02 | 12.9% | 0.15 |
| その他 | 官公庁施設 | 2.39 | 68.2% | 1.11 | 31.8% | 3.50 |
| | 文教厚生施設 | 19.45 | 94.9% | 1.05 | 5.1% | 20.50 |
| | 運輸倉庫施設 | 9.24 | 66.6% | 4.64 | 33.4% | 13.88 |
| | 農林漁業用施設 | 0.33 | 58.9% | 0.23 | 41.1% | 0.56 |
| | 供給処理施設 | 0.21 | 100.0% | 0.00 | 0.0% | 0.21 |
| | その他 | 0.05 | 35.8% | 0.10 | 64.2% | 0.15 |
| 合計 | | 156.19 | | 32.11 | | 188.30 |

資料：都市計画基礎調査(H25)
※四捨五入のため合計が一致しない箇所がある



図：建物用途現況図

3) 産業構造

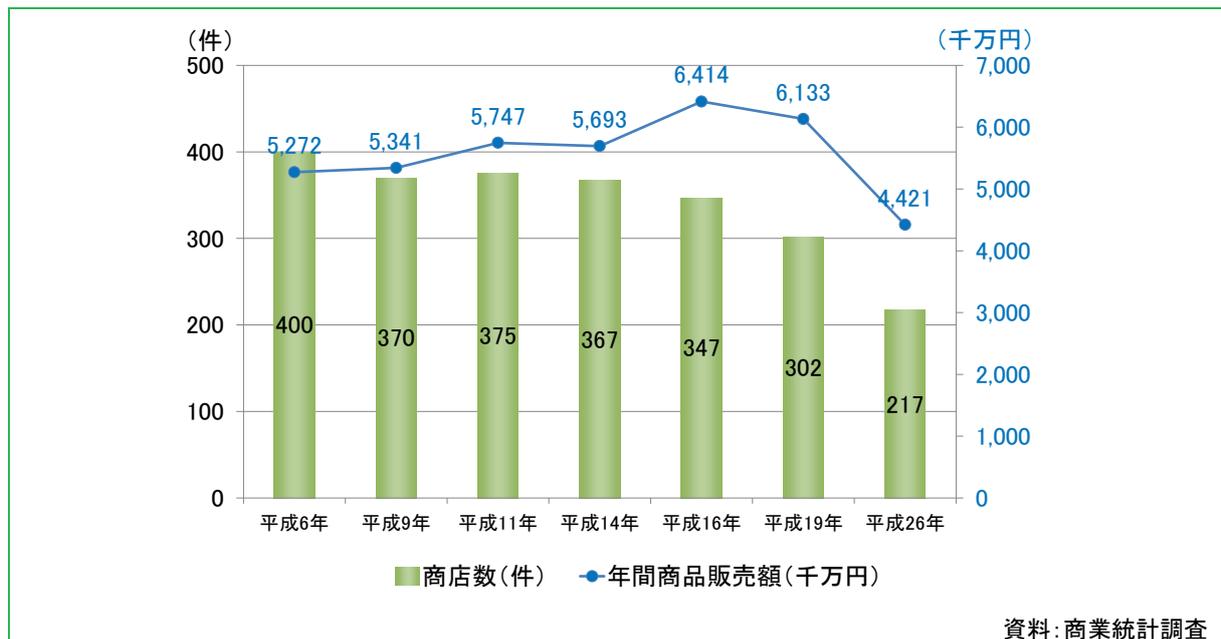
① 商業

本町の商店数は、平成6年から減少しています。年間商品販売額は増加傾向にありましたが、平成26年には大きく減少しています。

表：商業の商店数及び年間商品販売額の推移

| | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 | 平成16年 | 平成19年 | 平成26年 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 商店数(件) | 400 | 370 | 375 | 367 | 347 | 302 | 217 |
| 年間商品販売額(千万円) | 5,272 | 5,341 | 5,747 | 5,693 | 6,414 | 6,133 | 4,421 |

資料：商業統計調査



資料：商業統計調査

図：商業の推移

平成26年の産業中分類別年間販売額は、小売業の中でも飲食料品小売業が高く、次いで自動車・自転車小売業となっています。

表：産業中分類別年間販売額の推移

(単位：百万円)

| 産業中分類 | 平成6年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成14年 | 平成16年 | 平成19年 | 平成26年 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 合計 | 52,718 | 53,408 | 57,469 | 56,932 | 64,144 | 61,329 | 44,207 |
| 卸売業 | 37,261 | 37,332 | 42,127 | 41,718 | 46,681 | 45,705 | 30,840 |
| 小売業(合計) | 15,457 | 16,075 | 15,342 | 15,214 | 17,463 | 15,624 | 13,368 |
| 織物・衣服・身の回り品小売業 | 1,189 | 999 | 1,005 | 750 | 562 | 387 | 182 |
| 各種商品小売業 | x | - | x | - | x | - | x |
| 飲食料品小売業 | 4,885 | 7,624 | 8,010 | 8,542 | 10,475 | 8,932 | 2,588 |
| 自動車・自転車小売業 | x | 491 | x | 758 | 588 | 749 | 748 |
| 家具・じゅう器・家庭用機械器具小売業 | 2,461 | 2,714 | 1,123 | 1,046 | 923 | 918 | x |
| その他小売業 | 4,151 | 4,039 | 4,621 | 4,214 | x | 4,872 | 1,530 |

資料：商業統計調査

※ x は秘匿を示す

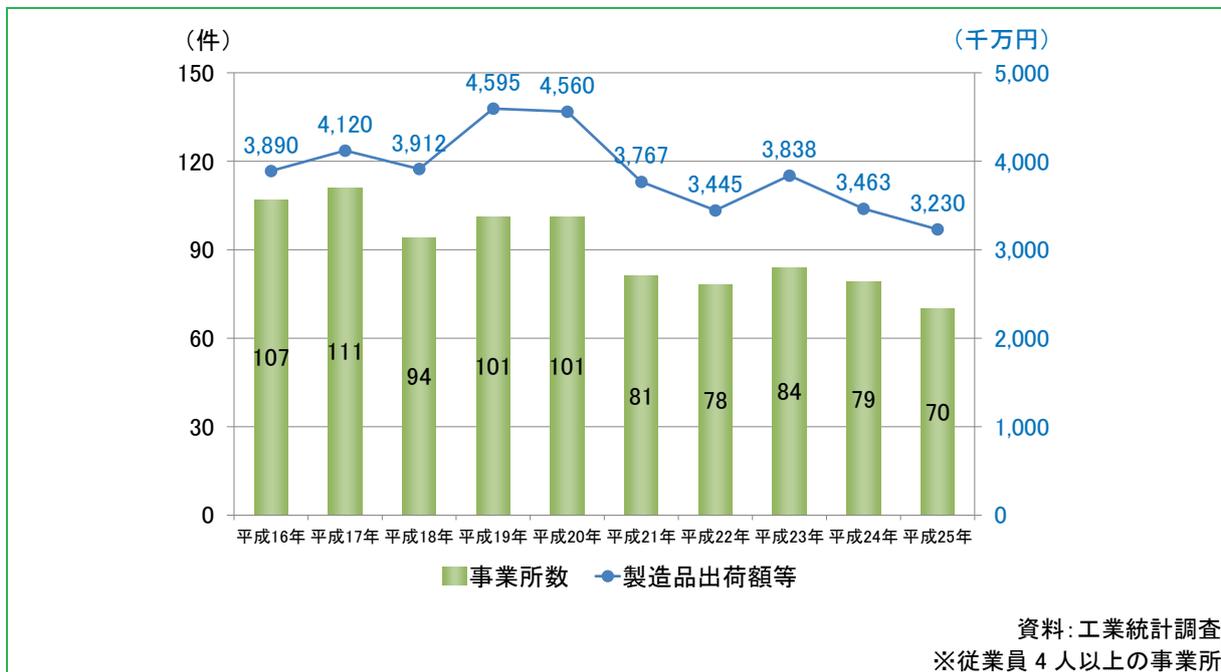
② 工業

本町の事業所数は平成17年以降、製造品出荷額等は平成19年をピークに減少していましたが、近年では減少傾向が穏やかになっています。

表：工業の事業所数及び製造品出荷額等の推移

| | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 事業所数 (件) | 107 | 111 | 94 | 101 | 101 | 81 | 78 | 84 | 79 | 70 |
| 製造品出荷額等 (千万円) | 3,890 | 4,120 | 3,912 | 4,595 | 4,560 | 3,767 | 3,445 | 3,838 | 3,463 | 3,230 |

資料：工業統計調査
※従業員4人以上の事業所



図：工業の推移

③ 農業

本町の農家数は平成2年以降減少していましたが、近年では横ばいとなっています。また、平成22年の総農家数441戸のうち、販売農家数は207戸、自給的農家数は234戸と自給的農家が半数以上を占めています。

表：農家数(平成22年)

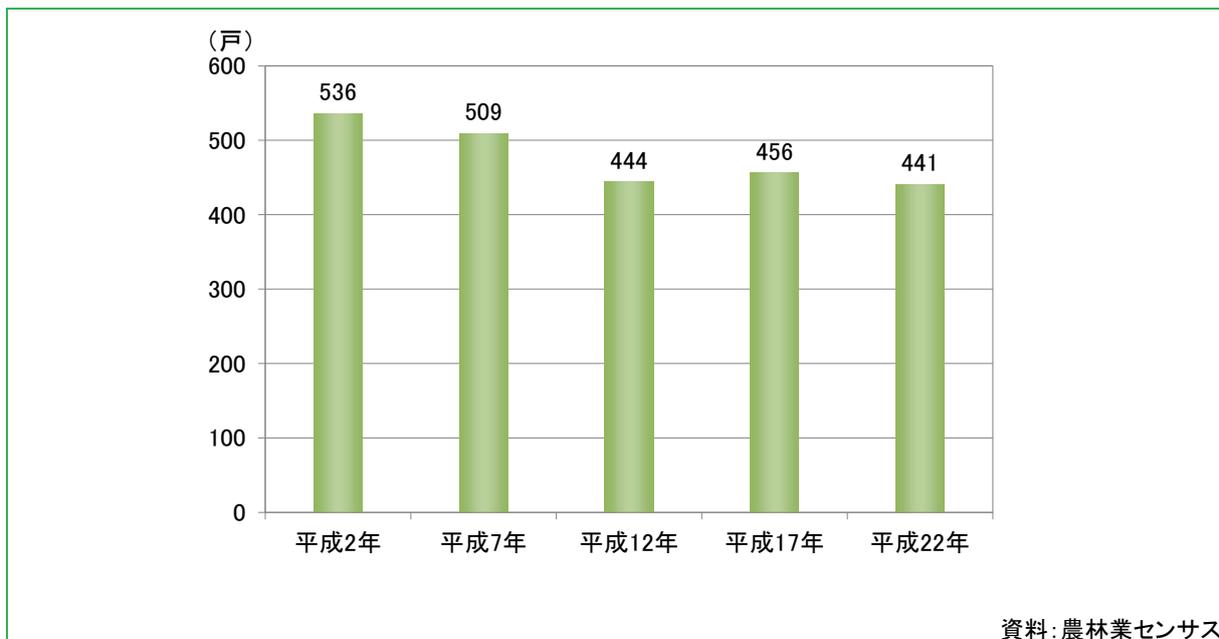
(単位：戸)

| | 農家数合計 | 販売農家数 | 自給的農家数 | 土地持ち非農家数 |
|---------|-------|-------|--------|----------|
| 笠松町 | 441 | 207 | 234 | 77 |
| (旧)笠松町 | 15 | 8 | 7 | 4 |
| (旧)松枝村 | 251 | 134 | 117 | 38 |
| (旧)下羽栗村 | 175 | 65 | 110 | 35 |

資料：農林業センサス

※1 販売農家……………商品生産を主たる目的とする農家(経営耕地面積30a以上。または農産物販売額50万円以上)のことをいう。

※2 自給的農家……………飯米自給等を主たる目的とする農家(経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満)のことをいう。



図：総農家数の推移

4) 交通体系

① 道路の状況

高速自動車国道は、本町の東側に東海北陸自動車道が通っていますが、町内にインターチェンジはなく、町から北東方面に岐阜各務原インターチェンジがあります。また、一般国道は、町のほぼ中央に一般国道 22 号が通っており、主要地方道は、笠松地域に(主)岐阜稲沢線、松枝地域に(主)岐阜南濃線、下羽栗地域に(主)川島三輪線があり、その他一般県道が松枝地域の一般県道(以下、(一))正木岐阜線など 10 路線で町内を網羅しているなど、国県道は比較的充実しています。しかしながら、町の南側を木曾川が流れていることから、愛知県側に接続する路線は一般国道 22 号、(主)岐阜稲沢線、(主)川島三輪線の 3 路線のみと、接続する路線が限定されています。

表:道路の状況

| 区分 | 路線数 | 実延長 (km) | 舗装実延長 (km) | 舗装率 |
|----|-----|-------------|---------------|---------|
| 国道 | 2 | 1.80 | 1.80 | 100.00% |
| 県道 | 11 | 16.38 | 16.38 | 100.00% |
| 町道 | 1 級 | 18 | 12.47 | 99.44% |
| | 2 級 | 14 | 10.00 | 99.30% |
| | その他 | 552 | 130.66 | 91.86% |
| | 計 | 584 | 153.13 | 92.97% |
| 合計 | 597 | 171.31 | 160.54 | 93.71% |

資料:笠松町統計書(H26)

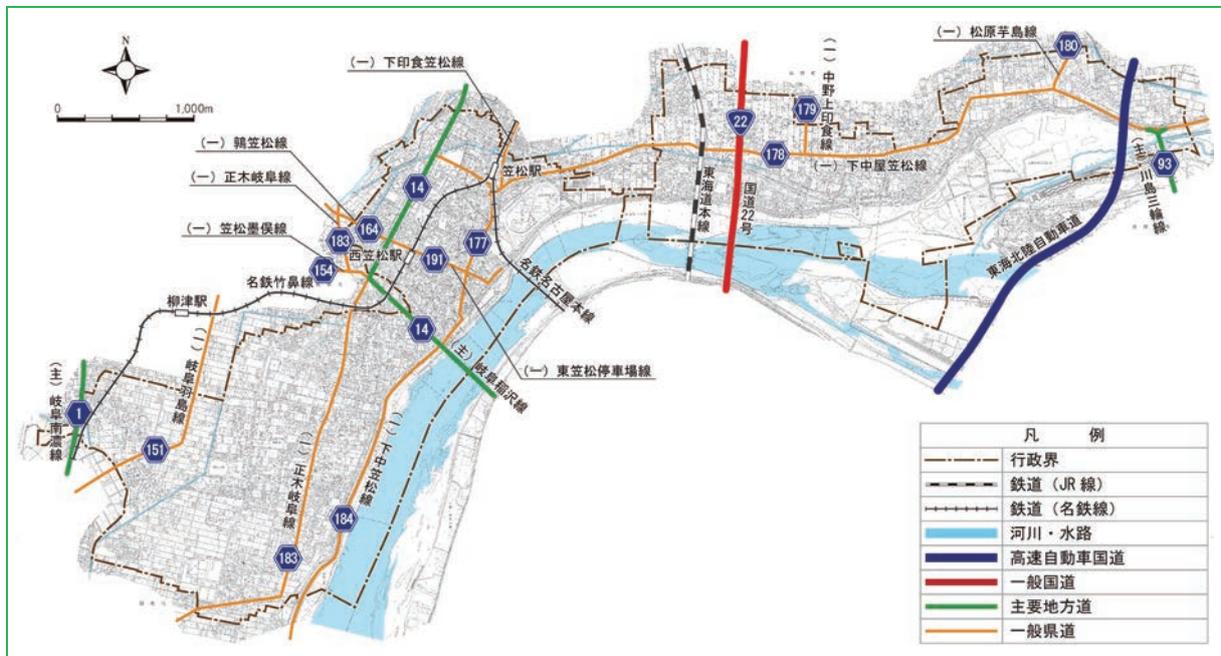
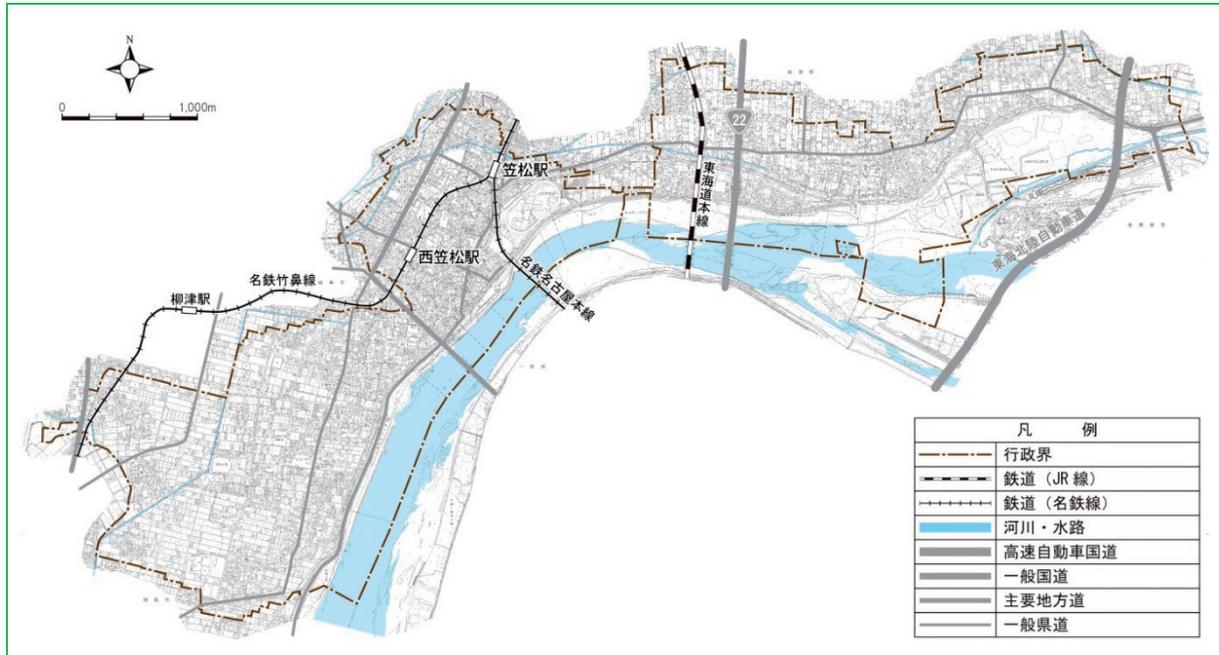


図:道路の状況

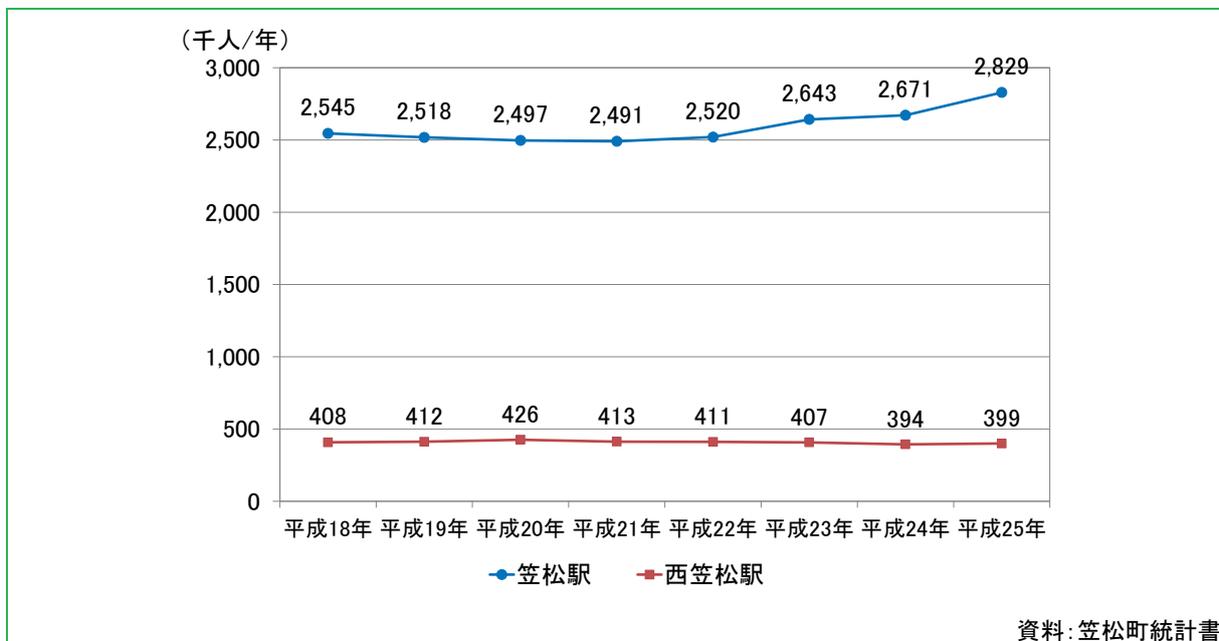
② 鉄道

本町には名鉄の笠松駅、西笠松駅の2つの駅があり、笠松駅は名古屋本線と竹鼻線が接続する駅で、特急電車が停車します。また、西笠松駅は竹鼻線の駅となっています。なお、本町のほぼ中央にはJRの東海道本線が通っていますが、町内に駅はありません。

また、駅別の乗降者数の推移では、西笠松駅は横ばい状態であり、笠松駅は増加傾向にあります。



図：鉄道の状況



図：駅別乗降者数の推移

③ バス

本町には岐阜バスが運行する路線バスと、本町が運行するコミュニティバスである公共施設巡回町民バスがあります。

路線バスは、下羽栗地域を通り、岐阜駅と川島を結ぶ1系統があり、一日上下線合わせて16便(土日休日は7便)運行しています。公共施設巡回町民バスは、町内の主な公共施設を結ぶ1系統があり、一日24便(日休日は12便)運行しています。公共施設巡回町民バスの乗車人員は、年間70,000人を超えています。

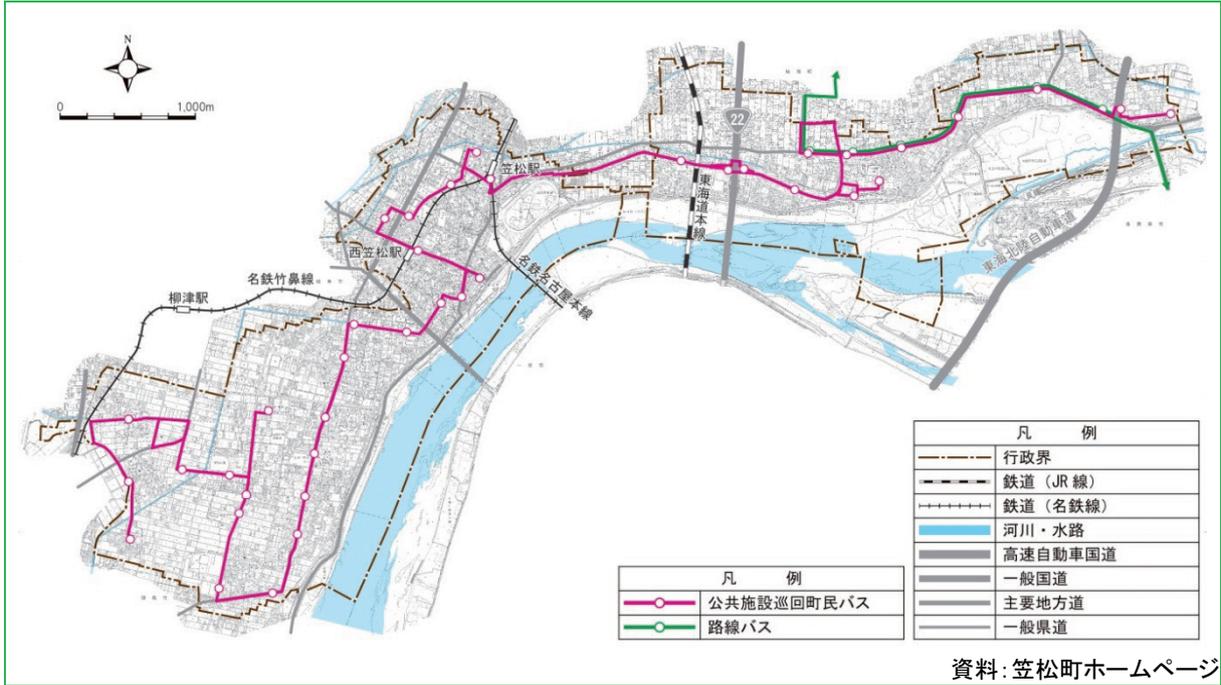


図: バス路線図

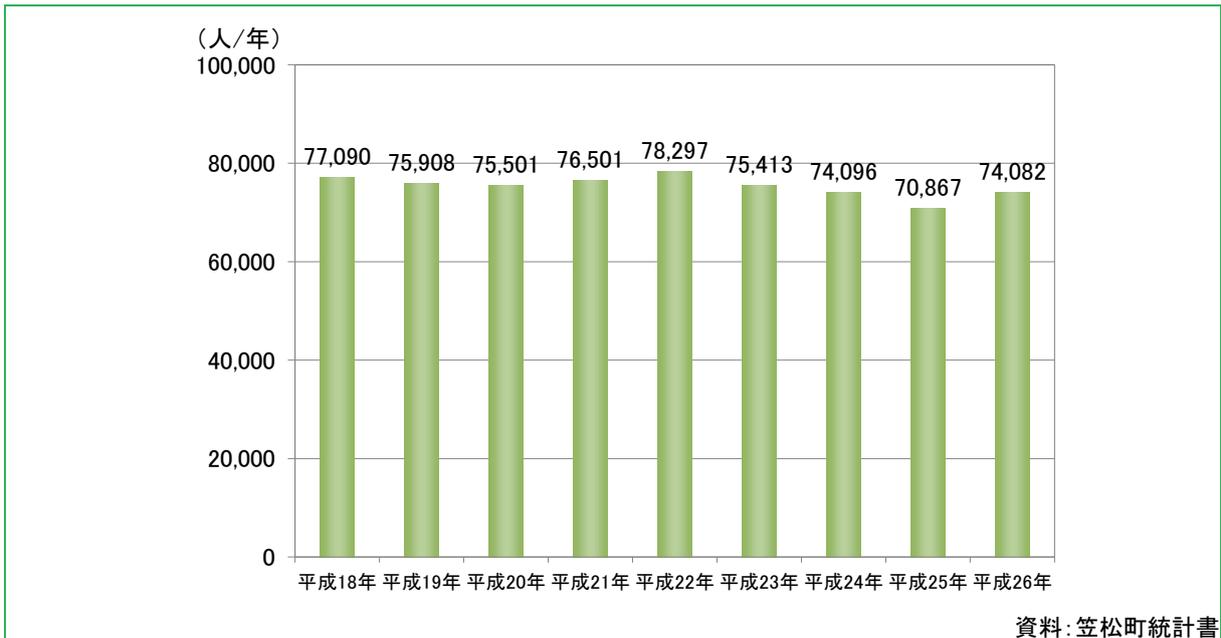


図: 公共施設巡回町民バス乗車人員の推移

5) 市街化動向

① DID

本町の総人口は昭和55年をピークに減少していましたが、平成12年から増加に転じています。一方、DID(人口集中地区)は、昭和50年以降、面積・人口とも減少しており、平成22年では、昭和50年と比べてDID人口は約4割、DID面積は約2割の減少となっています。また、総人口に占めるDID人口の割合も昭和50年の69.6%から平成22年では43.8%と低くなっています。

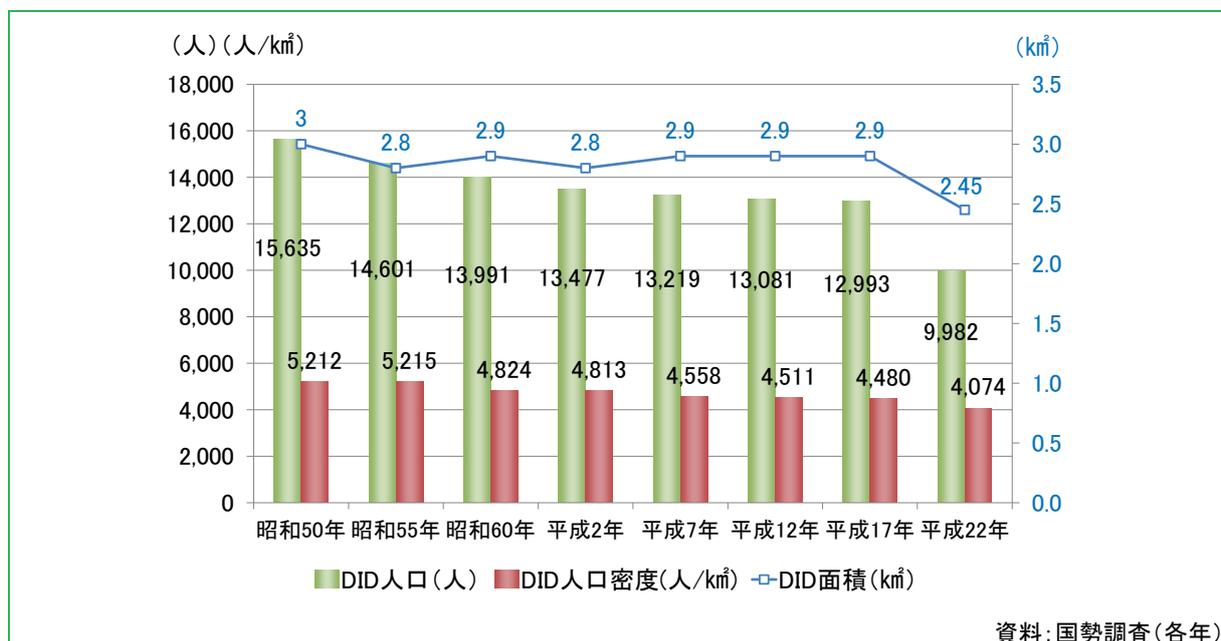
DID人口及びDID面積、DID人口密度をみると、昭和55年から平成22年にかけて減少傾向にあります。

表：DIDの推移

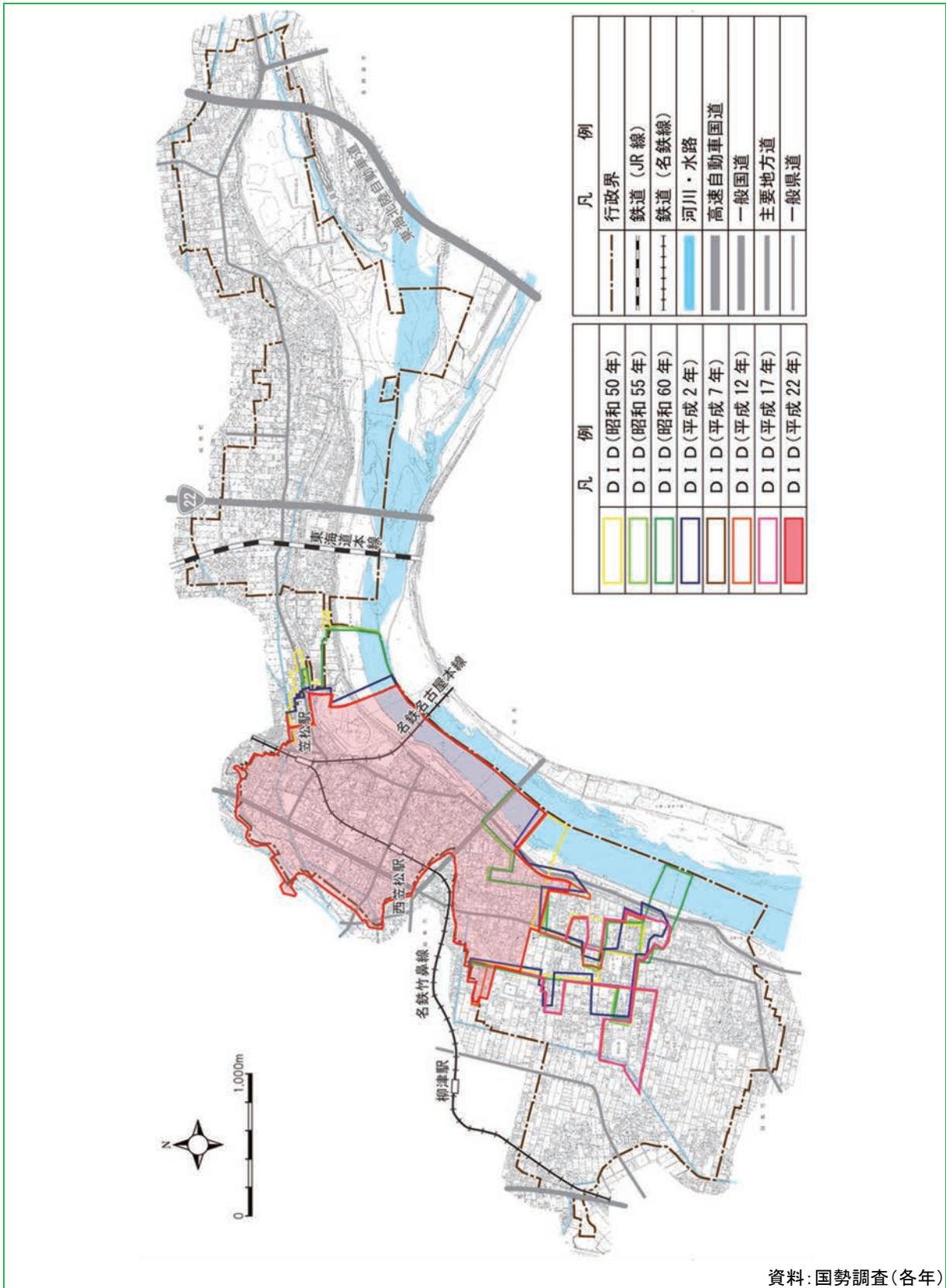
| | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 |
|----------------------------------|---------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 総人口(人) | 22,457 | 22,865 | 22,746 | 22,299 | 21,682 | 22,319 | 22,696 | 22,809 |
| DID人口(人) (減少率) | 15,635 (-) | 14,601 (-6.6%) | 13,991 (-10.5%) | 13,477 (-13.8%) | 13,219 (-15.5%) | 13,081 (-16.3%) | 12,993 (-16.9%) | 9,982 (-36.2%) |
| DID人口割合 | 69.6% | 63.9% | 61.5% | 60.4% | 61.0% | 58.6% | 57.2% | 43.8% |
| DID面積(km ²) (減少率) | 3 (-) | 2.8 (-6.7%) | 2.9 (-3.3%) | 2.8 (-6.7%) | 2.9 (-3.3%) | 2.9 (-3.3%) | 2.9 (-3.3%) | 2.45 (-18.3%) |
| DID人口密度(人/km ²) | 5,212 | 5,215 | 4,824 | 4,813 | 4,558 | 4,511 | 4,480 | 4,074 |

資料：国勢調査(各年)

※「減少率」は昭和50年を基準年としたときの減少率を算出



図：DID人口・人口密度・面積の推移



資料: 国勢調査(各年)

図: DIDの推移

② 開発状況

開発の動向では、平成19年から平成24年までに開発許可制度に基づく開発許可件数が179件あり、そのうち住宅用地が130件と、約7割以上を占めています。

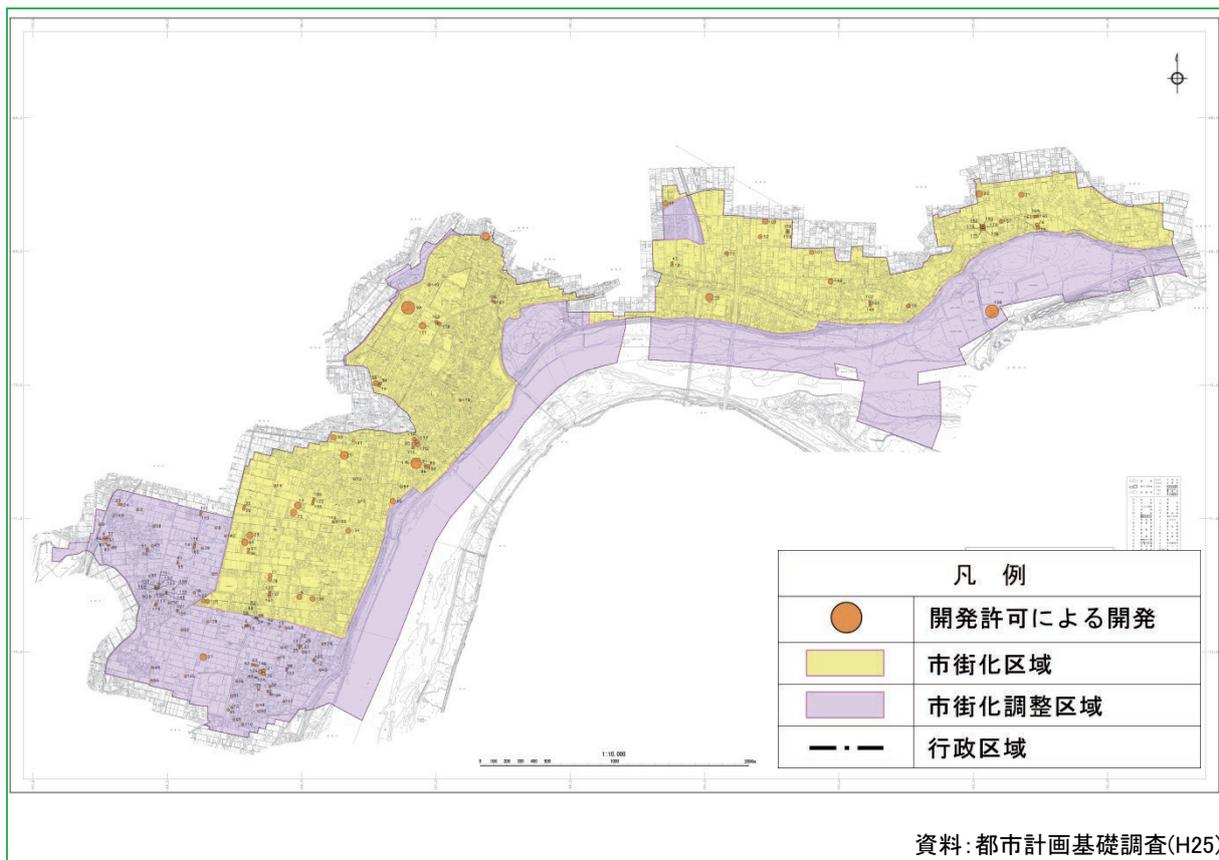
住宅用地の開発件数は、平成19年から平成22年にかけて減少傾向にありましたが、平成22以降は増加傾向にあります。

市街化区域では1,000㎡以上の分譲住宅の開発が多く、松枝地域の市街化調整区域においては、小規模な宅地の開発が多く見られます。

表：開発許可による開発件数

| 年度 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 合計 | 構成比 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|
| 住宅用地 | 23 | 20 | 15 | 15 | 16 | 41 | 130 | 72.6% |
| 商業用地 | 1 | 2 | | | 2 | 7 | 12 | 6.7% |
| 工業用地 | 3 | 3 | | 3 | 1 | 4 | 14 | 7.8% |
| その他 | 2 | 2 | 2 | 2 | 6 | 9 | 23 | 12.8% |
| 合計 | 29 | 27 | 17 | 20 | 25 | 61 | 179 | 100.0% |

資料：都市計画基礎調査(H25)
※四捨五入のため合計が一致しない箇所がある



図：宅地開発状況図

6) 都市基盤整備状況

① 都市計画道路

本町の都市計画道路は、昭和 49 年に初めて都市計画決定されて以降、随時変更され、平成 26 年 3 月時点では、計 15 路線で 16.89km あります。そのうち、改良済延長は 6.71km、改良率は約 40%となっています。

また、本町の地理的特性から、本町内で完結する都市計画道路は少なく、他市町にまたがる都市計画道路が多いため、過去 5 年の推移をみても都市計画道路の整備が進んでいません。

表：都市計画道路の整備状況の推移

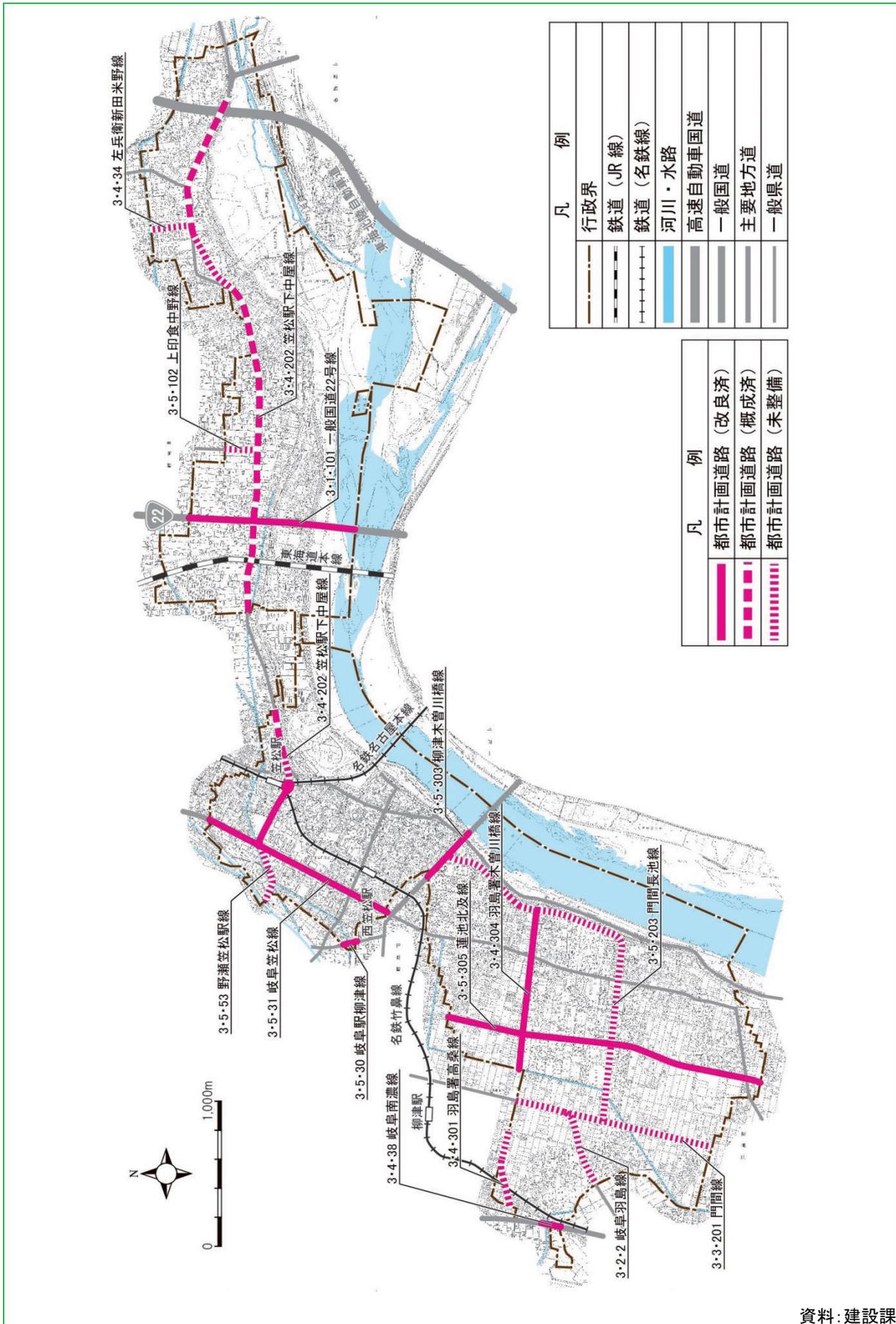
| | 平成 21 年 | 平成 22 年 | 平成 23 年 | 平成 24 年 | 平成 25 年 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 計画延長(km) | 16.89 | 16.89 | 16.89 | 16.89 | 16.89 |
| 改良済み延長(km) | 6.71 | 6.71 | 6.71 | 6.71 | 6.71 |
| 改良率 | 39.7% | 39.7% | 39.7% | 39.7% | 39.7% |

資料：都市計画現況調査、建設課

表：都市計画道路の整備状況(平成 26 年 3 月 31 日時点)

| 線番号 | 路線名 | 幅員 (m) | 車線数 | 総延長 (m) | 町内 (m) | 改良済 (m) | 概成済 (m) | 未整備 (m) | 改良率 | 整備率 |
|---------|------------|-----------|-----|------------|-----------|------------|------------|------------|--------|--------|
| 3・2・2 | 岐阜羽島線 | 32 | 未決定 | 6,480 | 840 | | | 840 | 0.0% | 0.0% |
| 3・5・30 | 岐阜駅柳津線 | 15 | 2 | 4,960 | 110 | 110 | | | 100.0% | 100.0% |
| 3・5・31 | 岐阜笠松線 | 15 | 2 | 5,630 | 1,270 | 1,270 | | | 100.0% | 100.0% |
| 3・4・34 | 左兵衛新田米野線 | 16 | 未決定 | 4,030 | 220 | | | 220 | 0.0% | 0.0% |
| 3・4・38 | 岐阜南濃線 | 16 | 未決定 | 4,520 | 140 | 140 | | | 100.0% | 100.0% |
| 3・5・53 | 野瀬笠松駅線 | 12 | 未決定 | 1,660 | 920 | 420 | | 500 | 45.7% | 45.7% |
| 3・1・101 | 一般国道 22 号線 | 46 | 未決定 | 2,030 | 1,130 | 1,130 | | | 100.0% | 100.0% |
| 3・5・102 | 上印食中野線 | 12 | 未決定 | 1,910 | 240 | | | 240 | 0.0% | 0.0% |
| 3・3・201 | 門間線 | 25 | 未決定 | 1,060 | 1,060 | | | 1,060 | 0.0% | 0.0% |
| 3・4・202 | 笠松駅下中屋線 | 16 | 未決定 | 4,920 | 3,970 | | 3,350 | 620 | 0.0% | 84.4% |
| 3・5・203 | 門間長池線 | 12 | 未決定 | 1,880 | 1,880 | | | 1,880 | 0.0% | 0.0% |
| 3・4・301 | 羽島署高桑線 | 16 | 未決定 | 2,810 | 550 | | | 550 | 0.0% | 0.0% |
| 3・5・303 | 柳津木曾川橋線 | 15 | 未決定 | 1,710 | 380 | 380 | | | 100.0% | 100.0% |
| 3・4・304 | 羽島署木曾川橋線 | 16 | 未決定 | 2,200 | 2,000 | 1,080 | | 920 | 54.0% | 54.0% |
| 3・5・305 | 蓮池北及線 | 12 | 2 | 2,640 | 2,180 | 2,180 | | | 100.0% | 100.0% |
| 合計 | | | | 48,440 | 16,890 | 6,710 | 3,350 | 6,830 | 39.7% | 59.6% |

資料：建設課



資料:建設課

図:都市計画道路の整備状況(平成26年3月31日時点)

② 公園

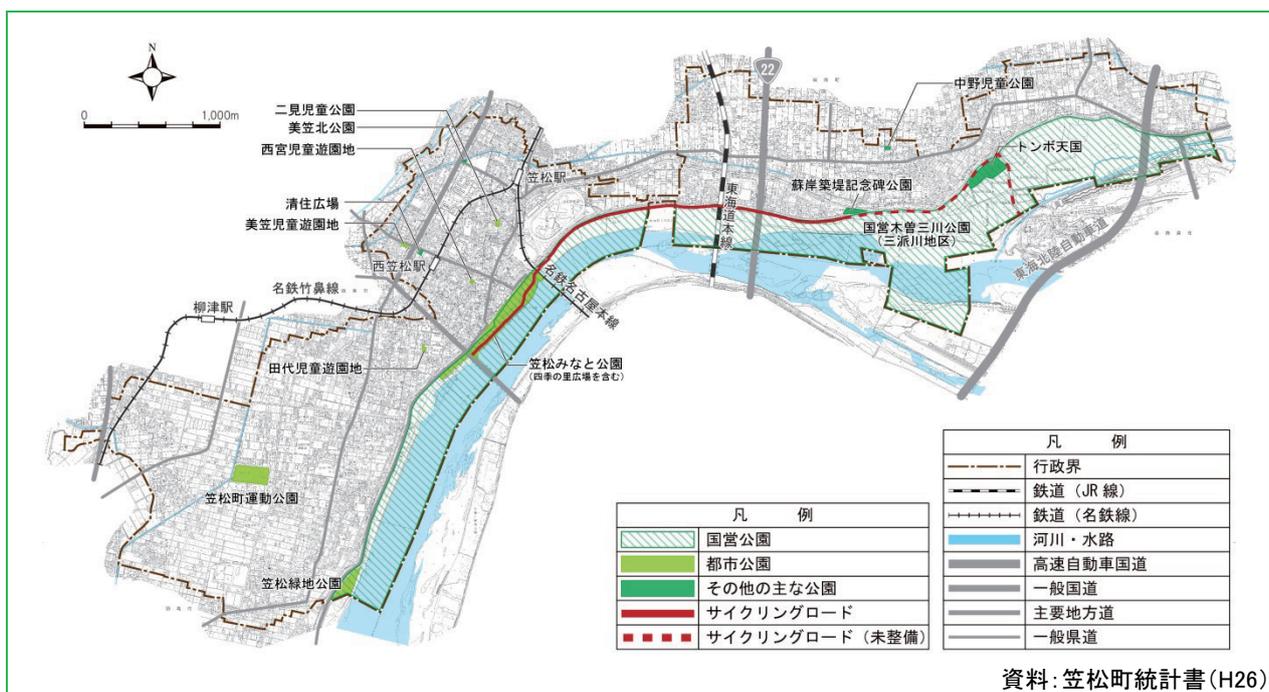
都市公園は 7 箇所あり、それぞれ地区公園、近隣公園、街区公園に位置づけられています。特に、木曾川沿いに位置する「笠松みなと公園」は、面積が 5.56ha と町内で最も規模が大きい公園となっています。なお、3 地域の基幹公園のうち笠松地域の「笠松みなと公園」及び下羽栗地域の「トンボ天国」は整備済みであり、松枝地域の「笠松町運動公園」は平成 25 年度より整備を進めています。また、笠松みなと公園から蘇岸築堤記念碑公園までの木曾川沿いにはサイクリングロードが整備されています。

また、笠松町の木曾川沿川は、国営木曾三川公園(三派川地区)に属しており、都市計画緑地国営木曾三川公園岐南・笠松緑地となっています。

表: 公園一覧

| 種別 | 名称 | 所在地 | 面積 (ha) | 開設年月日 | |
|----------|-----------------|--------------------|---------------------|-------------------|-------------------|
| 国営公園 | 国営木曾三川公園(三派川地区) | | 270.6 | 昭和 61 年 12 月 19 日 | |
| 都市公園 | 街区公園 | 西宮児童遊園地 | 笠松町西宮町 130 番地 | 0.22 | 昭和 38 年 10 月 4 日 |
| | 街区公園 | 美笠児童遊園地 | 笠松町瓢町 16 番地 | 0.34 | 昭和 39 年 8 月 25 日 |
| | 街区公園 | 田代児童遊園地 | 笠松町田代字天神 290 番地 | 0.22 | 昭和 42 年 2 月 15 日 |
| | 近隣公園 | 笠松みなと公園 | 笠松町港町官有地無番地 | 5.56 | 昭和 44 年 3 月 31 日 |
| | 地区公園 | 笠松緑地公園 | 笠松町北及字外山 3545 番地の 1 | 1.39 | 昭和 50 年 5 月 24 日 |
| | 街区公園 | 二見児童公園 | 笠松町二見町 65 番地 | 0.12 | 昭和 52 年 12 月 22 日 |
| | 近隣公園 | 笠松町運動公園 | 笠松町北及字高坪 1655 番地の 1 | 2.11 | 平成 26 年 3 月 31 日 |
| その他の主な公園 | 中野児童公園 | 笠松町中野字村北 174 番地 | 0.10 | 昭和 53 年 11 月 15 日 | |
| | 蘇岸築堤記念碑公園 | 笠松町円城寺字東栗屋 933 番地先 | 0.12 | 昭和 53 年 11 月 25 日 | |
| | トンボ天国 | 笠松町江川字村西 119 番地地先 | 2.18 | 平成元年 3 月 28 日 | |
| | 清住広場 | 笠松町清住町 37 番地 | 0.09 | 平成 6 年 3 月 30 日 | |
| | 美笠北公園 | 笠松町美笠通 1 丁目 48 番地 | 0.01 | 平成 7 年 3 月 29 日 | |

資料: 笠松町統計書(H26) 都市計画現況調査(H25)



資料: 笠松町統計書(H26)

図: 公園の分布状況

③ 下水道

本町の下水道の排除方式は、木曾川右岸流域下水道計画に整合させ、全区域について雨水と汚水を別々に排除する方式の分流式としています。

汚水は、全体計画で 683ha が計画決定されおり、そのうち整備面積は平成 26 年度末時点で約 484ha と整備率は約 7 割となっています。

また、平成 27 年度には松枝処理分区の予定処理区域を拡大し、668ha が認可面積となっています。

雨水は、全体計画で 215ha が計画決定されており、平成 24 年度の変更で 103.2ha が認可面積となり、整備を進めています。

表：下水道(汚水)の状況

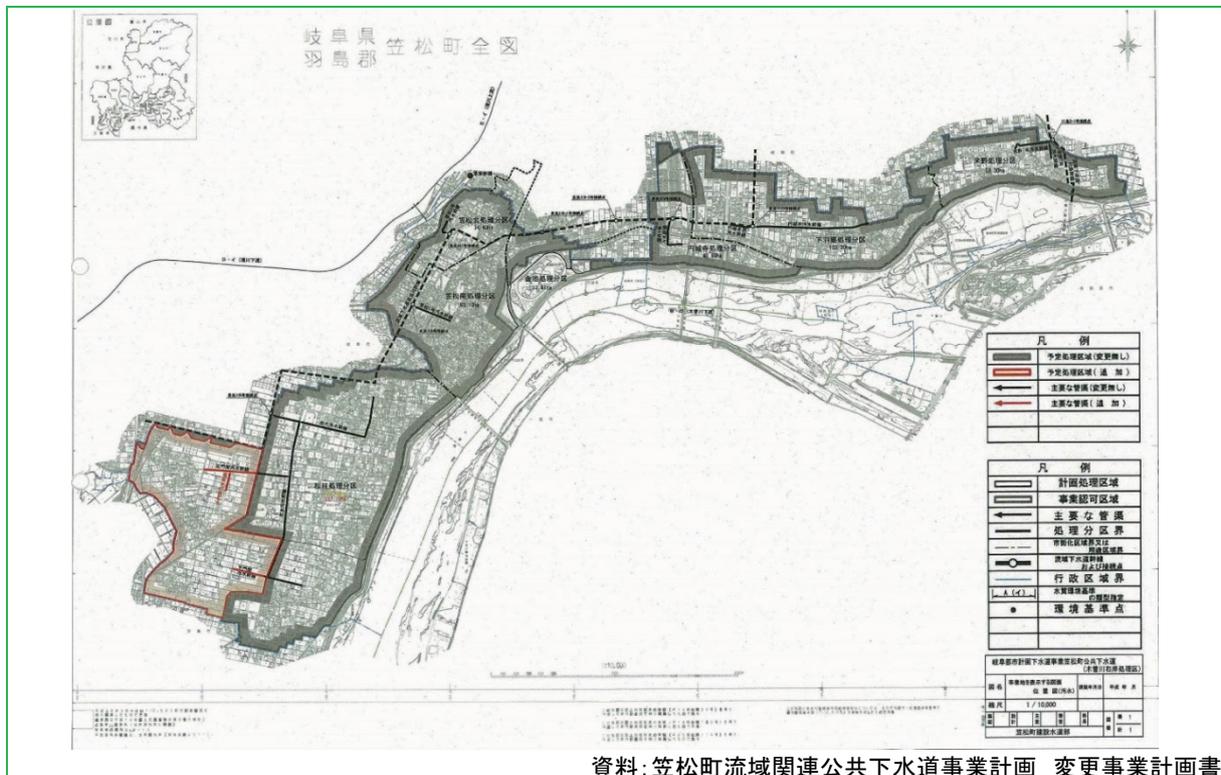
| 決定年 | 排水区域(ha) | | | | 最終変更年 |
|---------|----------|------|-------|-------|----------|
| | 全体面積 | 認可面積 | 整備面積 | 水洗化率 | |
| 昭和 63 年 | 683 | 668 | 483.8 | 80.3% | 平成 27 年度 |

資料：笠松町ホームページ、笠松町流域関連公共下水道事業計画 変更事業計画書

表：下水道(雨水)の状況

| 決定年月日 | 排水区域(ha) | | 最終変更年 |
|---------|----------|-------|----------|
| | 全体面積 | 認可面積 | |
| 昭和 63 年 | 215 | 103.2 | 平成 24 年度 |

資料：笠松町ホームページ



資料：笠松町流域関連公共下水道事業計画 変更事業計画書

図：下水道(汚水)の状況

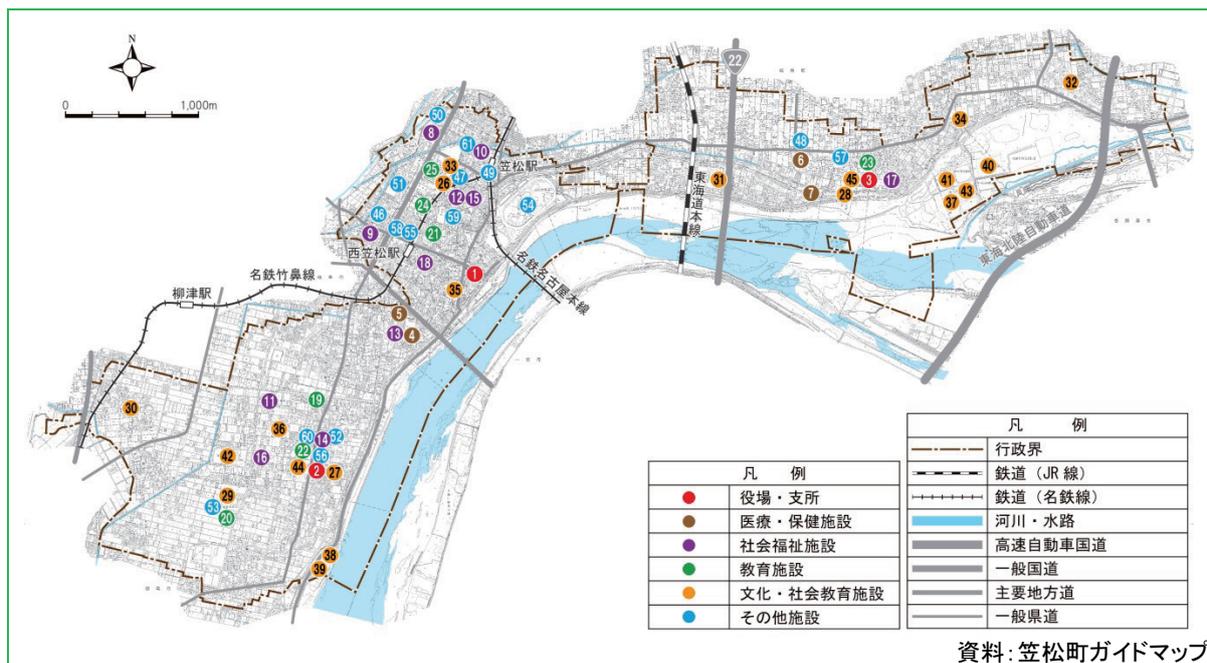
7) 公共施設等

本町の主要な施設は町内各地に分布していますが、地域別では、笠松地域は地域全体に施設が分布しており、松枝地域、下羽栗地域は、支所を中心とする地区に施設が配置されています。

施設種別でみると、医療・保健施設は、松枝地域と笠松地域の間に「松波総合病院」、下羽栗地域では「愛生病院」が主な病院となっています。また、社会福祉施設及び教育施設は、笠松地域・松枝地域に多く配置されており、運動場は下羽栗地域の河川敷に多く配置されています。

表：公共施設等の一覧表

| 種別 | No. | 名称 | 種別 | No. | 名称 | 種別 | No. | 名称 |
|------------|-----|---------------|-----------|---------|-------------|----------------|-----|--------------|
| 支所 役場 | 1 | 笠松町役場 | 教育施設 | 22 | 松枝小学校 | 文化・社会教育施設 | 42 | 運動公園内運動場 |
| | 2 | 松枝支所 | | 23 | 下羽栗小学校 | | 43 | 多目的運動場 |
| | 3 | 下羽栗支所 | | 24 | 笠松中学校 | | 44 | 南体育館 |
| 保健施設 医療 | 4 | 松波総合病院(南館) | | 25 | 岐阜工業高等学校 | | 45 | 総合会館 |
| | 5 | 松波総合病院(北館) | | 26 | 中央公民館 | | 46 | 笠松郵便局 |
| | 6 | 愛生病院 | 27 | 松枝公民館 | 47 | 春日郵便局 | | |
| | 7 | シルバーポートふれあいの家 | 28 | 下羽栗会館 | 48 | 中野郵便局 | | |
| 社会福祉施設 | 8 | 緑会館 | 文化・社会教育施設 | 29 | 松枝みなみ会館 | その他施設 | 49 | ふらっと笠松 |
| | 9 | 厚生会館 | | 30 | 北門間会館 | | 50 | 火葬場 |
| | 10 | 福祉会館 | | 31 | 円城寺集会場 | | 51 | 笠松刑務所 |
| | 11 | 福祉健康センター | | 32 | 米野会館 | | 52 | 学校給食センター |
| | 12 | 子育て支援センター | | 33 | 町民体育館 | | 53 | 産業技術センター |
| | 13 | 児童館 | | 34 | スポーツ交流館 | | 54 | 笠松競馬場 |
| | 14 | 心身障害者小規模授産所 | | 35 | 歴史未来館 | | 55 | 笠松交番 |
| | 15 | 第一保育所 | | 36 | 町民運動場 | | 56 | 松枝駐在所 |
| | 16 | 松枝保育所 | | 37 | 勤労青少年運動場 | | 57 | 下羽栗駐在所 |
| | 17 | 下羽栗保育所 | | 38 | 緑地公園内運動場 | | 58 | 羽島郡広域連合消防本部 |
| | 18 | 笠松保育園 | | 39 | 緑地公園内テニスコート | | 59 | コミュニティ消防センター |
| 施設 教育 | 19 | 笠松幼稚園 | 40 | 町民米野運動場 | 60 | 南部コミュニティ消防センター | | |
| | 20 | 笠松双葉幼稚園 | 41 | 町民江川運動場 | 61 | 商工会館 | | |
| | 21 | 笠松小学校 | | | | | | |



図：公共施設の分布状況

8) 地域防災

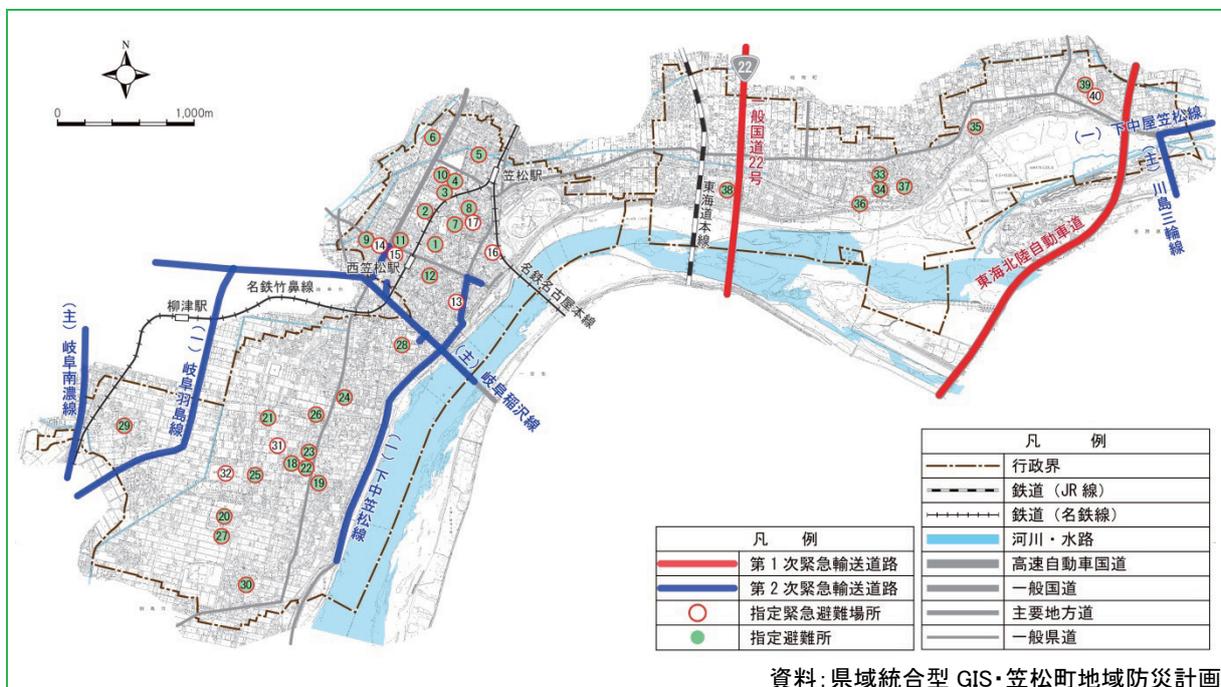
① 緊急輸送道路・避難場所等

本町では、県が指定する第1次緊急輸送道路として、東海北陸自動車道と一般国道22号の2路線、第2次緊急輸送道路として、岐阜南濃線や岐阜稲沢線など6路線があり、第3次緊急道路の指定はありません。第1次緊急輸送道路は周辺市をまたぐように配置されており、第2次緊急輸送道路は、町役場や消防署などの防災拠点を結ぶように配置されています。

また、本町には、指定緊急避難場所が学校、体育館、グラウンド、保育所(園)など65箇所、指定避難場所が36箇所指定されています。

表: 避難場所等一覧

| No. | 施設名称 | No. | 施設名称 | No. | 施設名称 | No. | 施設名称 |
|-----|--------------|----------|-------------|----------|----------------|-----------|-----------|
| 1 | 笠松小学校 | 11 | 羽島郡広域連合消防本部 | 22 | 南体育館 | 32 | 運動公園内運動場 |
| | 笠松小学校体育館 | 12 | 笠松保育園 | 23 | 南部コミュニティ消防センター | 33 | 下羽栗小学校 |
| | 笠松小学校運動場 | | 笠松保育園運動場 | 24 | リバーサイド笠松園 | | 下羽栗小学校体育館 |
| 2 | 笠松中学校 | 13 | 歴史未来館 | 25 | 松枝保育所 | 34 | 下羽栗小学校運動場 |
| | 笠松中学校屋内運動場 | 14 | 忠霊塔広場 | 松枝保育所運動場 | 総合会館 | | |
| | 笠松中学校運動場 | 15 | 清住町広場 | 26 | 笠松幼稚園 | 総合会館駐車場 | |
| 3 | 中央公民館 | 16 | 奈良津駐車場 | 笠松幼稚園運動場 | 35 | スポーツ交流館 | |
| | 中央公民館駐車場 | 17 | 二見児童公園 | 笠松双葉幼稚園 | スポーツ交流館駐車場 | | |
| 4 | 町民体育館 | 18 | 松枝小学校 | 27 | 笠松双葉幼稚園運動場 | 36 | 下羽栗会館 |
| 5 | 福社会館 | | 松枝小学校体育館 | 28 | 児童館 | 下羽栗会館駐車場 | |
| | 福社会館駐車場 | 松枝小学校運動場 | 29 | 児童館運動場 | 37 | 下羽栗保育所 | |
| 6 | 緑会館 | 19 | 松枝公民館 | 北門間会館 | 38 | 下羽栗保育所運動場 | |
| 7 | コミュニティ消防センター | 20 | 松枝みなみ会館 | 30 | 児神社 | 39 | 円城寺集会所 |
| 8 | 第一保育所 | 21 | 松枝みなみ会館駐車場 | 31 | 児神社境内 | 40 | 米野会館 |
| | 第一保育所運動場 | 福祉健康センター | 福祉健康センター駐車場 | 町民運動場 | 日枝神社境内 | | |
| 9 | 厚生会館 | | | | | | |
| 10 | 岐阜工業高等学校体育館 | | | | | | |
| | 岐阜工業高等学校運動場 | | | | | | |



資料: 県域統合型 GIS・笠松町地域防災計画

図: 緊急輸送道路・避難場所等分布図

※1 指定緊急避難場所……………災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所
 ※2 指定避難所……………災害の危険性があり避難した住民などが災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民などを一時的に滞在させるための施設

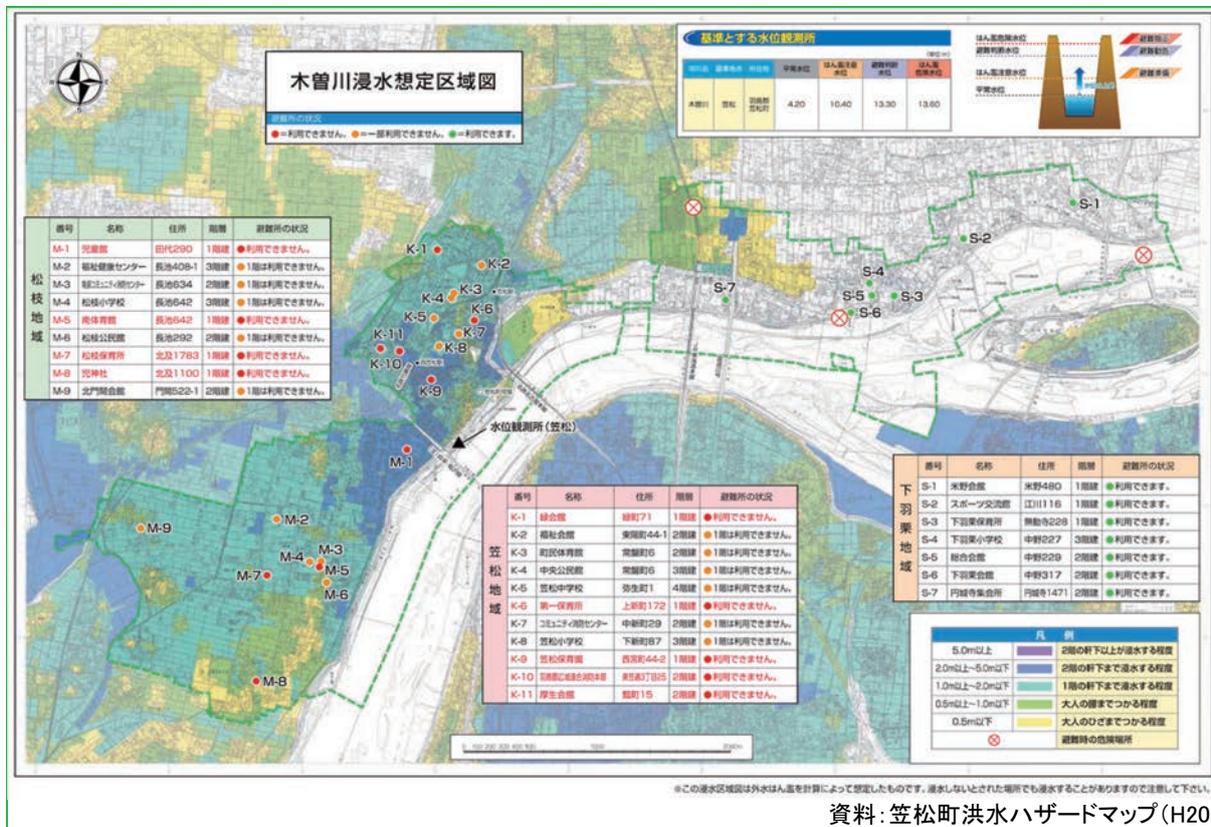
② 水害

本町では、昭和 51 年、昭和 52 年の豪雨により大規模な浸水被害が発生しています。また、本町は木曽川、長良川、境川に近接していることから、洪水による浸水被害も想定されます。

そのため、本町では、木曽川、長良川、境川でそれぞれ洪水が発生した場合を想定し、安全な避難に役立つよう洪水ハザードマップを作成しています。

本町においては、木曽川の洪水による浸水被害が最も大きくなると想定されています。想定される被害は、笠松地域の一部及び松枝地域において 2.0m 以上から 5.0m 以下の浸水が想定されており、当該 2 地域のほとんどで 1.0m 以上から 2.0m 以下の浸水が想定されています。また、下羽栗地域では西側の一部区域において 1.0m 以下もしくは 0.5m 以下の浸水が想定されています。

また、近年都市化の進展による遊水地の減少や頻発するゲリラ豪雨により、下羽栗地域で道路が冠水するなどの浸水被害が生じていることから、公共下水道事業の事業区域を拡大し雨水排除対策を進めています。



図：木曽川浸水想定区域図

(4) 現況のまとめ

| 項目 | | 現況 |
|------|---------|---|
| 自然 | 位置・地勢 | <ul style="list-style-type: none"> ● 木曾川右岸に沿って帯状に広がる低湿地帯である。 ● 笠松地域を中心とする3つの地域に分けられる。 |
| 歴史 | 文化財 | <ul style="list-style-type: none"> ● 岐阜と名古屋を結ぶ水陸交通の要衝として繁栄した。 ● 有形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・天然記念物等)があり、記念物は各地に分散している。 |
| 人口 | 人口・世帯数 | <ul style="list-style-type: none"> ● 人口は昭和55年をピークに減少した後、平成7年から増加傾向に転じている。 ● 世帯数の増加と世帯人員の減少から、核家族化や単身世帯の増加が見られる。 |
| | 年齢別人口割合 | ● 15歳未満人口は減少傾向、65歳以上人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進展している。 |
| | 高齢化率の分布 | ● 笠松地域を中心に高齢化率が高くなっている。 |
| | 人口流動 | ● 通勤・通学流動は流出超過傾向にあり、岐阜市への流出が最も多い。 |
| | 産業別人口 | <ul style="list-style-type: none"> ● 産業別人口割合は第3次産業が約7割を占める。 ● 経年変化は第2次産業人口が減少する一方、第3次産業人口が増加傾向にある。 |
| | 人口動態 | <ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年までは自然増の傾向、平成24年からは自然減に転じている。 ● 平成24年以降は社会増の傾向にある。 |
| | 人口密度の分布 | ● 平成12年から平成22年にかけて、全体として人口密度が低下している地区が多い状況である。 |
| 土地利用 | 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 自然的土地利用では田と畑の占める面積割合が最も高く、都市的土地利用では住宅用地と道路用地の占める割合が最も高い。 ● 松枝地域の市街化調整区域において住宅用地の分布が見られる。 ● 下羽栗地域の市街化調整区域において、住居系厩舎の利用が見られる。 ● 商業用地は分散しており、市街化調整区域には笠松競馬場がある。 ● 町内全域的に住宅と工場の土地利用が混在している。 |
| | 用途地域 | <ul style="list-style-type: none"> ● 準工業地域の面積が最も大きく、松枝地域南部や下羽栗地域の大部分を占めている。 ● 商業系用途地域のほとんどは笠松地域内に占めている。 |
| | 建物用途 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅用途面積が最も大きく、次いで文教厚生施設となっている。 ● 松枝地域と下羽栗地域は住宅が散在しており、比較的規模の大きい工業施設が点在している。 |

| 項目 | | 現況 |
|----------|--------------|---|
| 産業構造 | 商業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 商店数が減少傾向にある一方で、年間商品販売額は増加傾向にあったが、平成 26 年には大きく減少している。 ● 小売業の内、飲食料品小売業の販売額が高い。 |
| | 工業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所数と製造品出荷額等が減少していたが、近年は減少傾向が穏やかになっている。 |
| | 農業 | <ul style="list-style-type: none"> ● 農家数は横ばい状態であり、自給的農家数が半数以上を占める。 |
| 交通体系 | 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ● 東海北陸自動車道へのインターチェンジはなく、町南部に木曾川が流れていることから、愛知県に接続する国道道は 3 路線のみとなっている。 |
| | 鉄道 | <ul style="list-style-type: none"> ● 名鉄の笠松駅と西笠松駅の 2 駅がある。 ● 名鉄笠松駅の乗降者数は増加傾向にある。 ● 町内中央に JR 東海道本線が通っているが、町内に駅はない。 |
| | バス | <ul style="list-style-type: none"> ● 路線バスと公共施設巡回町民バス(コミュニティバス)の 2 路線が運行されている。 ● 公共施設巡回町民バスの乗車人員は横ばい状態である。 |
| 市街化動向 | DID | <ul style="list-style-type: none"> ● 昭和 50 年と比較し、DID 人口は約 4 割、面積は約 2 割減少している。 ● 総人口に占める DID 人口割合も減少傾向にある。 |
| | 開発状況 | <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅用地の開発件数が平成 19 年から平成 24 年までの間で最も多い。 ● 住宅用地の開発動向では、平成 22 年まで減少傾向、平成 23 年から増加傾向に転じている。 |
| 都市基盤整備状況 | 都市計画道路 | <ul style="list-style-type: none"> ● 過去 5 年間で都市計画道路の整備が進んでいない。 ● 地理的特性から、町内で完結する都市計画道路は少なく、他市町にまたがる計画道路が多い。 |
| | 公園 | <ul style="list-style-type: none"> ● 木曾川沿川は国営木曾三川公園となっている。 ● 3 地域にそれぞれ基幹公園があり、「笠松みなと公園」「トンボ天国」は整備済みであり、「笠松町運動公園」は整備中である。 |
| | 下水道 | <ul style="list-style-type: none"> ● 汚水は全体の約 7 割の 484ha が整備済みとなっており、雨水は平成 24 年度に認可変更し整備を進めている。 |
| 公共施設 | 公共施設 | <ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉施設・教育施設は笠松地域・松枝地域に多く、運動場は下羽栗地域の河川敷に多くなっている。 |
| 地域防災 | 緊急輸送道路・避難場所等 | <ul style="list-style-type: none"> ● 緊急輸送道路は町役場や消防署、病院などの防災拠点を結ぶように配置されている。 |
| | 水害 | <ul style="list-style-type: none"> ● 笠松地域の一部及び松枝地域のほとんどで 1.0m 以上から 2.0m 以下の浸水が想定されている。 ● 都市化の進展やゲリラ豪雨などによる浸水被害への対応として、雨水排除対策を進めている。 |

2 住民意向の把握

(1) アンケート調査

まちづくりに対する住民の意向を把握するため、「笠松町第5次総合計画」策定の際に実施した「住民意識調査」、「中学生意識調査」及び、「笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向け実施した「町民意識調査」、「児童・生徒意識調査」から、都市計画マスタープランに関する事項を抽出しました。

1) 【笠松町第5次総合計画】アンケート調査概要

| | 住民意識調査 | 中学生意識調査 |
|-------|--------------------------------|---------------------------|
| 調査対象者 | 笠松町在住の住民(無作為抽出) | 笠松町在住の中学3年生(全数) |
| 調査期間 | 平成21年10月1日～ 平成21年10月16日 | 平成21年11月3日 |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収 | 直接配布、直接回収 |
| 回収率 | 51.1% (配布数:2,000、回収数:1,022) | 100% (配布数:184、回収数:184) |

資料：第5次総合計画策定にかかる住民意識調査（平成21年12月）

2) 【笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略】アンケート調査概要

| | 町民意識調査 | 児童・生徒意識調査 |
|-------|------------------------------|--|
| 調査対象者 | 16歳以上の笠松町在住の住民 (無作為抽出) | 町内の小中学校に在籍する小学6年生及び 中学生 |
| 調査期間 | 平成27年7月8日～ 平成27年7月21日 | 平成27年7月7日～ 平成27年7月13日 |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収 | 直接配布、直接回収 |
| 回収率 | 37.1% (配布数:1,000、回収数:371) | 回収数:875通 (内訳) 小学校6年生 199人 中学校1年生 222人 中学校2年生 221人 中学校3年生 233人 |

資料：笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定にかかる町民意識調査（平成27年7月）

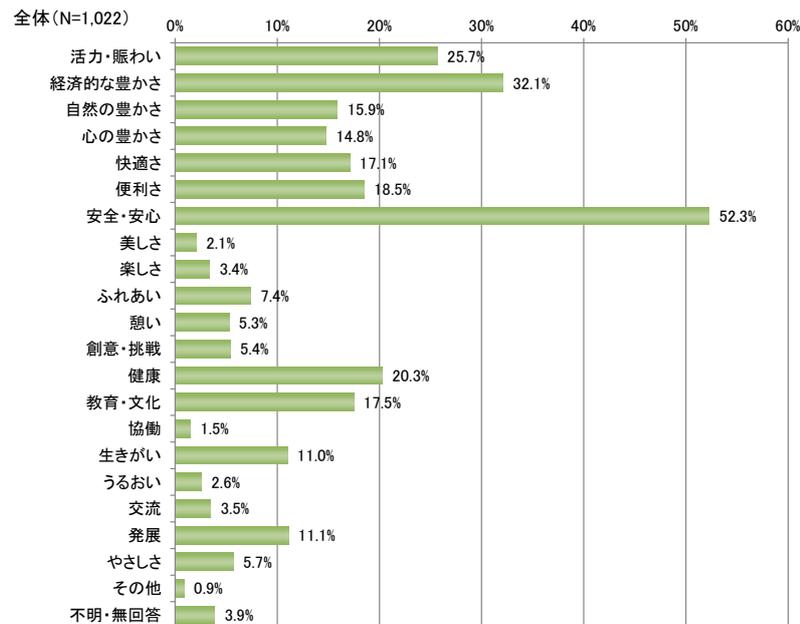
(2) アンケート調査結果

1) 「笠松町第5次総合計画」アンケート調査結果

① 笠松町の将来像について

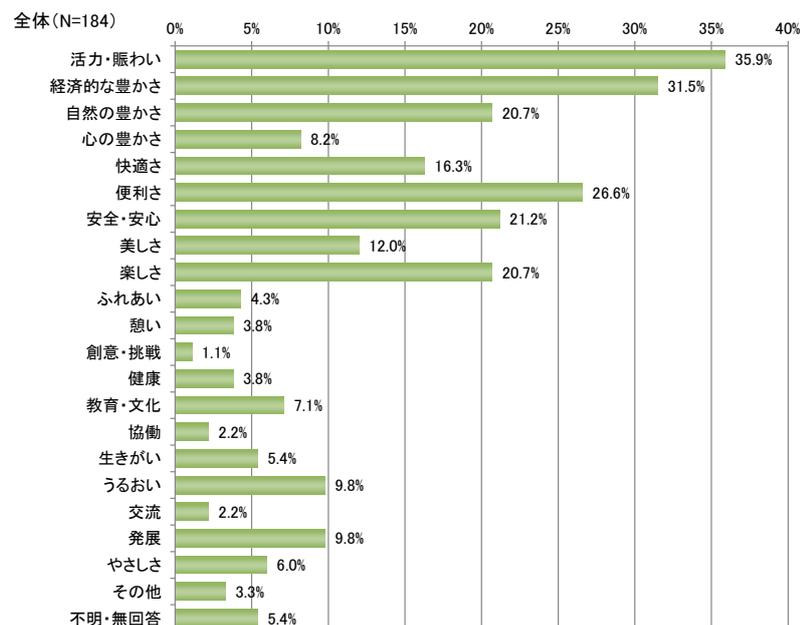
【一般住民】

「安全・安心」が最も多く 52.3%となっています。次に「経済的な豊かさ」が 32.1%、「活力・賑わい」が 25.7%となっています。また、「快適さ」や「便利さ」、「教育・文化」なども比較的高い割合となっています。



【中学生】

「活力・にぎわい」が最も多く 35.9%となっています。次に「経済的な豊かさ」が 31.5%、「便利さ」が 26.6%となっています。



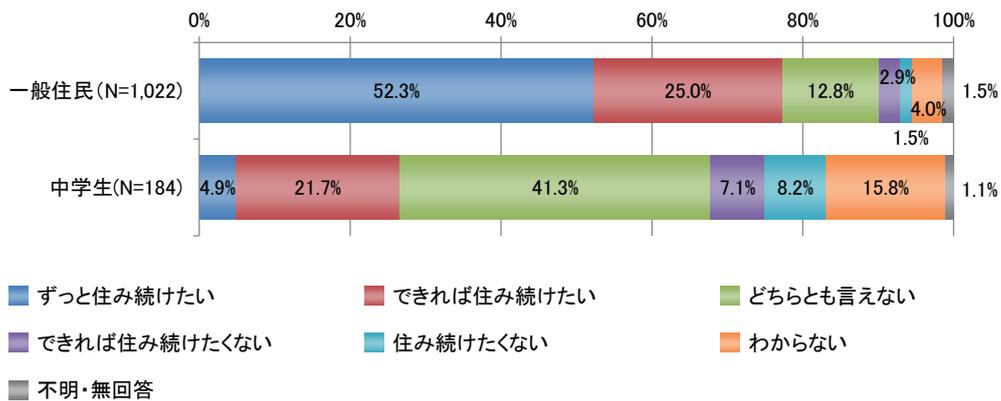
② 笠松町での居住について

【一般住民】

「ずっと住みたい」が最も多く 52.3%となっています。次に「できれば住みたい」が 25.0%となっており、「ずっと住みたい」と「できれば住みたい」を合わせた定住意向にある回答が77.3%となっています。

【中学生】

「どちらとも言えない」が最も多く 41.3%となっています。次に「できれば住みたい」が 21.7%となっています。定住意向の回答は 26.6%となっています。



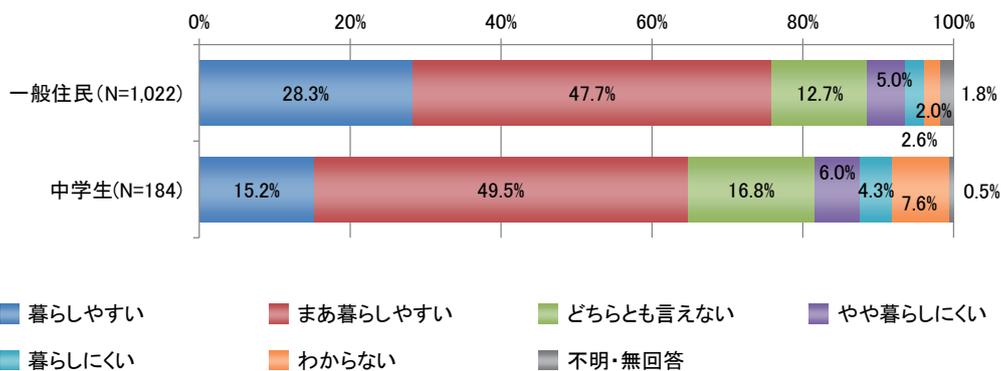
③ 笠松町の暮らしやすさについて

【一般住民】

「まあ暮らしやすい」が最も多く 47.7%となっています。次に「暮らしやすい」が 28.3%となっており、「暮らしやすい」と「まあ暮らしやすい」を足した肯定的な回答が 76.0%となっています。

【中学生】

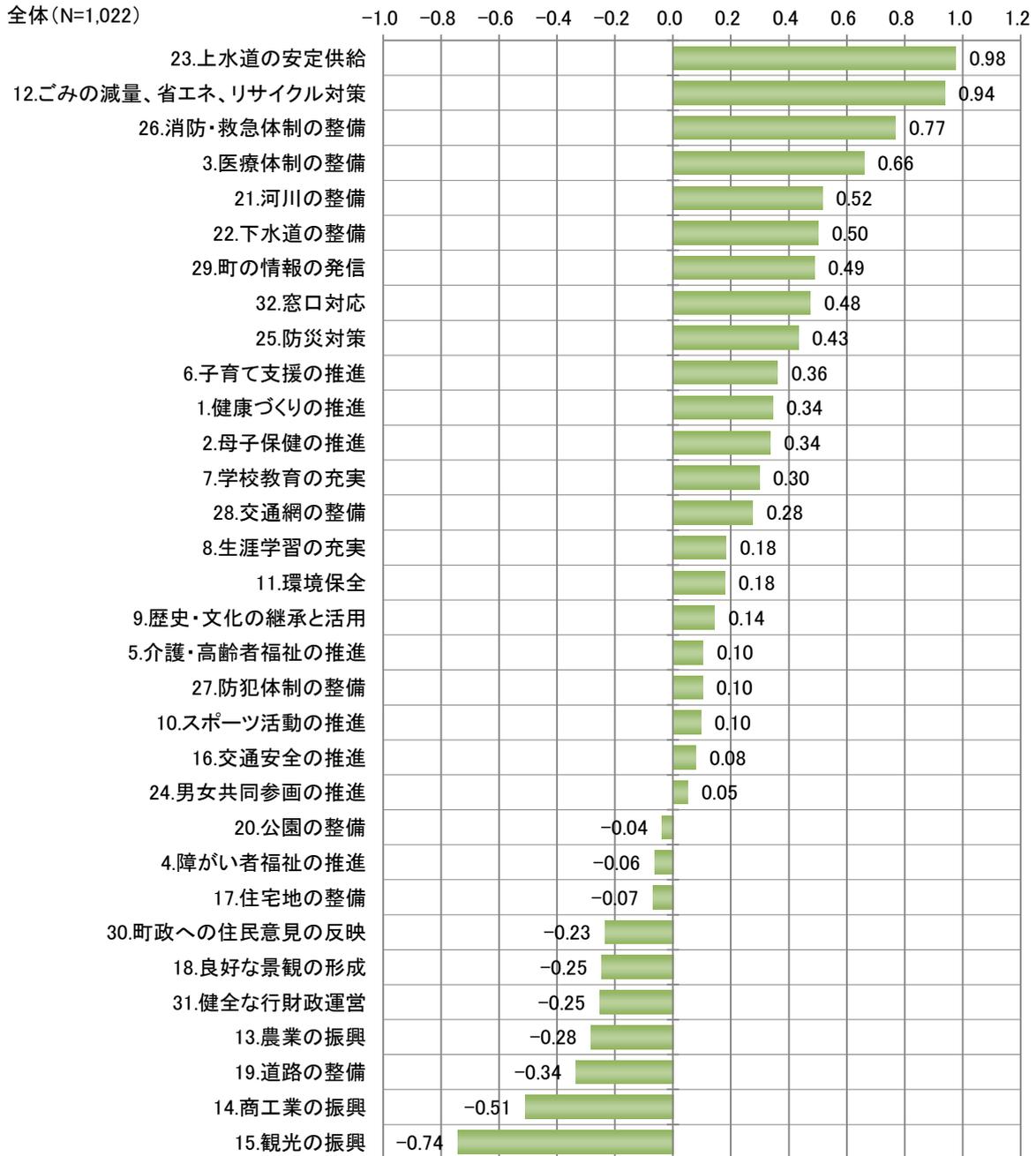
「まあ暮らしやすい」が最も多く 49.5%となっています。次に「どちらとも言えない」が 16.8%となっています。肯定的な回答は 64.7%となっています。



④ 行政施策の満足度

【一般住民】

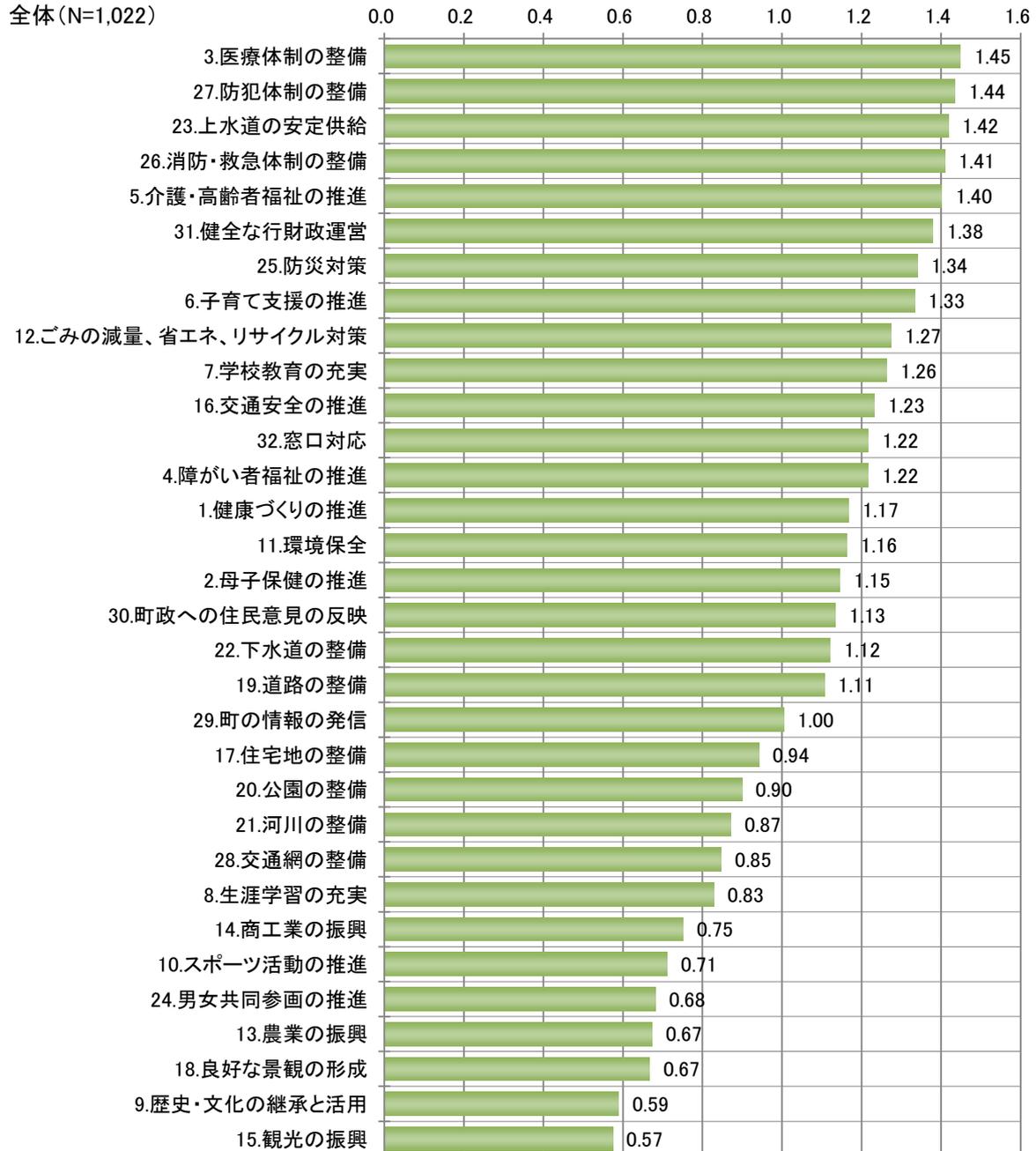
満足度の高い項目は「上水道の安定供給」や「ごみの減量、省エネ、リサイクル対策」などで、満足度の低い項目は「観光の振興」や「商工業の振興」、「道路の整備」、さらに「農業の振興」などとなっています。



⑤ 行政施策の重要度

【一般住民】

重要度の高い項目は「医療体制の整備」や「防犯体制の整備」であり、「下水道の整備」や「道路の整備」なども重要度の高い項目となっています。一方で、重要度の低い項目は「観光の振興」や「歴史・文化の継承と活用」などとなっています。

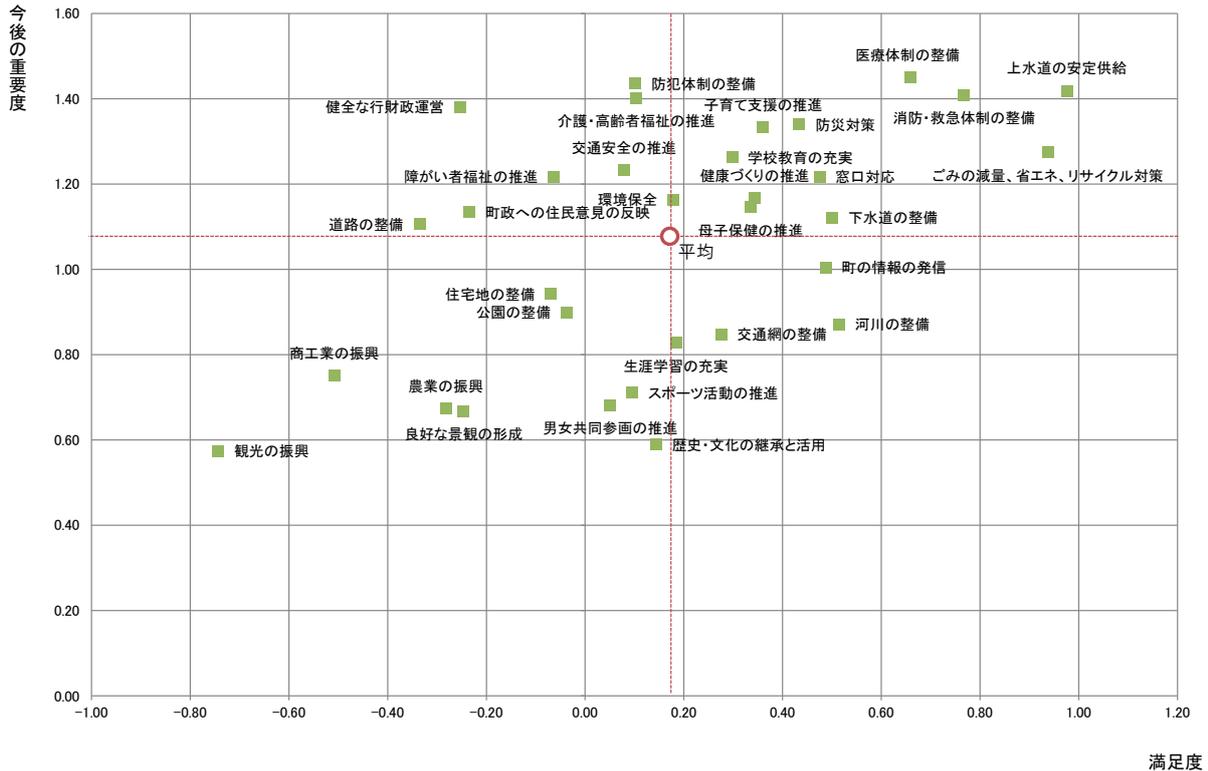


⑥ 行政施策の満足度・重要度

【一般住民】

満足度が高い項目ほど、重要度も高い傾向にあります。

満足度、重要度ともに高いものは「上水道の安定供給」や「消防・救急体制の整備」などとなっています。一方、「観光の振興」や「商工業の振興」、「農業の振興」などは満足度、重要度ともに低くなっており、また、「道路の整備」や「町政への住民意見の反映」については重要度が高い一方で満足度は低くなっています。



⑦ 重点的に取り組むべき施策

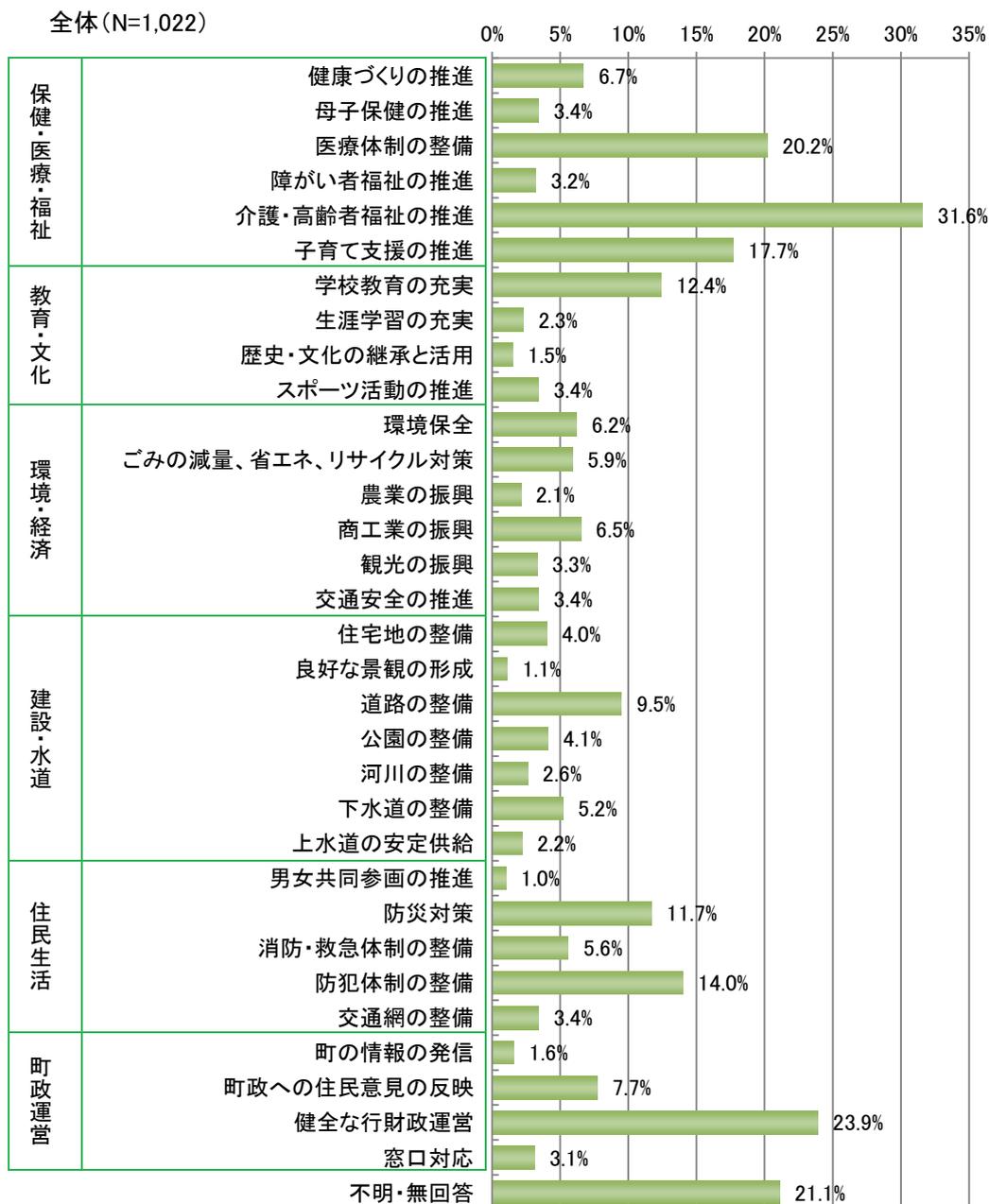
【一般住民】

「介護・高齢者福祉の推進」が31.6%と最も多くなっています。次に「健全な行財政運営」や「医療体制の整備」が20%を超えています。

環境・経済に関する項目では、「商工業の振興」の割合が最も高く、次いで「環境保全」となっています。

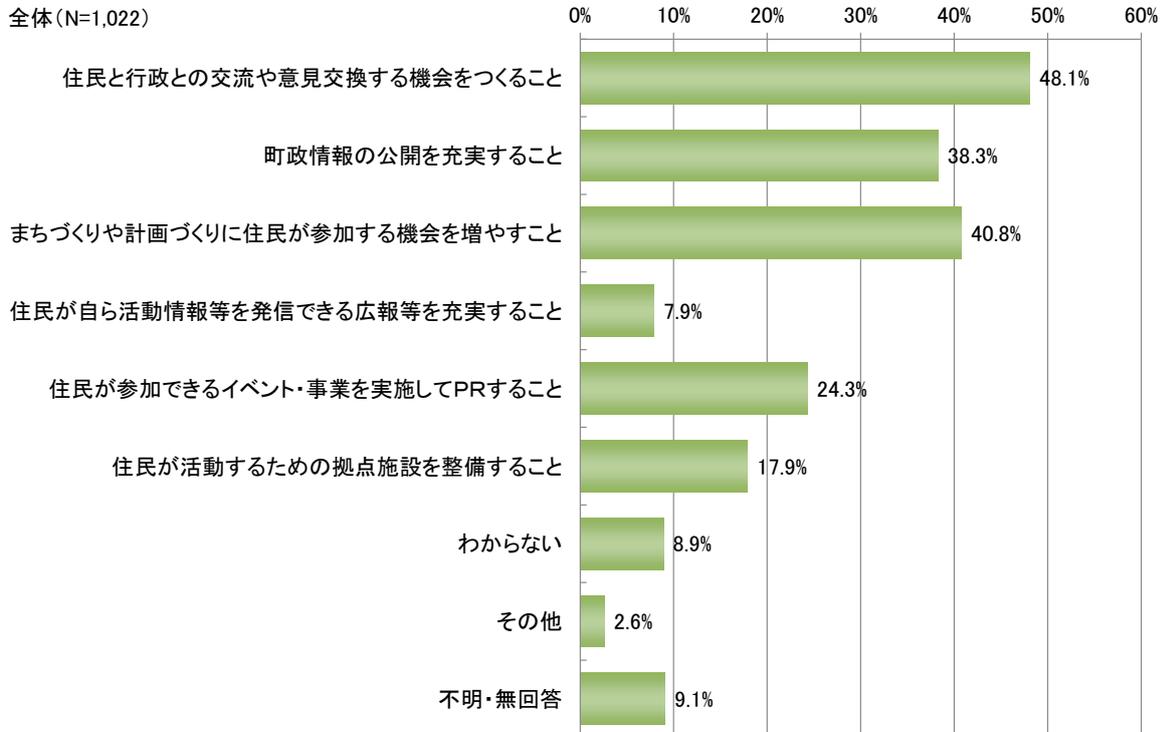
建設・水道に関する項目では、「道路の整備」の割合が最も高く、次いで「下水道の整備」となっています。

住民生活に関する項目では、「防犯体制の整備」に次いで、「防災対策」が高い割合となっています。



⑧ 住民と行政の協働したまちづくりに関する項目

「住民と行政との交流や意見交換する機会をつくること」に対する項目が最も多く、次いで、「まちづくりや計画づくりに住民が参加する機会を増やすこと」や「町政情報の公開を充実すること」となっています。

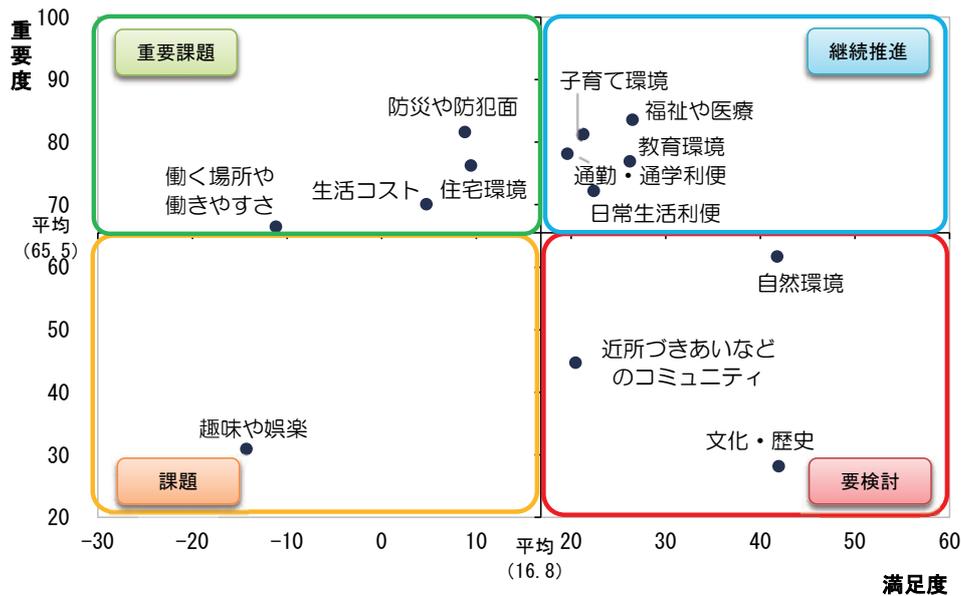


2) 「笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略」アンケート調査結果

① 行政施策の満足度・重要度（町民意識調査結果）

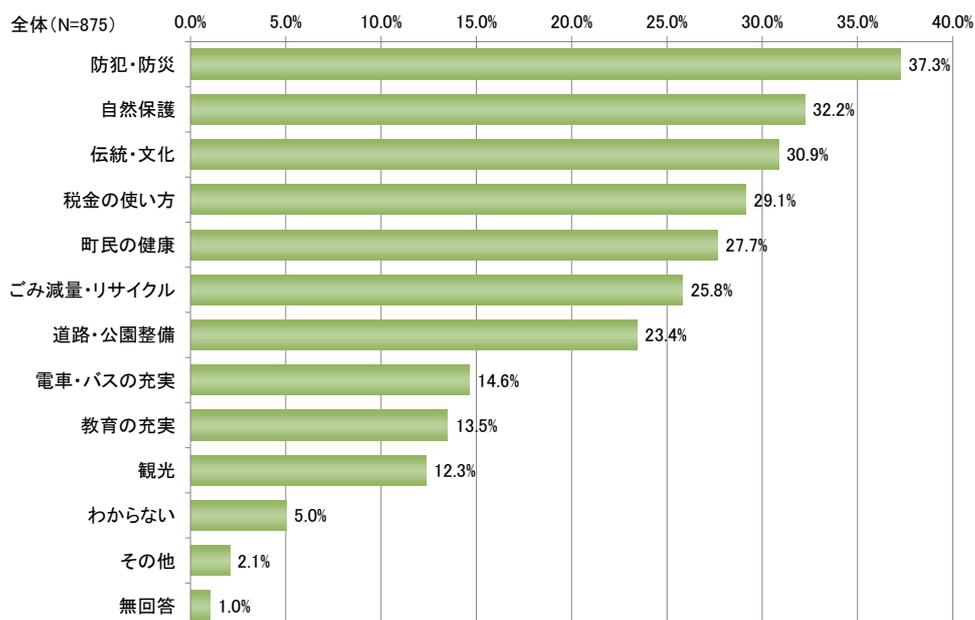
笠松町の重要課題（町民の満足度が低く、重要度が高い項目）は、「働く場所や働きやすさ」、「防災や防犯面」、「住宅環境」などとなっています。

一方で、評価の高い施策（町民の満足度が高く、重要度も高い項目）は、「福祉や医療」、「日常生活利便」などとなっています。



② 笠松町が大切にすべきこと（児童・生徒意識調査結果）

児童・生徒の意識からみた、笠松町の重視すべき項目としては、「防犯・防災」の割合が最も高く、次いで、「自然保護」、「伝統・文化」となっています。



(3) 住民意向のまとめ

- ・ 本町の将来像として、「安全・安心」や「活力・にぎわい」、「経済的な豊かさ」を求めており、同時に「快適さ」や「便利さ」も求められていると考えられます。また、回答者の約 8 割が定住意向を示している傾向にあります。
- ・ 行政施策の満足度については、「観光の振興」や「商工業の振興」、「農業の振興」さらに「道路の整備」に対する満足度が低く、町の活力やにぎわいを創出するための施策を求めているものと考えられます。一方で、生活環境に関わる「上水道の安定供給」や「ごみの減量、省エネ、リサイクル対策」に対して満足と感じている意見が多いことがわかります。
- ・ 行政施策の重要度については、「医療体制の整備」や「防犯体制の整備」に対して重要と感じており、日常生活の安全・安心を求めているものと考えられます。また、「下水道の整備」や「道路の整備」なども重要度が高く、快適性や利便性を求めているものと考えられます。
- ・ 行政施策に対する満足度・重要度について、総合計画による調査結果では、「防犯体制の整備」や「健全な行政運営」、「町政への住民意見の反映」などが課題として挙げられ、総合戦略による調査結果では、「働く場所や働きやすさ」、「住宅環境」が新たな課題となっています。
- ・ 重点的に取り組むべき施策について、環境・経済に関する項目では、「商工業の振興」や「環境保全」、建設・水道に関する項目では、「道路の整備」や「下水道の整備」が重点的に取り組むべき施策であると考えられます。また、住民生活に関する項目では、「防犯体制の整備」の他に、「防災対策」についても対応すべきであると考えられます。
- ・ 住民と行政の協働したまちづくりに関する項目については、まちづくりへの住民意見の反映や行政情報の公開などが求められており、住民が積極的に参加できるまちづくりが必要であると考えられます。
- ・ 児童・生徒の意識では、笠松町が大切にすべき項目として、「防犯・防災」、「自然保護」、「伝統・文化」であると感じている割合が高いことから、安全・安心に暮らせるまちを求めているとともに、笠松町の特徴である豊かな自然環境や文化・社会教育施設の継続的な維持を重要視しています。

3 上位関連計画

(1) 岐阜都市計画区域マスタープラン（岐阜県）

| 策定年次 | 平成 22 年 8 月 | 目標年次 | 平成 32 年 |
|------------|---|------|---------|
| 都市づくりの基本理念 | 豊かな自然・歴史・文化の中 高次な都市機能が集積・連携し、快適に暮らせる 県の中心都市の創造 | | |
| 都市づくりの目標 | <ul style="list-style-type: none"> ● コンパクトな都市づくり ● 求心力の高い、活力ある都市づくり ● 地球環境への負荷の小さい都市づくり ● 自然環境や景観を活かした魅力ある都市づくり ● 安全・安心で快適に暮らせる都市づくり ● みんなで進める都市づくり | | |
| 地域毎の市街地像 | <p>(1) 住居地域 地域特性に合わせて日常生活に必要な都市機能が適切に配置された生活圏を形成し、過度に自動車依存しない誰もが安心して暮らせる住環境を形成します。</p> <p>(2) 商業地域 地域の特性に応じた都市機能等が配置された商業地域を形成します。</p> <p>(3) 工業地域 環境に配慮しながら、従来型の地場産業や製造業、サービス業などの産業に加えて、広域交通ネットワークを活用した製造業や都市型産業等を育成するための工業地域を形成します。</p> <p>(4) 緑地 木曾川、長良川、揖斐川などの大河川や金華山等のまとまった緑地は、スポーツの場、レクリエーションの場、コミュニティの場、動植物とのふれあいの場など多くの機能を維持しつつ、市街地に自然の潤いをもたらす空間とします。</p> | | |



図：総括図

(2) 笠松町第5次総合計画（笠松町）

| 策定年次 | 平成 23 年 3 月 | 目標年次 | 平成 32 年 |
|---------------------------|--|------|---------|
| まちづくりの理念 | “個性”を活かし“調和”を大切にしたまちづくり | | |
| まちづくりの将来像 | 清流木曾川に抱かれた“ひと・まち・自然”輝く創造文化都市 | | |
| 将来人口 | 22,500 人 | | |
| 土地利用構想 | <ul style="list-style-type: none"> ◆自然環境や地域文化との共生と、次世代への継承 ◆災害などに対する、住民生活や社会活動の安全性の確保 ◆町内外の盛んな交流の創出による、活性化の推進 ◆持続可能なまちづくりの視点や経済状況に応じた、効率的で効果的な土地利用 ◆周辺市町との整合を図り、広域的視野に立った計画的な土地利用 | | |
| 基本方向 | 基本方向 1 いのち輝くやさしいまち 基本方向 2 生涯にわたって楽しく学べるまち 基本方向 3 人がつどう活力あふれるまち 基本方向 4 便利で快適な住みよいまち 基本方向 5 安全で安心して暮らせるまち 基本方向 6 共に築き上げる協働と信頼のまち | | |
| 基本計画における 主な取り組み（※一部抜粋） | <p>(1) 地域福祉の推進 今後、多様化する福祉ニーズに対応する住民協働の仕組みづくりを構築し、すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、家庭、地域、関係機関との協働・連携により、自立を目的とした地域福祉を推進します。</p> <p>(2) 幼児教育・学校教育の充実 学力の向上や、自ら課題を解決していく力、自ら学ぶ意欲や態度などの生きる力の醸成を推進し、一人ひとりの可能性を引き出す教育環境の整備を図ります。</p> <p>(3) 地域特性を活かした農業の推進 農業団体などを中心とした生産組織の強化や新しい感覚で経営する生産者の育成など、持続的に経営できる生産環境の整備を行い、地域に根差した取り組みを推進します。</p> <p>(4) 計画的な土地利用の推進 快適な都市基盤の整備や防災対策の充実など、有効な土地利用を進めるとともに、笠松地域、松枝地域、下羽栗地域の3地域のバランスのよい土地利用を進めます。</p> <p>(5) 防災対策の推進 地震や水害など万一の災害に備え、日頃より防災意識の高揚を図ります。また、災害時要援護者の把握と適切な情報の活用を進め、すべての住民の安全を確保していきます。</p> <p>(6) 住民参加によるまちづくりの推進 住民と行政が課題を共有できるよう、積極的に正確な行政情報の提供に努め、住民が製作の形成段階から参画でき、発言できる機会を充実させていきます。</p> | | |

(3) 笠松町まち・ひと・しごと創生総合戦略（笠松町）

| 策定年次 | 平成 27 年 10 月 | 目標年次 | 平成 72 年度（人口ビジョン） 平成 31 年度（総合戦略） |
|-------------------------|---|------|------------------------------------|
| 【人口ビジョン】 目指すべき将来の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ベッドタウンとしての住みやすさの向上と働く場の創出 ○ 交通の利を活かした交流とにぎわいの創出 ○ 町民の結婚、出産や子育ての希望をかなえられる環境の確立 ○ 笠松町に生まれ育つことに誇りが持てる意識の醸成 ○ すべての世代が明るく元気に暮らせる安心・安全な生活環境の整備 | | |
| 【人口ビジョン】 総人口の将来展望 | <p style="text-align: center;">21,330 人（2040 年） 20,357 人（2060 年）</p> <p style="text-align: center;">※2030 年に合計特殊出生率が 1.747、2040 年に 2.07 ※2040 年までに 30 歳代の転入数と転出数が均衡</p> | | |
| 【総合戦略】 基本方針 | <p>“ひと・まち・自然” 輝く創造文化都市 ～道徳心の醸成と人の交流を通じたまちづくり～</p> | | |
| 【総合戦略】 基本目標と重点施策 | <p>基本目標 1 仕事をつくる</p> <p>【重要施策①】 地域産業の活性化と働く場の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 若い世代を中心に、安心して暮らしていけるよう仕事（働く場）を町内においても、より多く提供していくとともに、起業、さらには地域に存する資源を活用した農業等の新たな産業振興も推進します。 ◇ 女性の社会進出をより強力に推進し、男女共同参画社会を実現します。 <p>【重要施策②】 魅力ある雇用環境の積極的なPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域産業の活性化と働く場の創出のみならず、笠松に魅力ある雇用環境が整っていることを、町内外へ積極的にPRします。 <p>基本目標 2 笠松に呼び込む</p> <p>【重要施策①】 若者・子育て世代の移住定住の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 偏在した人口構成を、将来にわたって持続力あるバランスの良い人口構成にすべく、若者世代・子育て世代を中心として、定住しやすい住環境を整備します。 <p>【重要施策②】 魅力創出等を通じた交流人口の増加</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 岐阜と名古屋を結ぶ主要な交通結節点でもある笠松町の利便性を活用しながら、木曾川の清流にはぐくまれた歴史・文化の発信、新たなイベントの開催を通じて、交流人口を増やします。 <p>基本目標 3 ひとを育む</p> <p>【重要施策①】 安心して産み育てることができる環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 女性が安心して子どもを産み育てることができる環境整備を進め、未来を支える若者を増やしていくとともに、笠松町で産み育てることで、親子が幸せを感じることができる社会を目指します。 <p>基本目標 4 安心な暮らしをつくる</p> <p>【重要施策①】 すべての世代が安心して暮らせる社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ すべての世代が安心して過ごせることが、これからのまちづくりを進めていく上で重要な要素であり、高齢福祉や医療の充実、健康の増進、地域の防災・防犯力の向上を図るとともに、協働・共助のベースとなる地域コミュニティの活性化を推進します。 <p>【重要施策②】 誰もが生きがいを持って支え合うことができる社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 若い世代のみならず、高齢者も含めたすべての世代が生きがいを持って社会を支え合うバランスの良い社会を実現します。 <p>【重要施策③】 地域間・都市間で有機的に繋がる社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域の特性を活かした地域ごとの施策を展開しながら、共通して有する魅力ある地域資源を連携させ、受け入れ態勢の整備や交通アクセス等の充実を図り、回遊性を高めます。 ◇ 大規模災害や環境問題等の共通する大きな課題に対して、相互に連携を強化して取り組むことで、安心・安全な暮らしを実現します。 | | |

(4) 国営木曾三川公園基本計画（国土交通省中部地方整備局）

| | |
|------|--|
| 策定年次 | 平成 20 年 12 月 |
| 基本理念 | <p>【国営木曾三川公園が目指すもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然環境への理解 ○歴史文化への理解 ○広域への貢献 <p>【取り組みを進めるために】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○より多くの人々が、より楽しむ（レクリエーションの視点） ○より深め、より広げる（参加と連携の視点） |

表：公園全体の整備運営方針のとりまとめ

| 基本理念 | | 国営木曾三川公園が目指すもの | | |
|--|---|---|--|---|
| | | ①自然環境への理解 | ②歴史文化への理解 | ③広域への貢献 |
| （安全等の基本方針） ○木曾三川の自然環境の保全・再生 木曾川水系河川整備計画（平成 20 年 3 月）等、既定計画との整合を図りつつ、砂礫河原、ワンド、ヨシ原、干潟、河岸砂丘など河川特有の自然環境の保全・再生に努めるとともに、外来生物の拡大防止に留意し、豊かで多様性に富み、潤いと安らぎのある木曾三川らしい河川環境を河川管理者と連携して目指す。 | ○河川特有の自然環境や生物多様性の保全・再生 ○豊かな自然や長大な河川空間を体験し、川や環境について学ぶための取り組み ○自然を活かした遊びやスポーツなど、国営木曾三川公園ならではの屋外活動 | ○木曾三川にまつわる歴史文化やその周辺環境の保全・活用 ○木曾三川の歴史文化や人と川との関わりの大切さを学ぶための取り組み | ○自然環境の連続性確保、木曾三川をつなぐ利用空間の形成、周辺地域との観光周遊及び水と緑のネットワーク形成 ○木曾三川ならではの資源を活用した広域的な交流の促進とにぎわいの創出、内外への発信 ○地域の防災への協力、広域的な防災 | |
| | （参加と連携の視点） ○利用者サービスやレクリエーション内容の向上、充実 ○楽しみながら自然や歴史文化に触れるきっかけ ○利用者の安全確保、ユニバーサルデザイン | ○自然環境に関する解説・展示 ○木曾三川の自然を直接体験できる場の提供 ○自然を活かした遊歩道、サイクリングロードの整備 ○木曾三川の自然を活かしたスポーツや遊びの場の提供 | ○歴史文化に関する解説・展示 ○歴史文化の体験の場の提供 ○歴史文化資源を巡る遊歩道、サイクリングロードの整備 | ○遊歩道、サイクリングロードネットワークの整備 ○広域レクリエーションの場の提供 |
| （参加と連携の視点） ○プログラムの開発提供、指導者の育成 ○市民・NPO・企業・自治体など多様な主体の参加と協働 ○沿川のまちづくりとの連携 ○整備運営のモデル | ○環境学習プログラムの開発提供や指導者育成 ○多様な主体との連携による環境教育の推進 ○周辺の森、農地、川などの自然環境との一体的、連続的な取り組みの推進 | ○歴史文化の学習プログラムの開発提供や指導者育成 ○多様な主体との連携による歴史文化学習の推進 ○周辺の歴史文化資源と連携した情報発信、利用促進 | ○観光・周遊ネットワークの形成 ○歴史文化交流の促進 ○地域活性化への貢献 ○地域防災への協力 ○水防拠点と連携した公園整備 ○広域防災のための取り組みの推進 | |

※グレーの網掛け部分は整備運営方針

地区の特徴と取組方針（三派川地区）

【特徴】

- 〈自然環境〉：砂礫河原、樹林地、ワンドなど変化に富んだ自然環境
- 〈歴史文化〉：江戸期の治水事業、木材等の流通を通じた上流域との関係

【取組方針】

- 〈自然環境〉：河原などの多様な自然とのふれあいを通じた川や身近な自然への理解
- 〈歴史文化〉：近世の木曾川の利用・治水と沿川地域の発展の歴史の理解
- 〈広域貢献〉：花とみどりを通じた人々の交流とにぎわいの創出と、広大な河川空間を活かした健康づくり

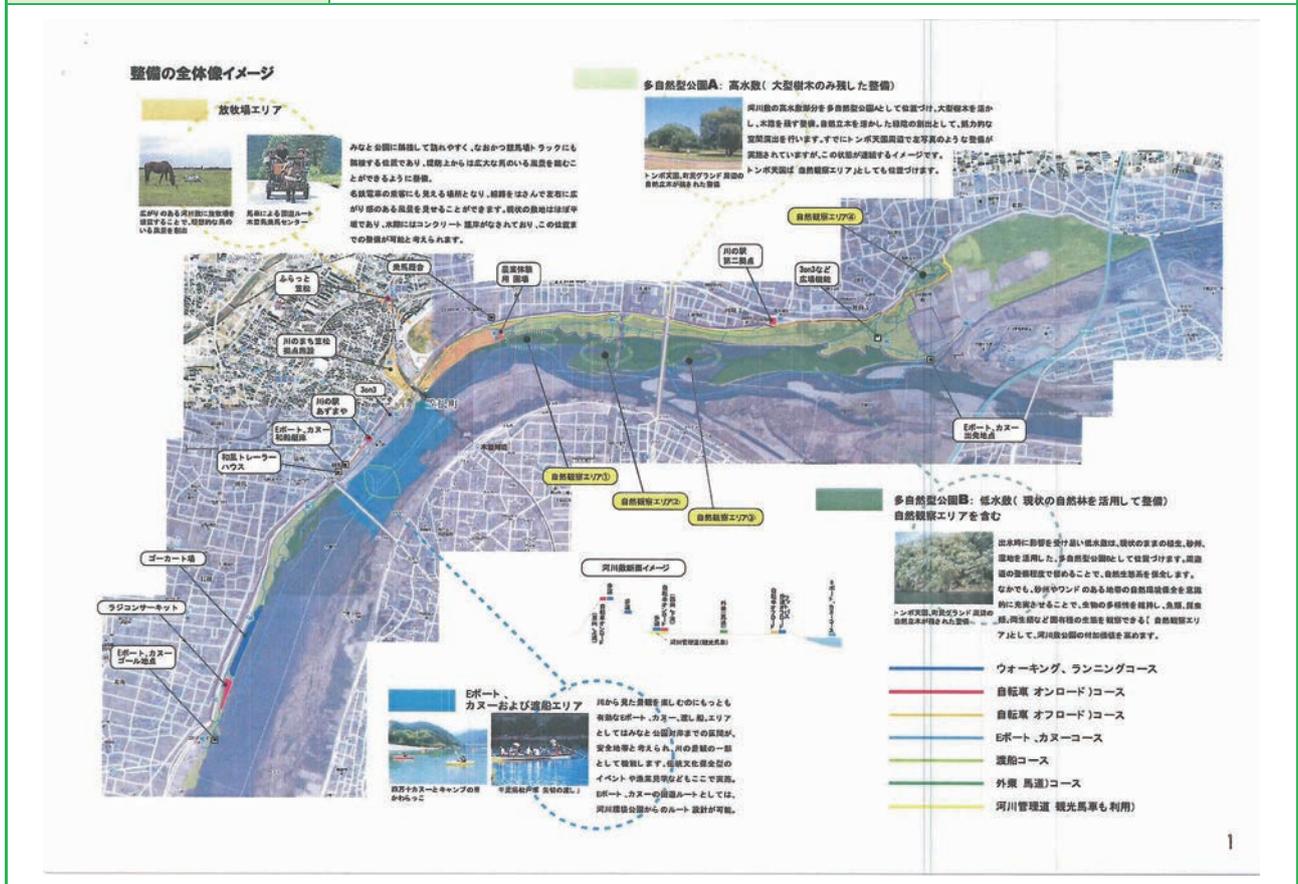
今後の検討課題（三派川地区）

周辺に歴史的資源が多数分布し、また水運を通じた上流域との関わりや利水の歴史など木曾三川の歴史文化に触れる場としての可能性を有しているため、新たな拠点を位置づけることの適否や立地の可能性を含めて今後の整備のあり方を引き続き検討していきます。



(5) リバーサイドタウンかさまつ計画（笠松町）

| | |
|-------------|---|
| <p>策定年次</p> | <p>平成21年9月</p> |
| <p>基本目標</p> | <p>【まちの拠点づくり】 ○中心市街地において、その中心的な役割を果たす「まちの拠点」として「まちの駅」を複数箇所設置しそれを核としたまちづくりを進めます。 ○新旧市街地が調和を保ちつつ、良好な環境を創出していけるようなまちづくりを進めます。 ○中心市街地の「まちの駅」や鉄道駅を中心に、本町の歴史文化資源を最大限に生かし、「まちめぐり」が楽しめるような安全で快適なネットワークづくりを進めます。</p> <p>【水辺の環境を生かしたまちづくり】 ○木曾川を笠松町の玄関口、人々が行きかう交流の場として、川を生かしたまちづくりを進めます。 ○本町の個性を生かした、広大な木曾川河川敷のスポーツレクリエーション利用を促進し、広々とした河川環境と景観を積極的に取り入れたまちづくりを進めるとともに、町内外の観光スポット等とのネットワーク化を進めます。</p> <p>【イベントによるまちづくり】 ○地域特性や季節の移り変わりなどが楽しめる、地域資源を活用した魅力あるイベントを展開していきます。 ○住民による自主的、主体的な活動を促進し、イベントの企画から実施・運営まで、地域住民が中心的な役割を果たし、行政が支援する体制を作り上げていきます。</p> |



(6) 国土利用計画（岐阜県計画）第四次（岐阜県）

| 策定年次 | 平成 22 年 3 月 | 目標年次 | 平成 29 年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|--|---------------------|---------|--------|------|---------------------|-------|------|---------------------|-------|------|-------------------|-------------|------|--------------------|-------|------|--------------------|-------|------|---------------------|--------|------|--------------------|----------|------|--------------------|
| 県土利用の基本理念 | <p>県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 持続可能な 県土管理の基本方向 | <p>(1) 土地需要の量的調整 都市的土地利用は、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により土地利用の効率化を図り、計画的に良好な市街地の形成と再生を図ります。 自然的土地利用は、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等に配慮しつつ、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図ります。</p> <p>(2) 県土利用の質的向上 安心して暮らせる県土利用、清流と自然を守り美しくゆとりある県土利用、地域の活力が創出される県土利用。</p> <p>(3) 総合的マネジメント 慎重な土地利用転換、土地の有効利用、県土利用の質的向上等の視点を踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組む必要があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域類型別の 県土利用の基本方向 | <p>(1) 都市 中心市街地における都市機能の集積や公共交通の利便性向上を推進し、既成市街地は再開発等により土地利用の高度化、低未利用地の有効利用を促進します。また、災害に強い安全な都市の形成、都市緑化等による環境への負荷が少ない都市の形成を進めます。</p> <p>(2) 農山村 農地と宅地の混在する地域では、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。</p> <p>(3) 自然維持地域 野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、都市・農山村との適切な関係を図ります。適正な管理の下、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用も図ります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域別の利用区分 ごとの規模の目標 | <table border="0"> <tr> <td>(ア)農用地</td> <td>岐阜地域</td> <td>120 km²</td> </tr> <tr> <td>(イ)森林</td> <td>岐阜地域</td> <td>584 km²</td> </tr> <tr> <td>(ウ)原野</td> <td>岐阜地域</td> <td>- km²</td> </tr> <tr> <td>(エ)水面・河川・水路</td> <td>岐阜地域</td> <td>51 km²</td> </tr> <tr> <td>(オ)道路</td> <td>岐阜地域</td> <td>58 km²</td> </tr> <tr> <td>(カ)宅地</td> <td>岐阜地域</td> <td>121 km²</td> </tr> <tr> <td>(キ)その他</td> <td>岐阜地域</td> <td>58 km²</td> </tr> <tr> <td>(ク)市街地面積</td> <td>岐阜地域</td> <td>91 km²</td> </tr> </table> | | | (ア)農用地 | 岐阜地域 | 120 km ² | (イ)森林 | 岐阜地域 | 584 km ² | (ウ)原野 | 岐阜地域 | - km ² | (エ)水面・河川・水路 | 岐阜地域 | 51 km ² | (オ)道路 | 岐阜地域 | 58 km ² | (カ)宅地 | 岐阜地域 | 121 km ² | (キ)その他 | 岐阜地域 | 58 km ² | (ク)市街地面積 | 岐阜地域 | 91 km ² |
| (ア)農用地 | 岐阜地域 | 120 km ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (イ)森林 | 岐阜地域 | 584 km ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ウ)原野 | 岐阜地域 | - km ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (エ)水面・河川・水路 | 岐阜地域 | 51 km ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (オ)道路 | 岐阜地域 | 58 km ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (カ)宅地 | 岐阜地域 | 121 km ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (キ)その他 | 岐阜地域 | 58 km ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (ク)市街地面積 | 岐阜地域 | 91 km ² | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

4 まちづくりの基本的課題

上位関連計画、笠松町の現状、住民意向から、本町におけるまちづくりの基本的課題を以下のとおり整理します。

| 項目 | 上位関連計画からの課題 | ○笠松町の現状・●意識調査結果 | 都市づくりの基本的課題 |
|----------------|---|--|--|
| 都市構造 | ◆拠点性の強化と地域間の連携 ・ 中心部への商業・業務機能の集積による拠点性の強化 ・ 複数の拠点の位置づけによる多核型都市構造の形成と連携強化 | ○周辺部における生活拠点としての機能を強化 ○人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進展している ○笠松地域では公共施設が地域全体に分布しており、周辺部では支所を中心に施設が配置されている ○DID 人口・面積・人口密度は、いずれも減少傾向にある | ⇒中心部への商業・業務機能の集積による拠点性の強化 ⇒拠点間の連携強化 ⇒地域における身近な生活拠点の形成 |
| 交通 | ◆求心力の高い、活力あるまちづくり ・ 都市内交通を円滑に処理するための幹線道路の計画的整備 ・ 公共交通の利便性向上 | ○中心部と周辺部、周辺部同士を結ぶ都市計画道路整備が遅れている ○名鉄の笠松駅での乗降者数は近年増加傾向 ○町内を運行する公共施設巡回町民バスの乗車人員は近年横ばい状態 ●活力・にぎわいの創出や快適性・利便性が求められている | ⇒分散した市街地の一体化を図るための道路網の整備 ⇒社会情勢等の変化に合わせた都市計画道路の見直し ⇒笠松駅・西笠松駅を中心とした交通拠点の強化と都市拠点の形成 ⇒バス交通利便性の向上による中心部へのアクセス性向上 |
| 居住環境 | ◆必要な都市機能が適切に配置された生活圏の形成 ・ 公共公益施設の適正立地 ・ 生活環境と居住環境が調和した住宅地の形成 ◆安心して暮らせる住環境の形成 | ○周辺部(松枝地域・下羽栗地域)は住宅が散在している ○笠松地域では公共施設が地域全体に分布しており、周辺部では支所を中心に施設が配置されている ●防犯体制の整備が求められている | ⇒利便性の高い生活空間の形成 ⇒公共公益施設などの地域拠点を中心とした居住地の形成 ⇒生活道路の整備などによる生活環境の向上 |
| 工業 | ◆工業の振興 ・ 幹線道路沿道における周辺環境と調和した適切な土地利用の推進 ・ 企業誘致のための基盤整備の推進 ・ 地場産業の保護・育成 | ○事業所数及び製造品出荷額等が減少していたが、近年は減少傾向が穏やかになっている ○住宅用地・工業用地が混在している ○準工業地域が市街化区域の約半数を占める | ⇒周辺部の経済・産業の拠点としての機能の強化・向上 ⇒適切な土地利用への誘導による土地利用の純化 ⇒幹線道路網を軸とした工業用地の形成及び工業の振興 |
| 商業 | ◆商業の振興 ・ 中心部への商業・業務機能の集積 ・ 地域生活の拠点となる商業地の育成 | ○商店数は減少傾向、年間販売額は増加傾向にあったが、近年は大きく減少している ○商業用地が分散して形成されている | ⇒中心部への商業・業務機能の集積 ⇒周辺部の生活拠点機能を強化するための沿道商業地の形成及び商業の振興 |
| 農業 | ◆地域特性を活かした農業の推進 ・ 農地の保全、農業生産基盤の維持 | ○農家数、経営耕地面積は減少傾向にある ○総農家数のうち、自給的農家が半数以上を占めている | ⇒農地の持つ多面的な機能の保全 |
| 観光 レクリエーション | ◆観光の振興 ・ 自然環境、公園、豊富な文化財などの活用 | ○有形文化財、民俗文化財、記念物(史跡・天然記念物等)があり、記念物は各地に分散している ○木曾川が国営木曾三川公園となっており、沿川に「トンボ天国」や「笠松みなど公園」がある | ⇒豊富な観光資源や拠点施設(木曾川、トンボ天国など)を活用した観光・レクリエーション機能の強化 ⇒水と緑のネットワークの形成 |
| 環境・景観 | ◆自然環境の保全及び良好な景観の形成 | ○本町の約3分の1は木曾川が占める ●環境の保全が求められている | ⇒恵まれた自然環境の継続的な維持・保全 |
| 防災 | ◆防災対策の推進 | ○都市化の進展やゲリラ豪雨などにより下羽栗地域の一部で浸水被害が起きている ●安全・安心して暮らせる都市づくりが求められている | ⇒浸水被害の低減 ⇒地震・水害への対応強化 |
| 住民参加 | ◆住民参加によるまちづくり | ●町政への住民意見の反映や町政情報公開の充実が求められている ●住民が積極的に参加できるまちづくりが求められている | ⇒住民主体のまちづくりの推進 ⇒地域コミュニティの強化 |

第2章 まちづくりの目標

1 まちづくりの理念と将来像

本町の将来像として、「まちづくりの理念」「まちづくりの将来像」を、まちづくりの上位計画である「笠松町第5次総合計画(平成23年3月策定)」に基づき設定します。

(1) まちづくりの理念

本町のまちづくりの理念は、本町の最上位計画である「笠松町第5次総合計画」におけるまちづくりの理念を踏襲します。

“個性”を活かし“調和”を大切にしたいまちづくり

(2) まちづくりの将来像

まちづくりの理念に基づき、本町におけるまちづくりの課題に対応し、将来あるべきまちの姿を定めるまちづくりの将来像は、清流木曾川の自然と調和し、本町の個性を活かした豊かで質の高い生活環境のもと、すべての住民がいきいきと暮らせることを実現することとし、以下のとおり設定します。

豊かな自然に抱かれた、いきいきと暮らせるまち

2 まちづくりの目標

まちづくりの将来像の実現に向けて、次の5つをまちづくりの目標として設定します。

(1) 地域の拠点性を高め、地域間の交流を促進し利便性の高いまちをつくる

本町は、面積10.30平方キロメートルで、そのうち約3分の1を木曾川が占めるコンパクトなまちであり、その特性を活かし、身近な拠点で必要な機能を確保できるように拠点性を高めるとともに、地域間の交流を促進し、利便性の高いまちを目指します。

(2) 活力とにぎわいのあるまちをつくる

今後の人口減少、少子高齢化の進展により、まちの活力の低下が危惧されており、必要な産業の活性化、商業振興や観光交流人口の拡大などにより、活力とにぎわいのあるまちを目指します。

(3) 自然環境を活かしたやすらぎとうるおいのあるまちをつくる

木曾川の広大な自然を活かし、河川敷のレクリエーション施設や河川沿いのサイクリングロードや遊歩道などの自然環境を活かしたやすらぎとうるおいのあるまちを目指します。

(4) 災害に強いまちをつくる

近年頻発しているゲリラ豪雨や地震などの災害への対応が急務であり、住民の生命と財産を守るため、防災・減災への対応をすすめ、災害に強いまちを目指します。

(5) 住民が主役のまちをつくる

まちづくりにおける住民の意識の高まり、価値観の多様化などから、住民が積極的にまちづくりに関わることのできる体制を確立し、住民が主役のまちを目指します。

3 将来人口フレーム

本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後大幅に減少すると予想されておりますが、まちづくりの将来像の実現に向けた様々な施策を実施することで、出生率の向上、転出の削減及び転入の増加を図り、目標年次である平成 47 年(2035 年)の人口を約 21,500 人とすることを目指します。

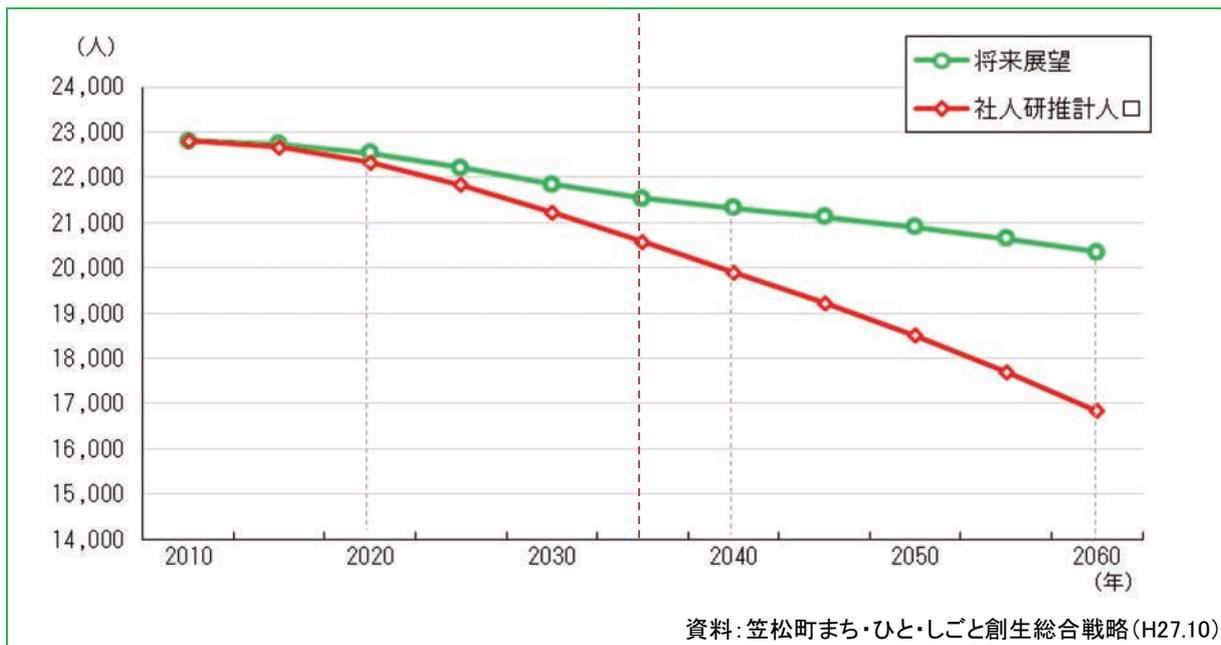


図: 人口の予測

第3章 まちづくりの基本方針

1 将来都市構造

本町の将来都市構造は、まちの「拠点」「軸」「空間」の3つの要素を基本として設定します。

(1) 拠点

1) 都市拠点

本町の中心となるまちの拠点として、生活・産業・文化などの都市機能の集積、公共交通の充実、商業機能の強化を図り、良好な生活空間の形成とともに歴史・文化的価値との共存を図る地区。

⇒笠松駅～町役場周辺

2) 地域拠点

松枝地域と下羽栗地域における生活の拠点として、生活利便施設や公共施設の集積を図り、良好な生活空間の形成を図る地区。

⇒松枝支所周辺、下羽栗支所周辺

3) 交通拠点

鉄道駅を中心とした鉄道やバスなどの公共交通の利便性を高めるため、交通結節点としての機能を高める地区。

⇒笠松駅周辺、西笠松駅周辺

4) 産業拠点

本町の経済の活性化、雇用の拡大を図るため、産業集積を図る地区。

⇒(都)一般国道22号線沿道周辺、(都)岐阜羽島線周辺

5) 医療・福祉拠点

病院・薬局・老人福祉施設などの医療・福祉施設の集積を図る地区。

⇒(都)柳津木曾川橋線周辺

6) レクリエーション拠点

木曾川の自然を活かした余暇活動やスポーツ活動の中心となる地区。

⇒木曾川右岸のトンボ天国・多目的運動場周辺、笠松みなと公園周辺、笠松緑地公園周辺



(2) 軸

1) 鉄道軸

近隣市町との広域的な交流を促す公共交通の軸。
⇒名鉄名古屋本線、名鉄竹鼻線

2) 道路軸

近隣市町との広域的な交流を促すとともに、町内の各地域や拠点間を接続する軸。
⇒(都)一般国道 22 号線、(都)笠松駅下中屋線、(都)野瀬笠松駅線、(都)岐阜笠松線、(都)柳津木
曾川橋線、(都)羽島署木曾川橋線、(都)羽島署高桑線、(都)岐阜羽島線、(都)岐阜南濃線、(主)
川島三輪線、(一)正木岐阜線
⇒構想路線・・・(仮称)岐阜羽島道路、(仮称)名岐道路、(仮称)岐阜各務原川島線

3) 環境軸

河川の豊かな自然環境を保全活用し、水と緑のネットワークを形成する軸。
⇒木曾川

(3) 空間

1) 住居ゾーン

既存の住居系用途地域や市街化調整区域の既存集落などにおいて、利便性の高い生活空間の形成を図り、歩いて暮らせるまちづくりを推進するゾーン。

2) 商業ゾーン

日常の買物需要に対応した商業機能や、駅に近接した利便性を活かした都市機能の向上を図り、まちの活性化を図るゾーン。

3) 工業ゾーン

本町の経済的な安定と住民の雇用を確保するため、地元企業の育成や優良な企業の誘致を推進し、まちの活性化を図るゾーン。

4) レクリエーションゾーン

町内を流れる木曾川の豊かな自然を活用し、親水空間の整備、スポーツ・レクリエーションの場を確保し、やすらぎとうるおいのあるまちづくりを図るゾーン。

2 分野別まちづくりの方針

(1) 土地利用の方針

1) 基本的な考え方

- 本町は、岐阜県の中心都市である岐阜市に隣接するとともに、中京圏の中心都市である名古屋市へのアクセスも良いなど、優れた土地利用のポテンシャルを活かし、宅地需要や企業の立地需要に対応した受け皿の確保を行います。
- 本町の用途地域の半数以上が準工業地域となっていますが、宅地需要の高まりなどから居住環境に配慮した土地利用が求められており、土地利用の純化を図り、適切な用途地域への転換を進めます。
- 木曾川の自然環境や歴史文化など、本町の地域資源を活かしながら、安心して安全にいきいきと暮らすことができる土地利用を図ります。

2) 整備・誘導方針

① 住居系を中心とする土地利用

【一般住宅地】

- ・ 既存市街地や鉄道駅周辺など住居系用途地域で、建物の老朽化が進み、狭隘な道路も多く見られる地区では、建物の共同化・不燃化・耐震化の促進、狭隘道路の解消などにより良好な生活基盤を備えた、利便性の高い良好な居住環境の形成を図ります。
- ・ 比較的密度の低い郊外部の市街地では、町外からの移住・定住の受け皿として、低・未利用地の市街化を促進し、低層住宅を中心とした、ゆとりある住宅地の形成を図ります。
- ・ 大規模な工場用地や公共施設用地など、まちづくりに有効活用できる土地の将来的な土地利用の転換について検討します。

【住居系転換地】

- ・ 現在準工業地域や近隣商業地域となっている地区のうち、工業系、商業系施設などが少なく、住宅が多く立地している地区では、土地利用の誘導などで用途の純化を進め、住居系用途地域への転換を図ります。

【住居系利用地】

- ・ (一)正木岐阜線周辺の市街化調整区域は、既存集落が形成されているとともに、住宅の建替え等が行われており、今後もこの傾向は続く予想されます。そのため、適切な土地利用規制のあり方と計画的な都市基盤整備について検討し、良好な住環境を有した住居系の土地利用を図る地区を目指します。

【田園住宅地】

- ・ 市街化調整区域のうち、(都)岐阜羽島線以西においては、既存の集落及び自然や田園と調和した住宅地が点在する田園住宅ゾーンとして、良好な住環境の維持と、遊水機能や緑地機能など、農地の持つ多面的な機能の保全を図ります。
- ・ 一団の農地が集積している地区では、営農環境の維持を図り、増加している耕作放棄地の解消に対する取り組みを強化します。

② 商業系を中心とする土地利用

【一般商業地】

- ・ 笠松駅周辺の既存商業系用途地域では、都市拠点として、歴史文化財などの地域資源の活用により、町内外の人が集い、ふれあえる場となる、まちの顔を創出します。また、地域住民の日常の買い物の利便向上など、快適な生活を支える土地利用を図ります。
- ・ (都)笠松駅下中屋線沿道の既存商業系用途地域では、居住地域における日常生活圏の形成のため、日常の買い物需要に対応した商業地の形成を図ります。

【沿道利用地】

- ・ (都)岐阜笠松線沿道の既存商業系用途地域及び住居系用途地域では、比較的商業施設の立地が多く、今後も立地需要が続くと考えられることから、周辺の環境と調和を図りつつ、沿道型商業などの立地を誘導します。

③ 工業系を中心とする土地利用

【産業集積地】

- ・ (都)一般国道 22 号線沿道の既存工業系用途地域では、広域的な交通条件の良さを活かし、本町の産業拠点として、既存工業地の生産環境の維持・向上と、未利用地を有効利用し、工場・流通機能の計画的な集積を図ります。

【工業複合地】

- ・ 地場産業である繊維業を含む中小の工場などと住宅が混在している既存工業系用途地域のうち、土地利用の純化が困難な地域においては、住宅と工場の混在する複合地区として、それぞれの環境の向上を図ります。

【工業系開発検討地】

- ・ (都)岐阜羽島線周辺の既存市街化調整区域は、岐阜市及び羽島市を結ぶ幹線街路沿道というアクセス利便性の高さを活かし、本町の活力向上、雇用確保及び住宅と工場の混在解消に向けた工場移転の受け皿の確保を図るため、新たな産業拠点として工業系の土地利用への転換について検討します。

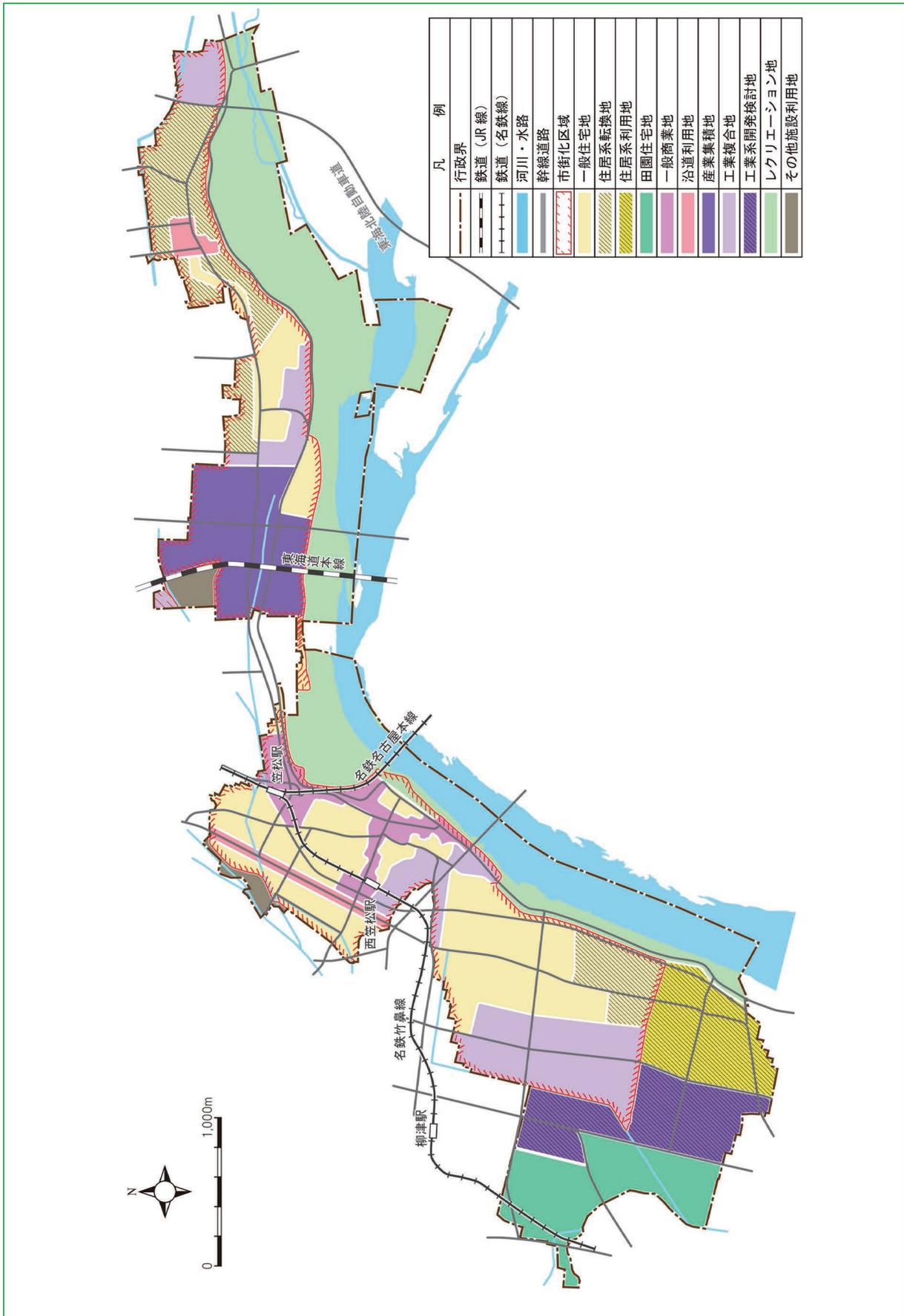
④ その他の土地利用

【レクリエーション地】

- ・ 木曾川及び笠松競馬場周辺の既存市街化調整区域は、本町の魅力として町内外から多くの人々が訪れており、これらを地域資源として、保全・活用を図ります。

【その他施設利用地】

- ・ 境川周辺の既存市街化調整区域は、周辺環境との調和を図りつつ、現況の土地利用を維持します。また、円城寺厩舎のある既存市街化調整区域は、今後の土地利用のあり方について検討します。



図：土地利用計画図

(2) 交通体系の整備方針

1) 基本的な考え方

- 本町は、自動車の利用率が高い一方、都市計画道路をはじめとする幹線道路の整備が進んでいないことから、隣接都市と連携し道路の段階構成を明確にし、地域間を結ぶ幹線道路の整備を進めます。
- 未着手の都市計画道路のうち、代替路線が確保されていたり、社会経済情勢などから必要性が低くなった路線については、都市計画の見直しを行います。
- 自家用車に過度に頼らなくても生活できるよう、公共交通機関を充実するとともに、徒歩・自転車での移動がしやすい、安全・安心・快適なまちづくりを進めます。

2) 整備・誘導方針

① 道路

(i) 幹線道路

- ・ 幹線道路については、道路の段階構成を考慮し、町内の各地域を相互に結ぶとともに、隣接する都市へ円滑に移動できるような道路網を、国道、主要地方道、一般県道、都市計画道路、及び主要な町道で構築します。
- ・ 幹線道路の整備は、本町の地理的特徴から、町内で完結する路線が少なく、接続する隣接都市と連携して整備を進めます。
- ・ 都市計画道路のうち、長期にわたり未着手となっている路線のうち、代替路線の整備などで必要性が低くなった路線は都市計画の見直しを検討します。
- ・ 将来的な交通需要が減少することを勘案し、現在 4 車線相当の幅員で都市計画決定している路線について幅員(車線数)の変更等について検討します。
- ・ 上記以外の未整備の都市計画道路について、優先順位を設定した上で計画的に整備を促進します。
- ・ 幹線道路を整備する際は、歩行者・自転車が安全・安心・快適に通行できるよう、断面構成を考慮するとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応や、機能的で美しい道路修景に配慮した整備を行います。
- ・ ボトルネックとなっている踏切については、改善策を検討します。
- ・ 橋梁等を含む道路施設は、「笠松町橋梁長寿命化修繕計画」等に基づき長寿命化を図るとともに、適切な維持管理や老朽化した施設の更新を図ります。
- ・ 幹線道路沿道において、地域の活性化を促進するとともに、災害時における拠点的功能を有する道の駅などの施設の必要性について検討します。



(ii) 生活道路

- ・ 鉄道駅、学校、公民館など主要な施設を結ぶ生活道路については、バリアフリー・ユニバーサルデザインに対応した整備を行います。
- ・ 既存の市街地や集落内に多く残る幅員 4m 未満の狭隘道路については、円滑な交通や緊急車両の通行を確保し、延焼や地震時の建物倒壊による道路閉塞を防ぐため、沿道住民の協力の下、道路の拡幅整備を進めます。
- ・ 安全・安心・快適に歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、交通安全施設の整備、ゾーン 30 の導入検討、歩道整備や歩行空間の明確化など、歩行者の安全対策を進めます。

② 公共交通

(i) 鉄道

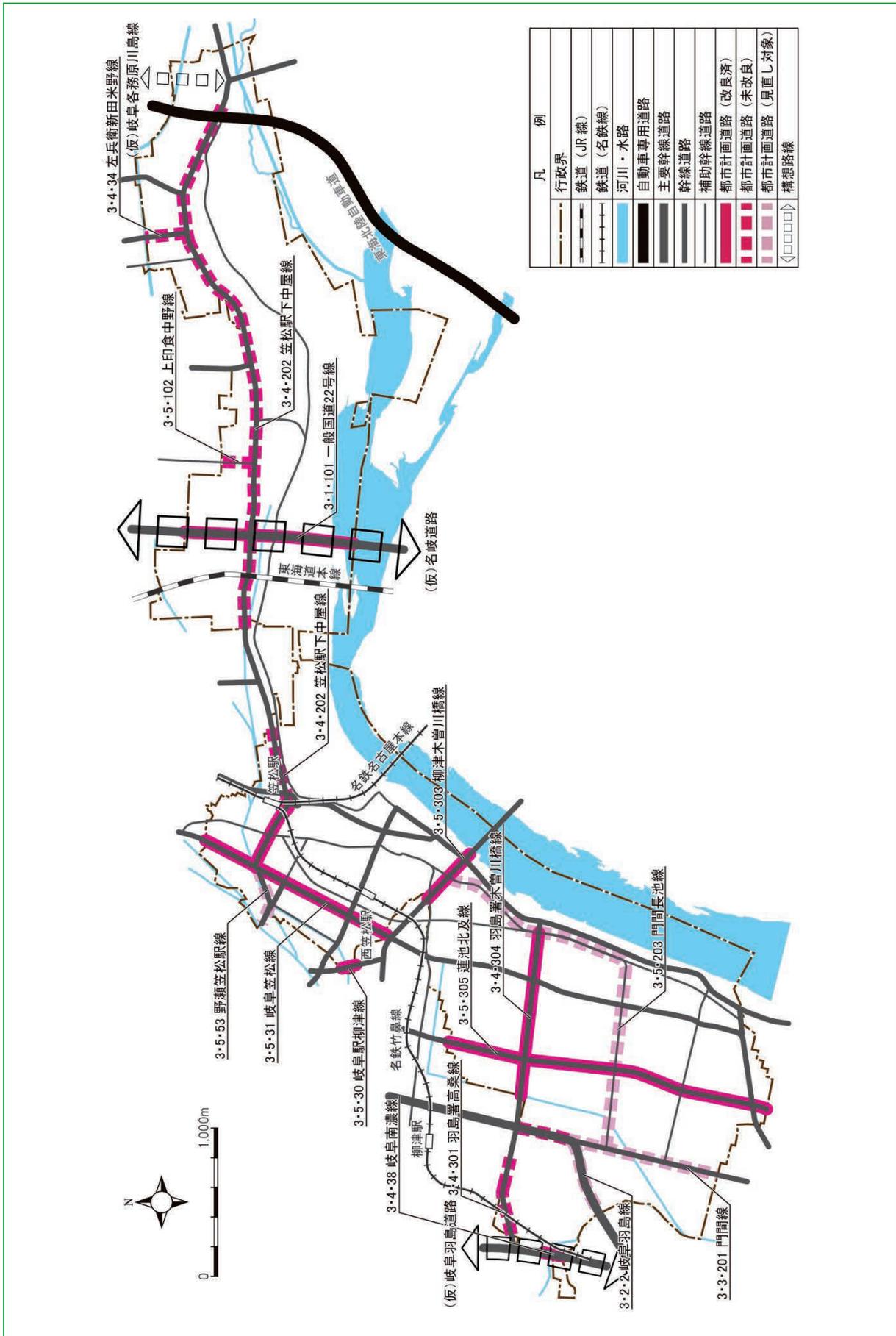
- ・ 本町内には笠松駅・西笠松駅の2つの駅があり、それぞれバリアフリー化が行われています。今後、誰もが利用しやすい駅となるよう、駅へのアクセス道路の整備・改善を図ります。
- ・ 駅の拠点性を高めるため、交通結節点としての機能強化を図ります。
- ・ (都)笠松駅下中屋線の駅周辺の未整備区間は、将来の駅舎改築等の時期に合わせた鉄道との立体交差など、道路整備の方法について検討します。

(ii) バス

- ・ 路線バスは、下羽栗地域の住民が岐阜・川島方面に移動する重要な日常の交通手段であり、利用を促進することで今後も路線の維持に努めます。
- ・ コミュニティバスは、本町内の主要な公共施設を結ぶもので、年間 70,000 人を超える利用があります。今後も高齢化の進展にともない、自動車の運転ができない人の交通手段として、また、環境にやさしい交通手段として重要性が高まります。今後も地域間を結ぶ利便性の高い交通手段として運行し、利用を促進していきます。
- ・ ベンチや上屋の設置をはじめとする、バス停の利用環境向上について検討します。

③ 自転車駐車場

- ・ 笠松駅では、駅周辺を自転車放置禁止区域に指定しており、笠松駅及び西笠松駅では、有料の自転車駐車場を設置していることから、放置自転車の取り締まりを継続するとともに、自転車駐車場の適切な管理運営を行います。
- ・ 近年、自転車は環境負荷が少なく健康的な移動手段として注目されています。そのため、サイクルアンドライドを促進し、鉄道駅やバス停における自転車駐車場の整備について、需要の高まりに応じ必要性を検討します。
- ・ 本町の持つ歴史・文化・清流木曾川(自然・サイクリングロード)・まちの駅の魅力を総合的に発信し、それぞれのアクセスをネットワーク化するための取り組みとして、「歴史・文化・清流ネットワーク回廊推進事業」を推進し、レンタサイクルなどによる産官民が連携した活気あるまちづくりを推進します。



図：道路の整備方針図

(3) 公園・緑地の整備方針

1) 基本的な考え方

- 木曾川の河川敷を活用した憩いとうるおいのある公園・緑地の整備・充実を図ります。
- 市街地内において公園が不足しており、市街地内に身近な公園を確保します。
- 公園・緑地に関する基本的な計画を定め、地域住民と協働で整備を進めます。

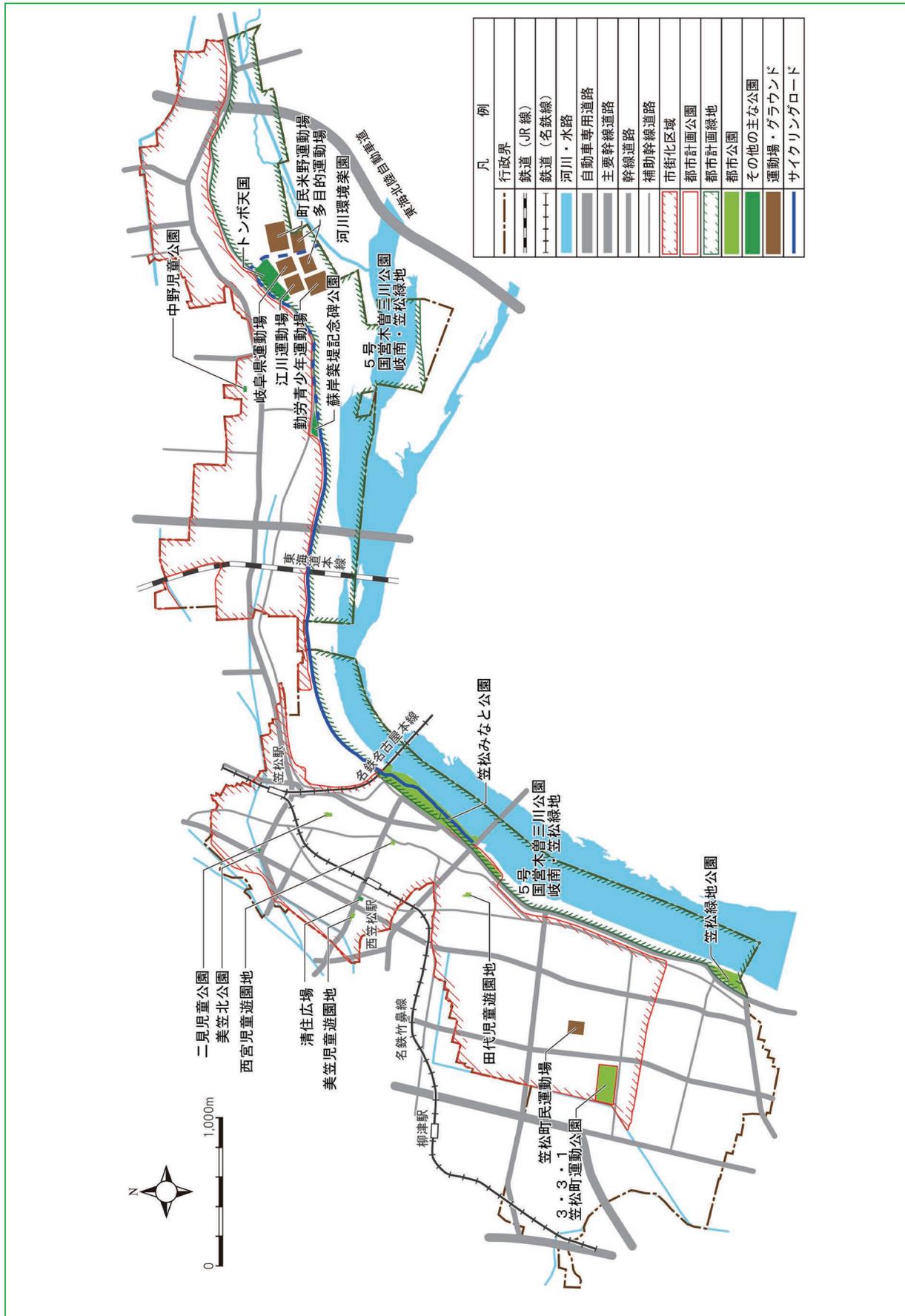
2) 整備・誘導方針

① 公園・緑地

- ・ 木曾川の河川敷は、「国営木曾三川公園基本計画」「リバーサイドタウンかさまつ計画」等に基づき整備を進めます。
- ・ 緑の拠点である「トンボ天国」、「笠松みなと公園」、「笠松緑地公園」の機能充実を図るとともに、拠点相互を遊歩道やサイクリングロードなどで結ぶ水と緑のネットワークを形成し、木曾川河川敷の一体性を高めます。
- ・ 公園が不足している地域では、地域住民の協力を得ながら、公園の適切な誘致距離・規模などを考慮し、計画的に整備を推進します。
- ・ 新たな市街地整備を行う地区では、良好な住環境の形成のため、計画的に公園・緑地を配置します。
- ・ 公園施設は長寿命化を図るとともに、適切な維持管理や老朽化した施設の更新を図ります。
- ・ 新たに公園の整備や老朽化した公園を再整備する際は、ワークショップなどにより利用者の声を取り入れるとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮します。
- ・ 公園・緑地は避難場所として利用できるよう、防災空間の確保や避難機能を向上します。
- ・ アダプトプログラムを活用し、地域住民との協働による維持管理を進めます。
- ・ 公園・緑地の整備に関する基本的な計画(緑の基本計画)を改訂し、計画的な公園・緑地の整備を進めます。

② 都市緑化

- ・ 市街地では、防災及び緑化に関する補助金などを活用し、民有地の緑化を促進します。
- ・ 都市計画道路など新たに整備する道路は街路樹などによる緑化を図ります。
- ・ 街路樹は、アダプトプログラムを活用し、地域住民や沿道企業などとの協働による維持管理を進めます。
- ・ 町の天然記念物に指定している樹木などは、周辺の社寺林とともに市街地内の緑として保存していきます。



図：公園・緑地の整備方針図

(4) 河川・下水道の整備方針

1) 基本的な考え方

- 木曽川は、木曽川水系河川整備計画に基づき、適切な整備や維持管理を行います。
- 本町の下水道の排除方式は、全区域について雨水と汚水を別々に排除する方式の分流式であり、下水道計画に基づき整備を行います。

2) 整備・誘導方針

① 河川

- ・ 木曽川水系河川整備計画に基づき、護岸整備などをはじめとする治水事業を促進します。
- ・ 中小河川の整備により、雨水対策を促進します。
- ・ 境川流域では、境川流域整備計画に基づく流出抑制対策を推進します。
- ・ 河川整備の際には、景観への配慮や親水空間の確保など、憩いとうるおいのある空間になるよう考慮します。

② 下水道（雨水）

- ・ 木曽川右岸流域下水道計画に基づき、適切な雨水排水処理を行います。
- ・ 道路整備に合わせた雨水管渠の整備や側溝の整備などにより、円滑に雨水を処理し、浸水被害を低減します。
- ・ 宅地化による雨水の流出増加や、近年頻発しているゲリラ豪雨に対応するため、円城寺地内で貯留施設の整備を進めるとともに、グラウンドなどの公共施設を活用した貯留施設を検討しており、今後も貯留施設、浸透ます及び透水性舗装などの導入を促進し、雨水の流出を抑制します。
- ・ 下水道（雨水）施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理や老朽化した施設の更新を図ります。

③ 下水道（汚水）

- ・ 木曽川右岸流域下水道計画に基づき、事業を推進していきます。
- ・ 道路整備に合わせた汚水管渠の整備や費用対効果を考慮した整備を行うなど、効率的な整備を行います。
- ・ 「第2次生活排水対策推進計画」に基づき、快適で美しい水環境改善や水環境を守るライフスタイルを推進します。
- ・ 下水道が整備された区域では、今後も助成金などを活用し、下水道への接続を促進します。
- ・ 下水道（汚水）施設の長寿命化を図るとともに、適切な維持管理を図ります。

(5) その他施設の整備方針

1) 基本的な考え方

- 住民が安全・安心・快適に生活できるようにするために必要な施設については、機能の維持向上を図ります。

2) 整備・誘導方針

① 上水道

- ・ 本町の上水道は4ヶ所の水源地から取水しており、水源地耐震化対策を実施し、災害時にも安定した水道の供給ができるようにします。
- ・ 上水道施設は、長寿命化を図るとともに、適切な維持管理や施設の更新を図ります。
- ・ 老朽化した水道施設は、整備計画に基づき順次更新を行います。
- ・ その他、笠松町新水道ビジョンに基づき、適切な水道事業経営を行います。

② ごみ処理施設

- ・ 可燃ごみの処理は、近隣自治体と岐阜羽島衛生施設組合を設立し、岐阜市境川地内で焼却処理をしていましたが、平成28年3月末をもって稼働停止となったため、次期ごみ処理施設が建設されるまでの間、県外民間施設で焼却処理を行います。
- ・ 関係市町と連携し、次期ごみ処理施設の整備や最終処分場を確保します。

③ 火葬場

- ・ 社会情勢に即した火葬場施設及び墓地周辺環境の整備を行います。

(6) 市街地整備の方針

1) 基本的な考え方

- 良好な市街地環境を確保することが必要な地区において、計画的な市街地整備を進めます。
- 宅地需要や産業立地需要に対応するため、新たな市街地の整備について検討します。
- 市街地整備を推進するため、調査などを実施します。

2) 整備・誘導方針

① 都市拠点

- ・ 笠松駅周辺から町役場周辺は、古くから形成された市街地であり、歴史的な建物なども見られますが、住宅が密集しているとともに、道路が狭隘で公園が少ないなど、都市基盤が十分でなく、防災面からも危険性が高い地区となっています。そのため、本町の中心としてふさわしい都市環境の整った安全・安心・快適な市街地とするため、土地区画整理事業による面的な整備などを含めた都市基盤の整備について地域住民とともに検討し、効率的・機能的な土地利用を推進します。
- ・ 都市拠点内の空家・空店舗・空地については、「空家等対策の推進に関する特別措置法」等により適切な管理を促すとともに、空家・空店舗・空地などの有効な活用策の検討や、有効活用に向けた助言・支援を推進し、商業振興及び定住などの促進による地域の活性化を図ります。

② 地域拠点

- ・ 松枝支所周辺、下羽栗支所周辺では、地区計画などの手法で道路・公園などの都市基盤整備や良好な住環境の形成を計画的に進めるとともに、図書室・児童館などの公共公益施設の集積・誘導について検討し、地域内で歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

③ 産業拠点

- ・ 松枝地域の市街化調整区域(工業系開発検討地)では、交通利便性などの立地特性を活かし、優良企業の新規立地や市街地内に点在する工場の移転の受け皿が確保できるよう地区計画などの手法の活用を検討し、それに伴い必要となる都市基盤の整備についても検討します。
- ・ 下羽栗地域の(都)一般国道22号線沿道は、主要な幹線道路である(都)一般国道22号線に直結する交通利便性の良さを活かした企業立地を促進するため、必要となる都市基盤の整備について検討します。

④ 医療・福祉拠点

- ・ 医療・福祉拠点である(都)柳津木曾川橋線周辺は、病院や老人福祉施設などへのアクセスを向上する道路の整備などを進め、医療・福祉施設の集積を促します。

⑤ 住居系利用地

- ・ 松枝地域の市街化調整区域においては、住宅の開発が多く行われ、住宅地の形成が進んでいますが、道路・公園などの都市基盤が十分でないため、適切な土地利用規制のあり方と都市基盤の整備方針について検討します。

(7) 自然環境、都市環境・景観形成の方針

1) 基本的な考え方

- 木曽川の自然や歴史文化資源などの地域資源を活用し、良好な景観の維持向上を図ります。
- 町内外の自然・観光資源を結び、散策やサイクリングなどに利用できる回遊性のあるネットワークづくりを行います。

2) 整備・誘導方針

① 自然環境形成

- ・ 環境軸である清流木曽川の美しい自然は、本町の特徴となっています。そのため、木曽川流域の市町村と連携し、自然環境を維持・向上するとともに、木曽川を優れた自然景観地として利用促進を図ります。
- ・ 木曽川は豊かな生態系を有し、貴重な動植物も生息していることから、動植物の保護を進めるとともに、水辺の整備にあたっては、その生息・生育環境を改変しないように努めます。
- ・ トンボ天国や河跡湖の再生とビオトープ化を推進します。

② 都市環境・景観形成

- ・ 笠松地域は古くからの歴史あるまちであり、市街地内において、歴史・文化的価値の高い資源や寺社が点在しています。これらの歴史的な景観については、笠松町のまちの魅力の一つとして保全・活用していきます。
- ・ ワークショップ等の住民参画により、まちなみ景観や地域資源の保存に努めます。
- ・ 市街地内の主要な道路での街路樹の植栽や、公共施設や民有地の緑化促進などにより、うるおいのあるまちづくりを行います。
- ・ 本町の歴史・文化・自然資源をネットワークとして結び、回遊性のある「歴史・文化・清流ネットワーク回廊」を形成します。
- ・ 木曽川の広域的なつながりを活かしたネットワークづくりを行います。
- ・ ごみの減量化、リサイクル及び再資源化に努め、限られた資源を有効に活用する循環型社会の実現を目指します。



(8) 安全・安心なまちづくりの方針

1) 基本的な考え方

- 近年頻発している異常気象に起因する自然災害や、発生が危惧されている南海トラフ巨大地震への対応を進めます。
- 住民が安全で安心した暮らしができるよう、防犯対策を進めます。

2) 整備・誘導方針

① 防災

- ・ 本町は木曾川に隣接しているため、総合的な治水対策を行い、浸水被害の低減を図ります。
- ・ 遊水機能を持つ農地については、基本的に保全を図り、開発を行う場合も代替機能の確保を図ります。
- ・ 本町は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、地震に強いまちとするため、道路や橋などの耐震化を行い、避難路・緊急輸送道路を確保します。
- ・ 地震災害時の拠点となる公共施設や水道、電気などのライフライン、避難所となる公民館などの耐震化を進めます。
- ・ 耐震促進計画に基づき、旧耐震基準で建設された住宅の無料耐震診断、耐震改修補助などにより、建物の耐震化を促進します。
- ・ 自主防災組織の育成・支援や地域における防災訓練の実施などにより、地域の防災力を向上します。

② 防犯

- ・ 防犯に対する意識啓発や防犯教育の推進などにより、住民の防犯意識を高めます。
- ・ 防犯活動団体の育成・支援や地域の見守り隊と連携した防犯活動の強化などにより、地域社会の連帯意識を高めます。
- ・ LED 街路灯事業の推進や防犯カメラの設置を進めます。

(9) 住民参加のまちづくりの方針

1) 基本的な考え方

- 住民がまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを進めます。
- 地域が一体となったまちづくりを進めるため、地域コミュニティの強化を図ります。

2) 整備・誘導方針

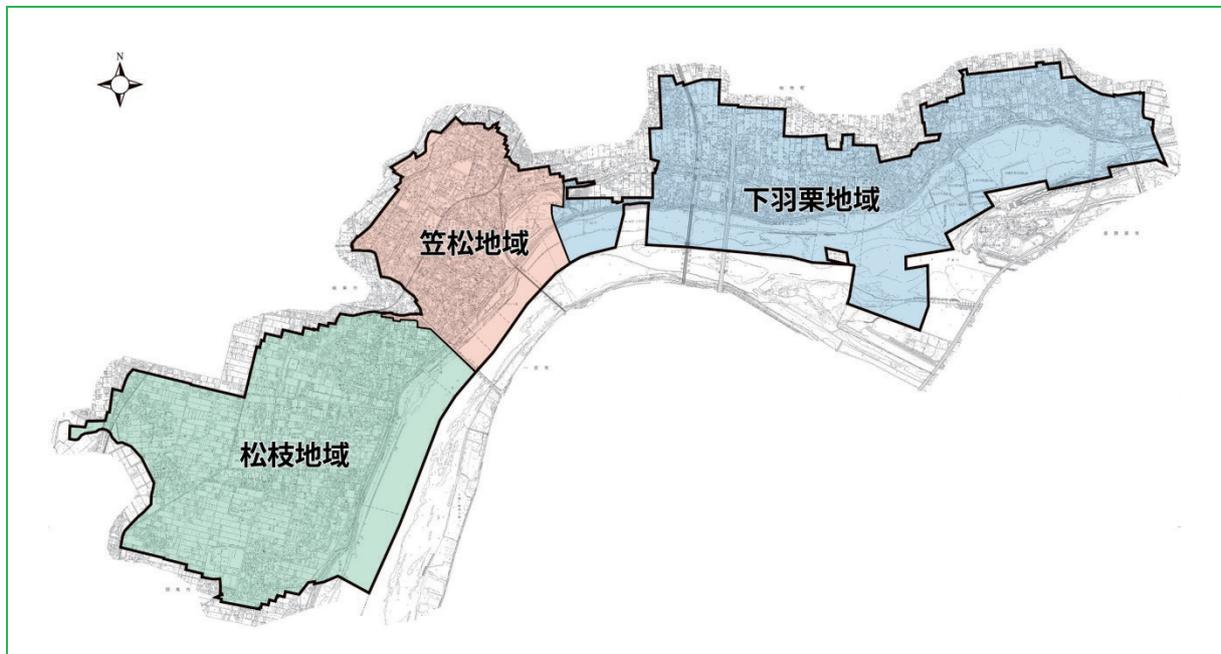
- ・ 住民自らがまちづくりの主体者であるという意識を高めます。
- ・ まちづくり活動を担う人材の育成やまちづくり活動を支援する体制を整備します。
- ・ NPO 法人など、まちづくり活動団体の組織化など、住民によるまちづくり活動への支援を行います。
- ・ まちづくりに関する情報について、町のホームページや広報などで積極的に公開します。
- ・ まちづくりを進める際には、計画段階から、住民の意見を反映するため、ワークショップやパブリックコメントを実施します。
- ・ まちづくりを行政と住民がともに考える機会づくりとして、意見交換・情報共有システムの構築を行います。
- ・ 住民同士で、まちづくりに対する話し合いができる交流機会広場を設置します。
- ・ 地域が一体となってまちづくりが行われるよう、地域リーダーの育成やコミュニティ活動への支援を行います。

第4章 地域別構想

1 地域区分

地域別構想を策定する地域は、次のような考え方により、笠松・松枝・下羽栗の3地域区分とします。

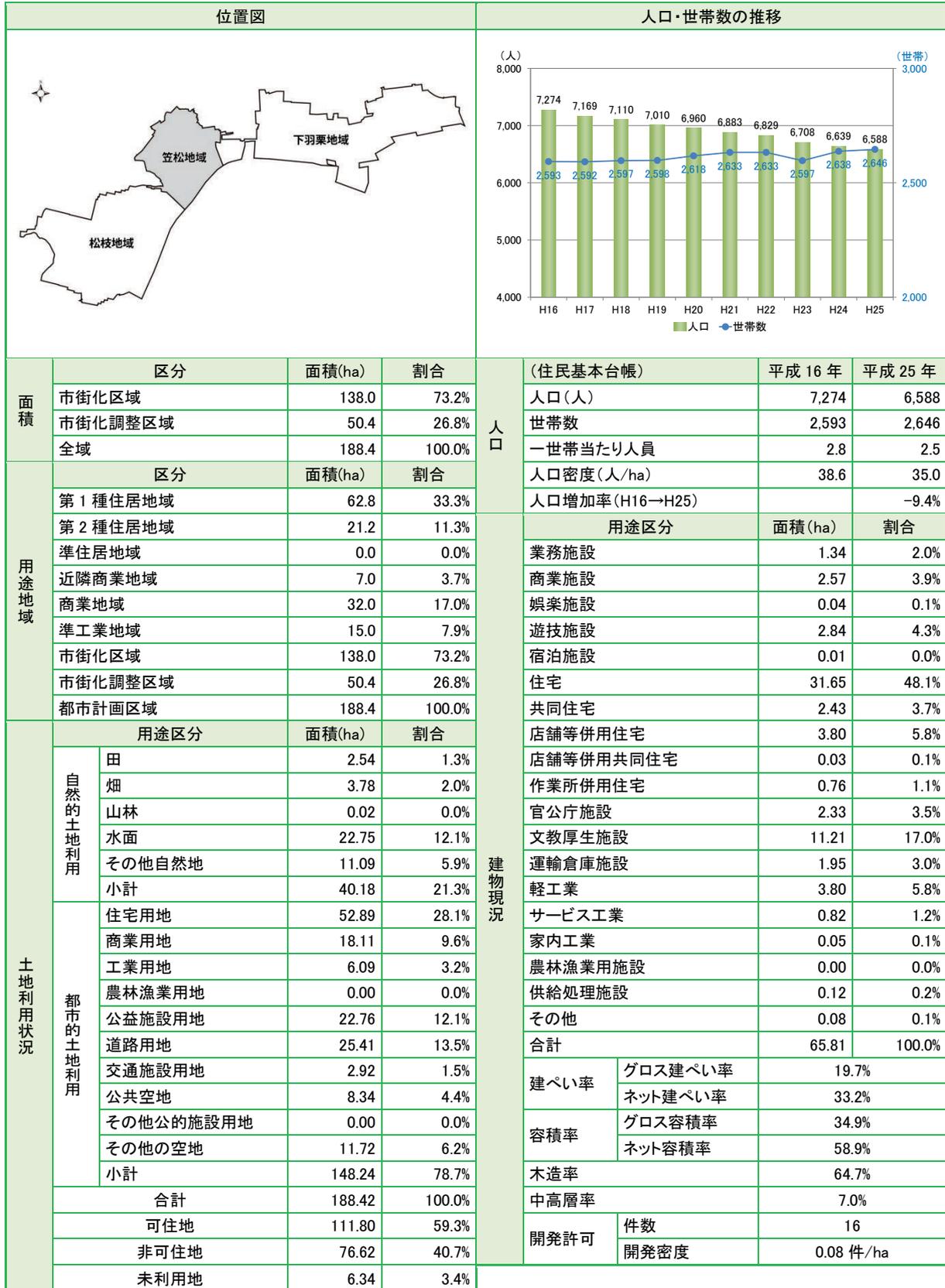
- 町村合併以前からの生活圏であり、住所での区分や学区など地域としての一体性を有している。
- 市街地の規模や形状の面からみても、独立した地域単位と見なすことができる。
- 3地域がそれぞれ異なった市街地の特性を有している。
- これまでの各種計画や行政施策の単位として、これら3地域区分が用いられている。



図：地域区分の設定

2 笠松地域

(1) 地域の現況と課題

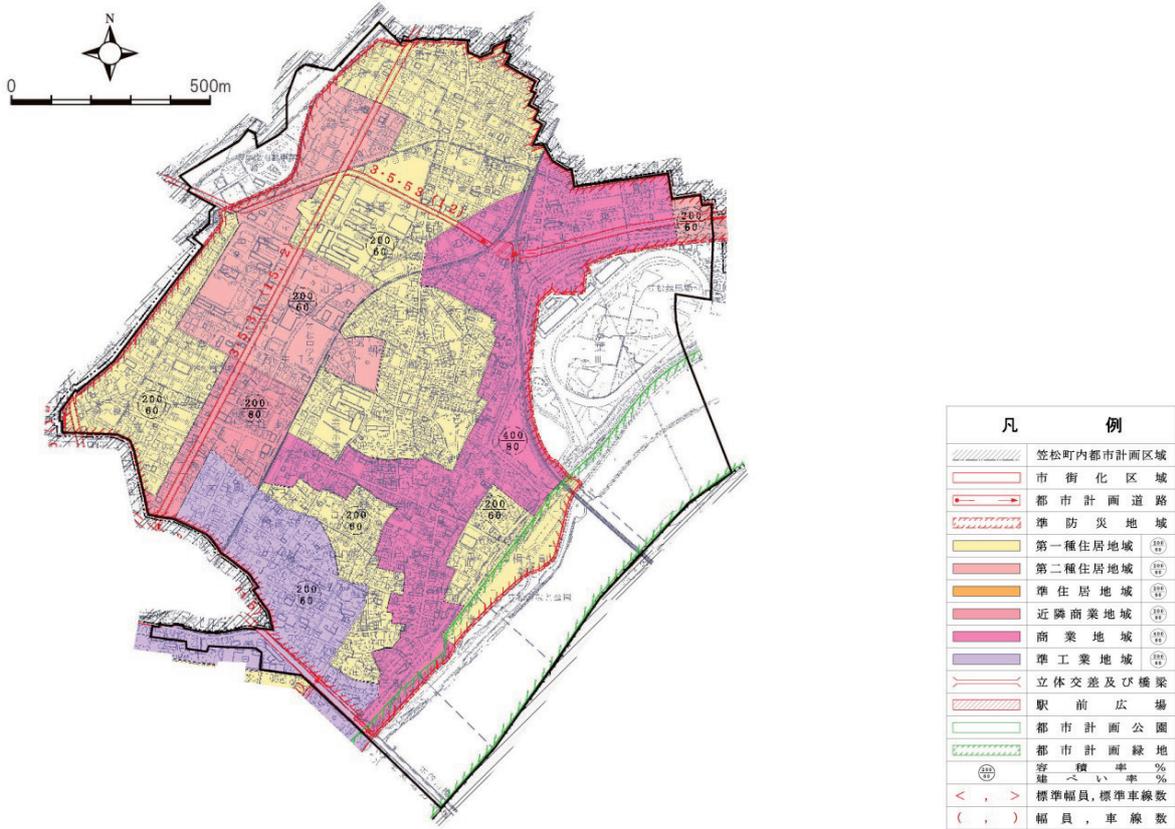


※四捨五入のため合計が一致しない箇所がある

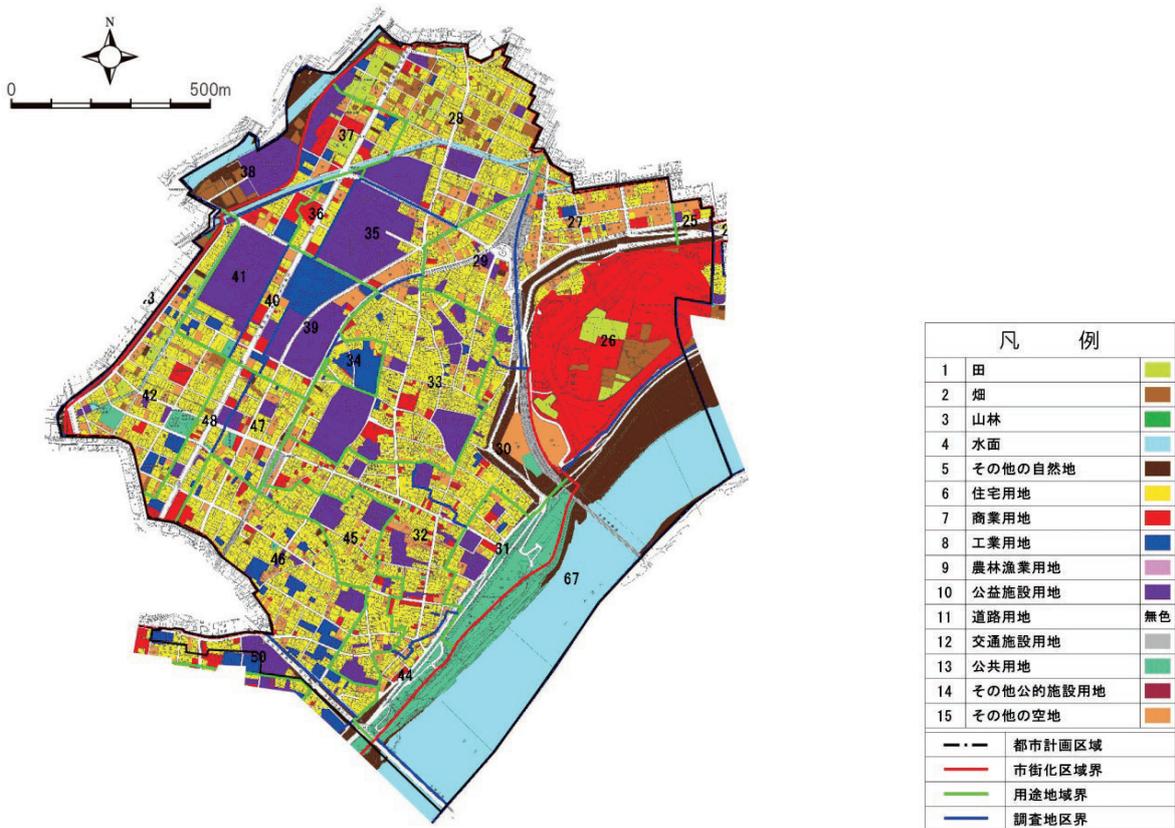


| 都市施設 | 都市計画道路 | | 公園 | 箇所 | 面積(ha) | |
|-----------|---------|-------|-----------|-------|--------|--------------|
| | 延長(m) | 3,200 | 都市公園 | 4箇所 | 6.24 | |
| | 改良済(m) | 68.1 | その他の主な公園 | 2箇所 | 0.10 | |
| | 改良率 | 68.1% | 都市計画緑地 | 1箇所 | 30.57 | |
| 公共施設 | 種別 | 箇所 | 名称 | 種別 | 箇所 | 名称 |
| | 役場・支所 | 1 | 笠松町役場 | その他施設 | 10 | 笠松郵便局 |
| | 社会福祉施設 | 6 | 緑会館 | | | 春日郵便局 |
| | | | 厚生会館 | | | ふらっと笠松 |
| | | | 福祉会館 | | | 火葬場 |
| | | | 子育て支援センター | | | 笠松刑務所 |
| | | | 第一保育所 | | | 笠松競馬場 |
| | 教育施設 | 3 | 笠松小学校 | | | 笠松交番 |
| | | | 笠松中学校 | | | 羽島郡広域連合消防本部 |
| | | | 岐阜工業高等学校 | | | コミュニティ消防センター |
| 文化・社会教育施設 | 3 | 中央公民館 | 商工会館 | | | |
| | | 町民体育館 | | | | |
| | | 歴史未来館 | | | | |
| 地域特性 | 【市街化特性】 | | 【建物特性】 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

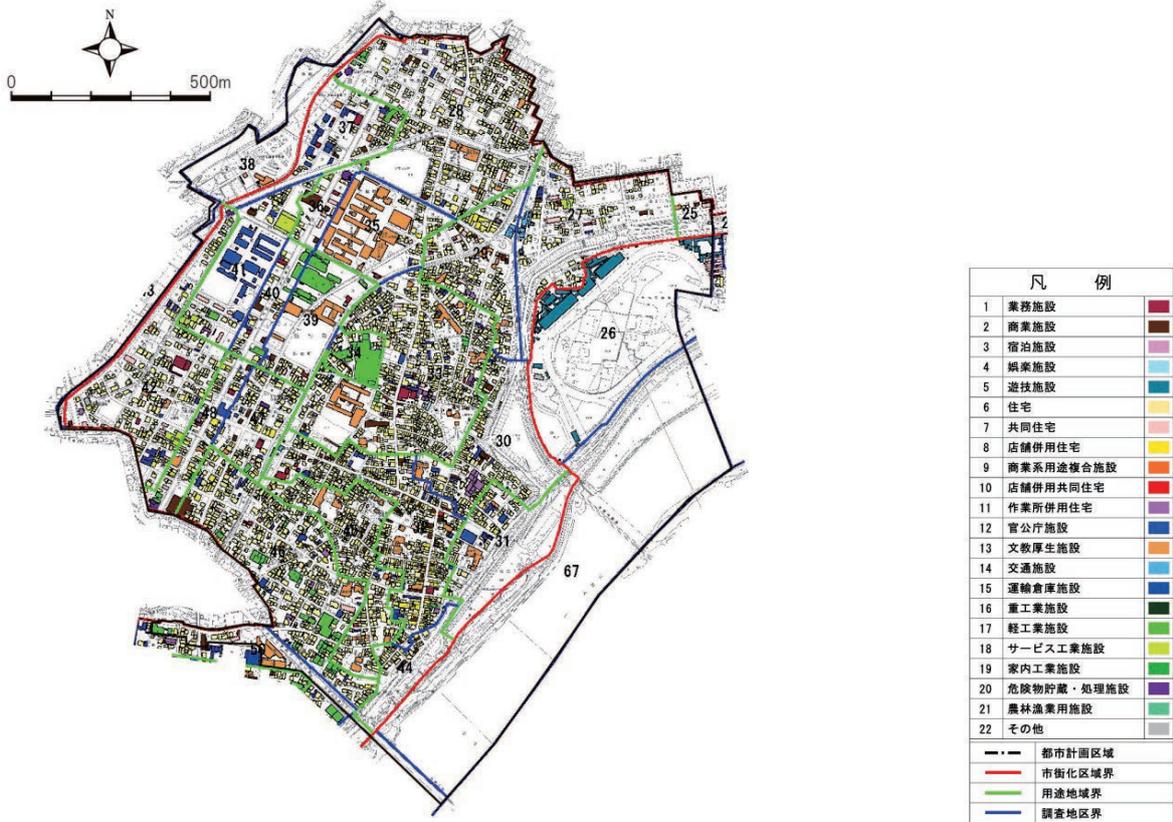
用途地域・都市施設現況図



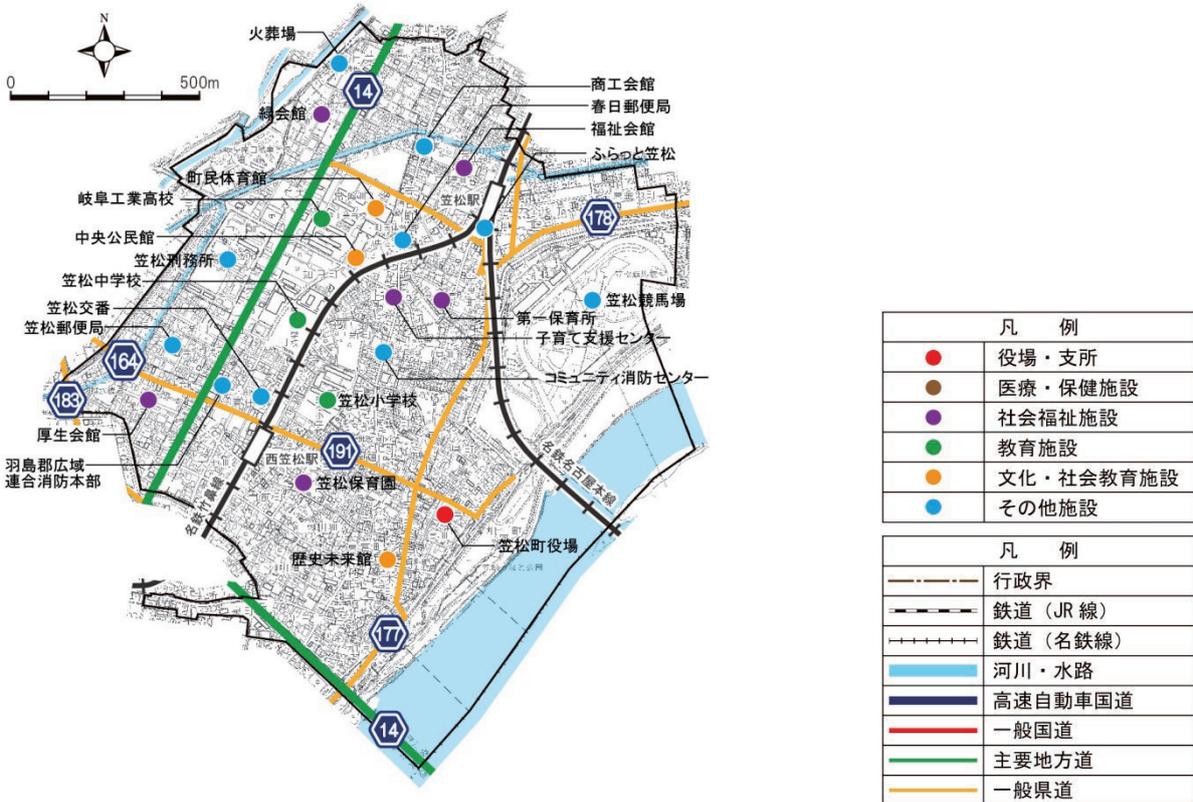
土地利用現況図



建物利用現況図



主要施設配置図



【地域の課題】

- ・ 従来からのまちの中心地域で、名鉄笠松駅や西笠松駅の鉄道駅や(都)柳津木曾川橋線、(都)岐阜笠松線などの岐阜市、一宮市などの隣接都市を結ぶ幹線道路が整備されており、交通利便性の高い地域ですが、近年人口が減少しており、これらの立地のポテンシャルを活かしたまちづくりにより、人を呼び込み、まちの活力の向上が必要です。
- ・ 地域間を結ぶ幹線道路が十分でなく、計画的な整備が必要です。
- ・ 地域の7割が市街化区域で未利用地が少なく、密集した市街地で建物の老朽化が進んでいます。また、狭隘な道路が多いことから、建物の耐震化や都市基盤の整備などにより、防災面を強化することが必要です。
- ・ まちなかでは歴史・文化的資源が点在し、木曾川周辺では、笠松みなと公園などの公園・緑地や笠松競馬場などのレクリエーション施設が立地していることから、これらの地域資源を活かした地域間交流の拡大が必要です。

(2) 地域まちづくりの目標

魅力あるまちの顔づくり

【基本方針】

- ・ 鉄道駅や幹線道路などの交通利便性の高さを活かしたまちづくり
- ・ 歴史・文化・自然などの地域資源を活かしたまちづくり
- ・ 中心市街地の再生と都市基盤整備による安全・安心なまちづくり

(3) 地域まちづくり方針

1) 土地利用の方針

- ・ 笠松駅周辺の既存商業系用途地域では、本町の顔となる都市拠点として、歴史文化財などの地域資源の活用により、町内外の人が集い、ふれあえる場となる、まちの顔を創出します。
- ・ 地域住民の日常の買い物の利便向上など、地域住民の快適な生活を支える土地利用を図ります。
- ・ (都)岐阜笠松線沿道は、道路利用者や地域住民の利便性を向上する商業施設などの立地を含めた沿道利用を促進します。
- ・ (都)柳津木曾川橋線と名鉄名古屋本線及び竹鼻線に囲まれた地区は建物が密集しており、建物の耐震化や共同化の促進を図るとともに、土地区画整理事業や地区計画など多様な手段によるまちの再生について、地域住民と協働で検討します。
- ・ 大規模な工場用地や公共施設用地など、まちづくりに有効活用できる土地の将来的な土地利用の転換について検討します。
- ・ 岐阜市境にある市街化調整区域は、周辺環境との調和を図りつつ現状の機能を維持します。



2) 都市基盤整備の方針

- ・ 未整備の(都)笠松駅下中屋線は、笠松地域・笠松駅と下羽栗地域を結ぶ幹線道路ですが、名鉄本線との立体交差が必要であるため、駅舎の改築など関連する事業と合わせた整備について検討します。
- ・ (都)野瀬笠松駅線の(都)岐阜笠松線以西の区間は、都市計画決定以降長期にわたって未着手となっていますが、並行する幹線町道が整備されたことで、必要な機能が確保されたので都市計画道路としての位置づけを見直します。
- ・ 笠松駅・西笠松駅へのアクセス道路は、安全性の向上を図るため、拡幅、交差点の改良、安全対策などを行います。
- ・ 未整備の幹線町道の整備は、沿道住民の協力を得ながら、計画的に進めます。
- ・ 通学路や歩行者の通行が多い道路は、通行区分の明確化やゾーン 30 の導入検討など歩行者の安全対策を行います。
- ・ その他の狭隘な生活道路については、建物の建替えに合わせたセットバックなどにより拡幅整備を行います。
- ・ 笠松駅及び西笠松駅は交通結節点としての機能を高めるため、周辺交通事情に対応した駅前整備や駐輪需要に応じた自転車駐車場などの整備の必要性について検討します。
- ・ レクリエーション拠点となる笠松みなと公園へのアクセスを向上するため、アクセス道路の整備や安全対策を行います。
- ・ 本地域のレクリエーション拠点と松枝地域、下羽栗地域のレクリエーション拠点を結ぶサイクリングロードの整備を進めます。
- ・ まちにゆとりとうるおいを与え、子どもが安全に遊べる公園・広場の適切な配置について検討し、計画的な整備を行います。

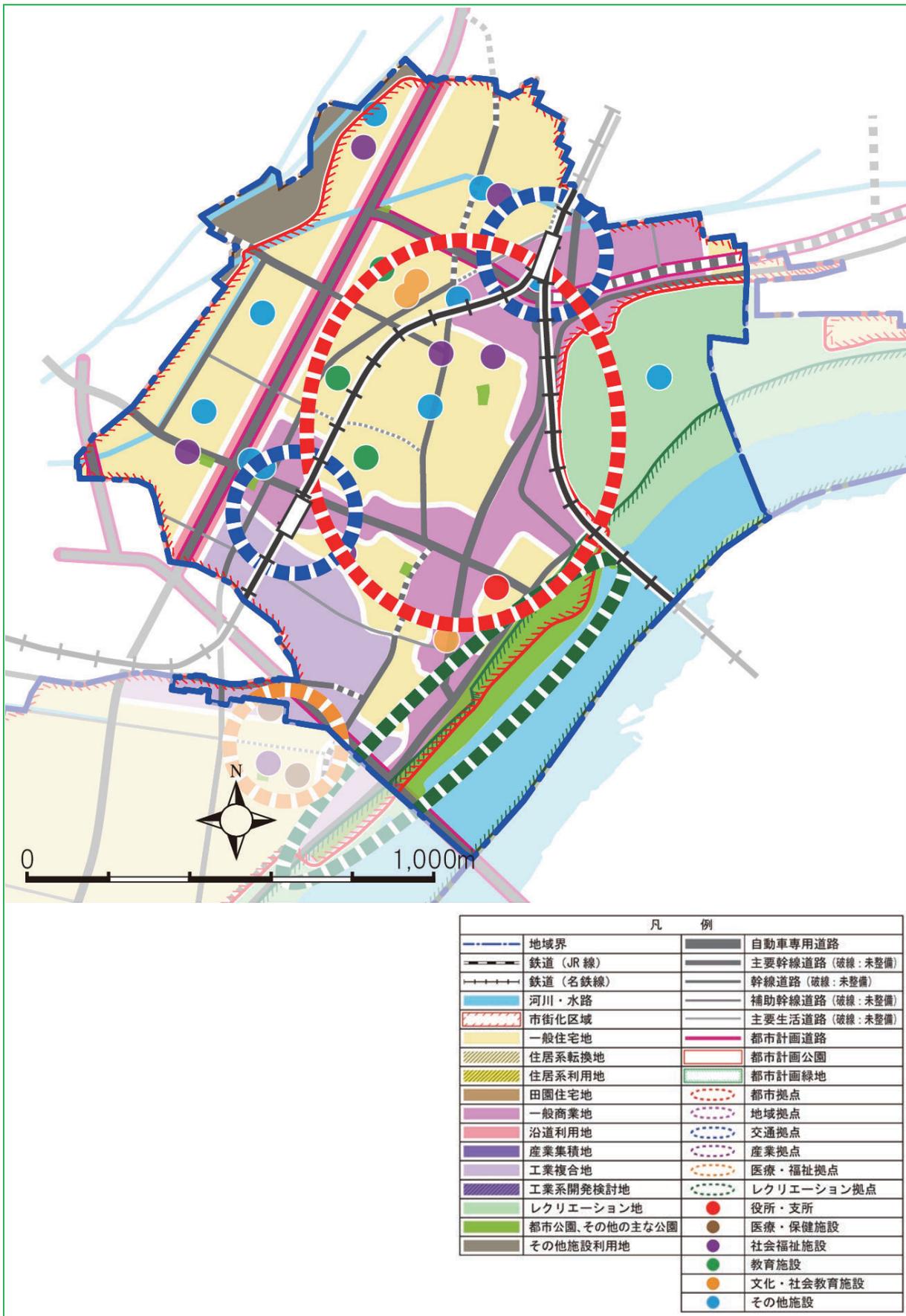
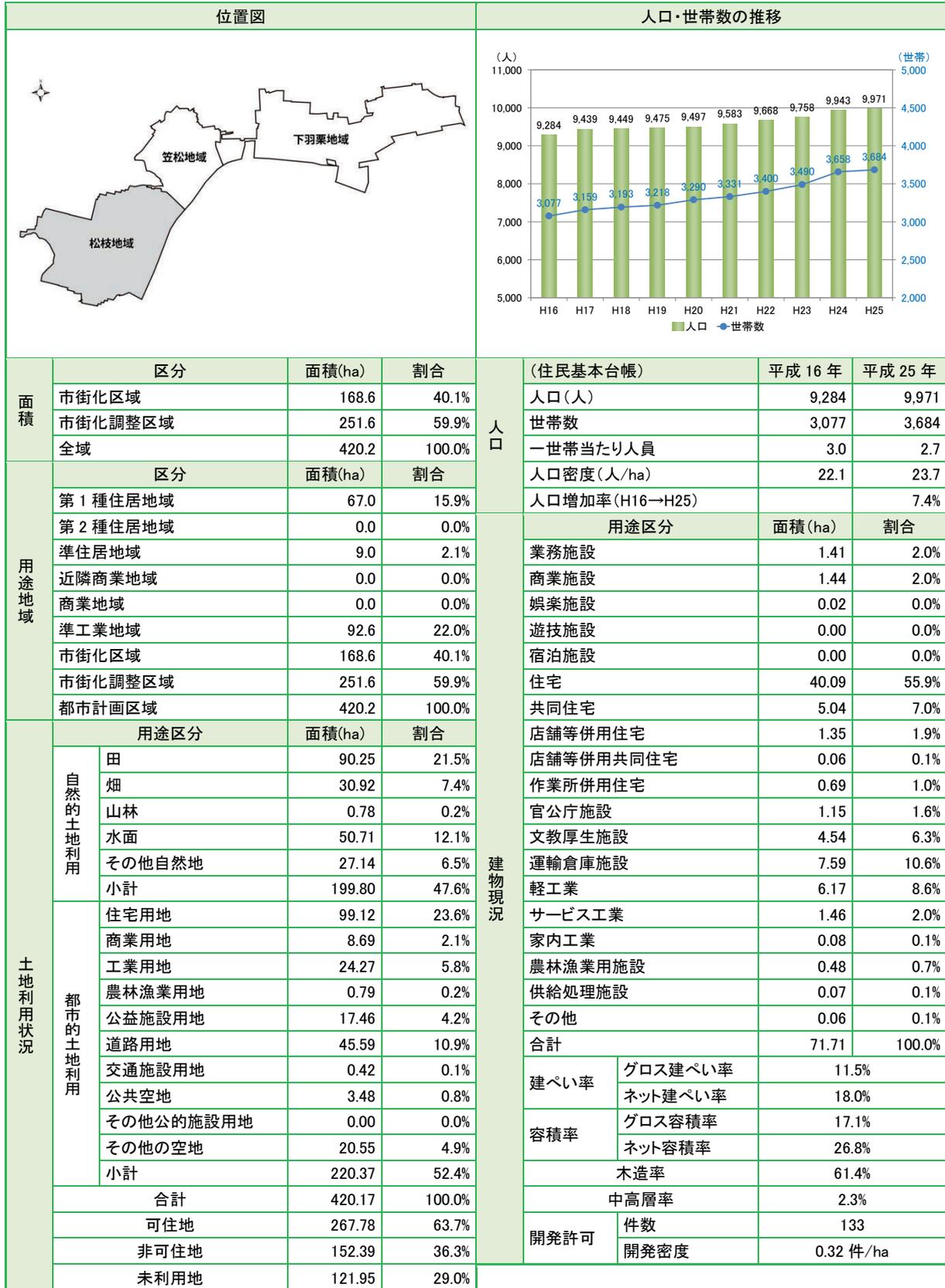


図: 笠松地域のまちづくり構想図

3 松枝地域

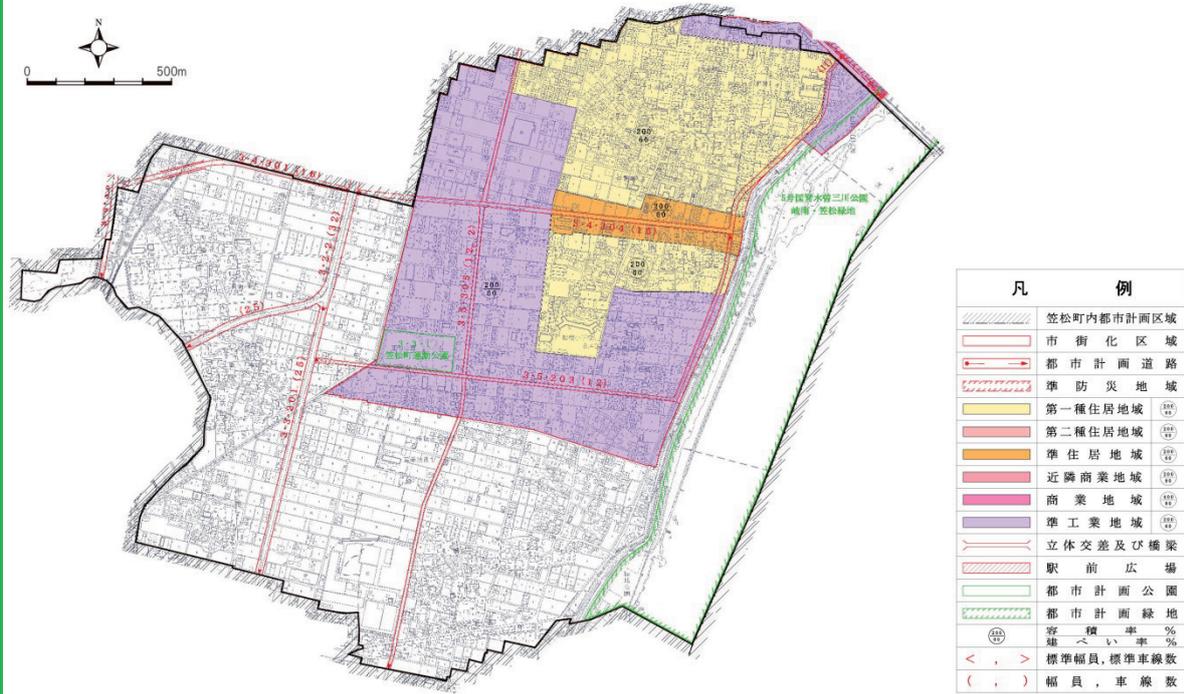
(1) 地域の現況と課題



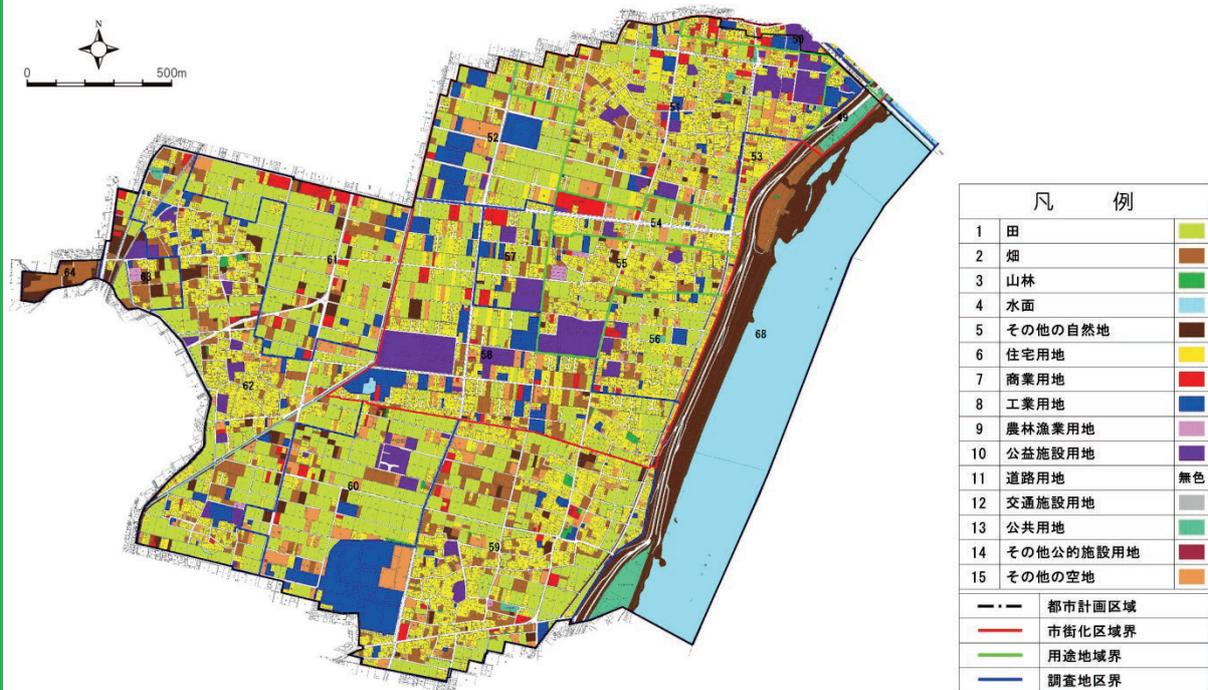
※四捨五入のため合計が一致しない箇所がある

| 都市施設 | 都市計画道路 | | 公園 | 箇所 | 面積(ha) | |
|-------|----------|--------|-------------|-------------|--------|----------------|
| | 延長(m) | 8,650 | 都市公園 | 3箇所 | 3.72 | |
| | 改良済(m) | 3,400 | その他の主な公園 | 0箇所 | - | |
| | 改良率 | 39.30% | 都市計画緑地 | 1箇所 | 62.92 | |
| 公共施設 | 種別 | 箇所 | 名称 | 種別 | 箇所 | 名称 |
| | 役場・支所 | 1 | 松枝支所 | 文化・社会教育施設 | 8 | 松枝公民館 |
| | 医療・保健施設 | 2 | 松波総合病院(南館) | | | 松枝みなみ会館 |
| | | | 松波総合病院(北館) | | | 北門間会館 |
| | 社会福祉施設 | 4 | 福祉健康センター | | | 町民運動場 |
| | | | 児童館 | 緑地公園内運動場 | | |
| | | | 心身障害者小規模授産所 | 緑地公園内テニスコート | | |
| | 教育施設 | 3 | 松枝保育所 | 運動公園内運動場 | | |
| | | | 笠松幼稚園 | 南体育館 | | |
| | | | 笠松双葉幼稚園 | その他施設 | 4 | 学校給食センター |
| 松枝小学校 | 産業技術センター | | | | | |
| | | | | | | 松枝駐在所 |
| | | | | | | 南部コミュニティ消防センター |
| 地域特性 | 【市街化特性】 | | | 【建物特性】 | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

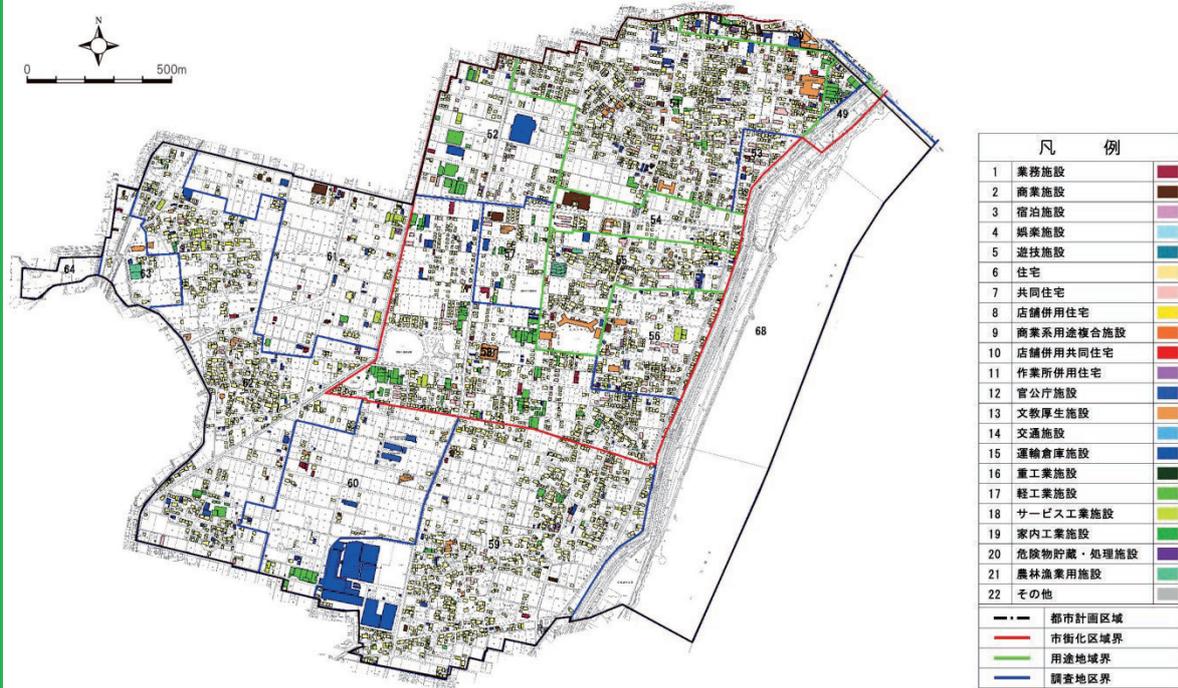
用途地域・都市施設現況図



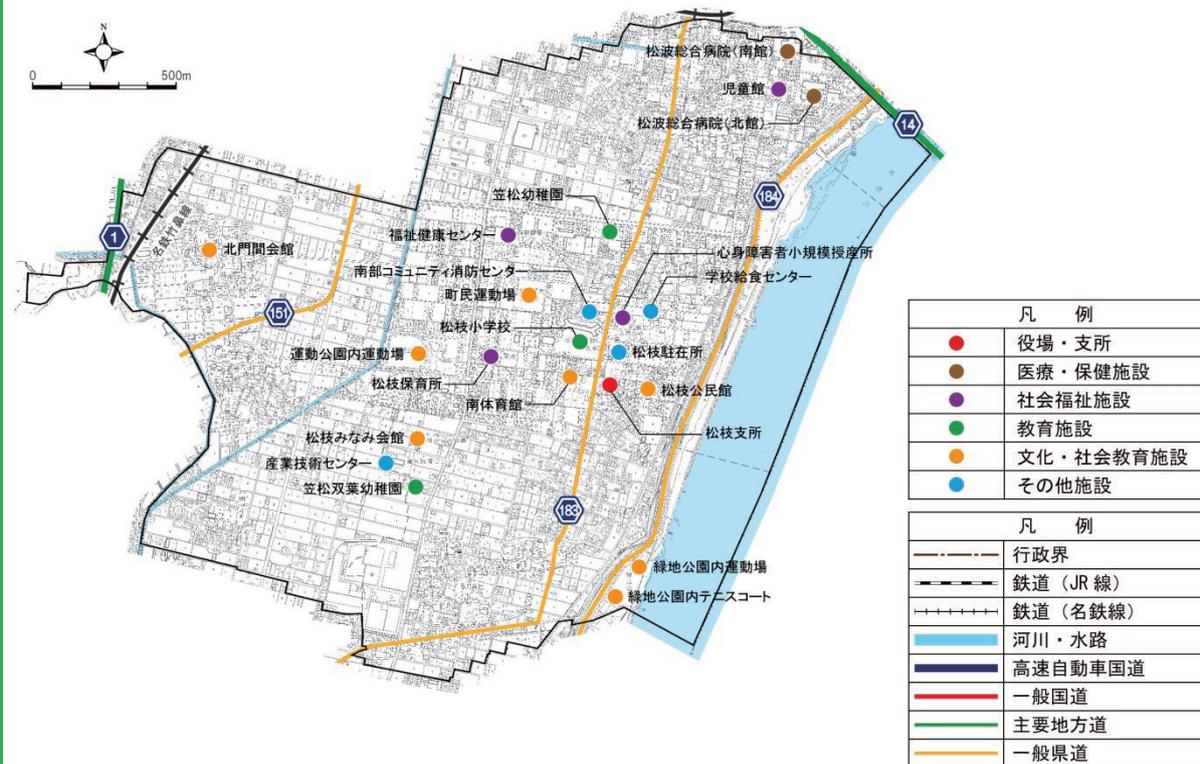
土地利用現況図



建物利用現況図



主要施設配置図



【地域の課題】

- ・ 古くからの集落を中心に形成してきたまちで、市街化区域が地域の約4割と他地域と比べて少ないですが、人口の伸びも大きく、開発件数も3地域の中で最も多いなど、宅地需要の高い地域です。市街化区域のうち半数以上が準工業地域となっており、住宅と工場の混在が見られていることから、住宅・工業がそれぞれ良好な環境のもと活動できるよう用途の純化を図るとともに新たな住宅地の確保が必要です。
- ・ まちの活力の維持・向上や雇用の確保を図るため、主要幹線道路である(都)岐阜羽島線沿道といった立地ポテンシャルを活かした、新たな産業拠点の形成が必要です。
- ・ 地域の軸となる(都)岐阜羽島線をはじめとする都市計画道路が未整備であり、計画的な整備が必要です。
- ・ 木曾川周辺には、笠松緑地公園などのスポーツ・レクリエーション施設が立地しており、これらの地域資源を活かした地域間交流の拡大が必要です。

(2) 地域まちづくりの目標

新たな産業拠点とゆとりある住宅地の形成

【基本方針】

- ・ まちの活力の維持向上を図る新たな産業拠点の形成
- ・ 今後も見込まれる宅地需要の受け皿となるゆとりある住宅地の形成
- ・ 木曾川の自然などの地域資源を活かしたまちづくり

(3) 地域まちづくり方針

1) 土地利用の方針

- ・ (都)岐阜羽島線沿道では、適切な土地利用規制のあり方や都市基盤の整備方針について検討し、優良企業の誘致や土地利用の純化にともなう工場移転の受け皿として、新たな産業拠点を形成します。
- ・ 医療・福祉拠点周辺では、医療や福祉関係の施設を積極的に誘致し、住民の健康な暮らしを支えます。
- ・ 松枝支所周辺の地域拠点では、公共施設などが多く立地しており、今後も居住環境の向上と生活に必要な施設の集積を図ります。
- ・ 市街化区域内の準工業地域のうち、市街化区域南東部は主に住宅地として利用が多く、工業的な利用が少ない地区においては、住居系の用途地域への変更について検討します。

- ・ (都)羽島署木曾川橋線沿道は準住居地域に指定しており、スーパーやドラッグストアなどの日常の買い物需要に対応した商業施設の立地が見られるため、今後も現行用途地域を維持し、周辺住民の利便性向上に寄与する施設の立地を促進します。
- ・ 地区南東部の市街化調整区域は、住宅の立地が進んでいますが、道路・公園などの都市基盤が十分でないため、適切な土地利用規制のあり方や都市基盤の整備方針について検討します。
- ・ 郊外の特性を活かしたゆとりある規模を持った、魅力的な新しい住宅地の形成を図ります。
- ・ 農地は、遊水・保水機能や貴重な都市内の緑地としてまちにゆとりとうるおいを与えるなどの多様な機能があることから、その活用について検討します。
- ・ 市街化調整区域のうち(都)岐阜羽島線及び(都)門間線以西は、農地と集落地が調和した田園住宅地として、集落地内の居住環境の向上と、集落地周辺のゆとりある良好な住環境の形成を図ります。

2) 都市基盤整備の方針

- ・ (都)岐阜羽島線の(都)門間線以南及び(都)門間線は4車線相当の幅員での計画となっていますが、将来的な交通量を勘案し、効果的で効率的な整備を進めることから、幅員を縮小し、2車線へ変更すること等を検討します。
- ・ (都)羽島署木曾川橋線の岐阜市内は未整備であり、(都)岐阜羽島線との早期接続を要請し、(都)羽島署高桑線は、岐阜市との接続や鉄道との立体交差などが必要であり、整備手法などの検討を行います。
- ・ (都)羽島署木曾川橋線の一部及び(都)門間長池線は、都市計画決定以降、長期にわたって未着手となっていますが、社会経済情勢の変化などにより、幹線道路としての必要性が低下したため、都市計画道路としての位置づけを見直します。
- ・ 未整備の幹線町道の整備は、沿道住民の協力を得ながら、計画的に行います。
- ・ 通学路や歩行者の通行が多い道路は、通行区分の明確化やゾーン30の導入検討など歩行者の安全対策を行います。
- ・ その他の狭隘な生活道路については、建物の建替えに合わせたセットバックなどにより拡幅整備を行います。
- ・ レクリエーション拠点となる笠松緑地公園や、機能充実を進めている笠松町運動公園へのアクセスを向上するため、アクセス道路の整備や安全対策を行います。
- ・ 本地域のレクリエーション拠点と笠松地域のレクリエーション拠点を結ぶサイクリングロードの整備について検討します。
- ・ まちにゆとりとうるおいを与え、子どもが安全に遊べる公園・広場の適切な配置について検討し、計画的な整備を行います。
- ・ 下水道の未整備区域については、整備を進めるとともに、整備済みの区域においては、下水道への接続を促進します。

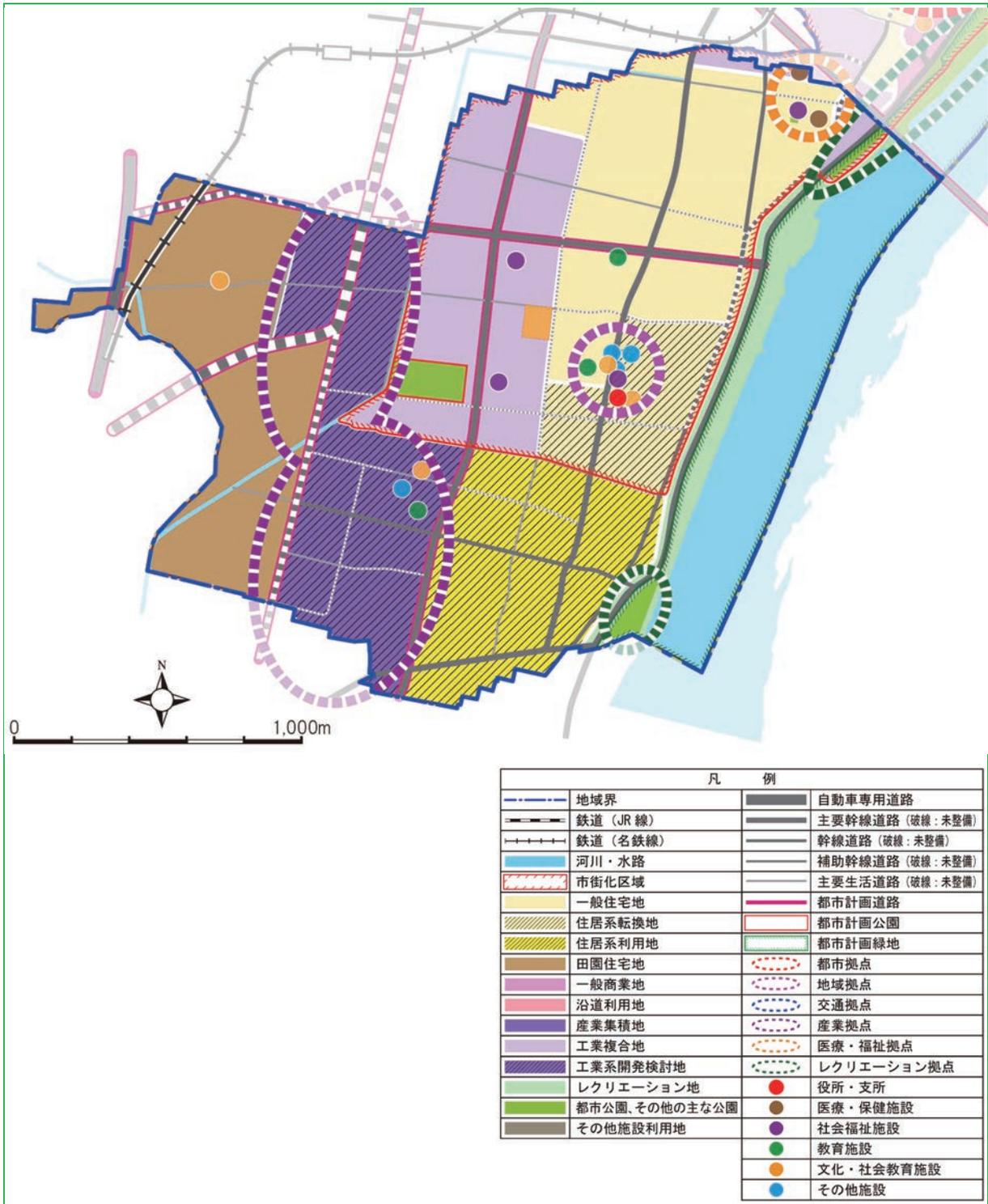
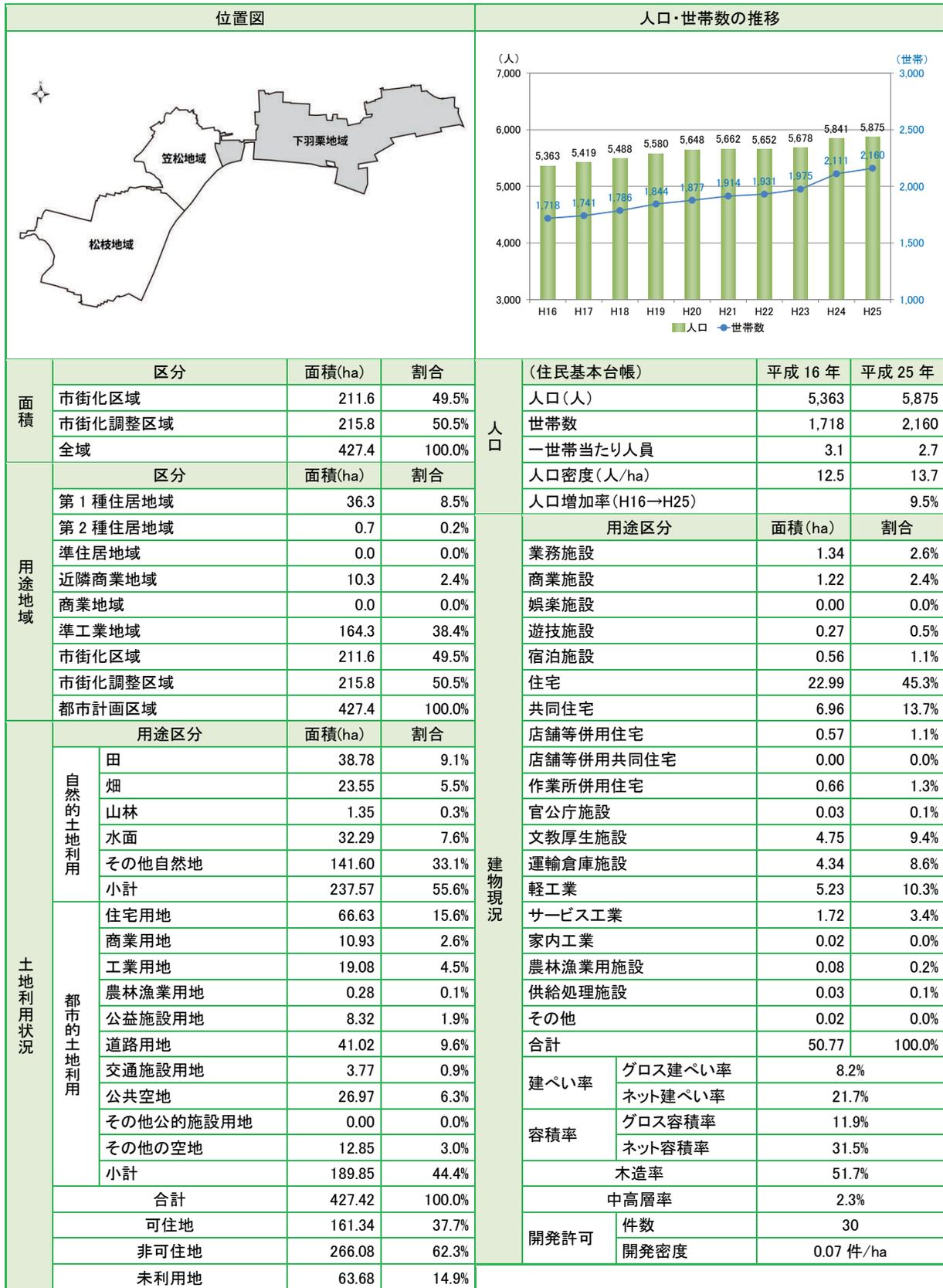


図: 松枝地域のまちづくり構想図

4 下羽栗地域

(1) 地域の現況と課題

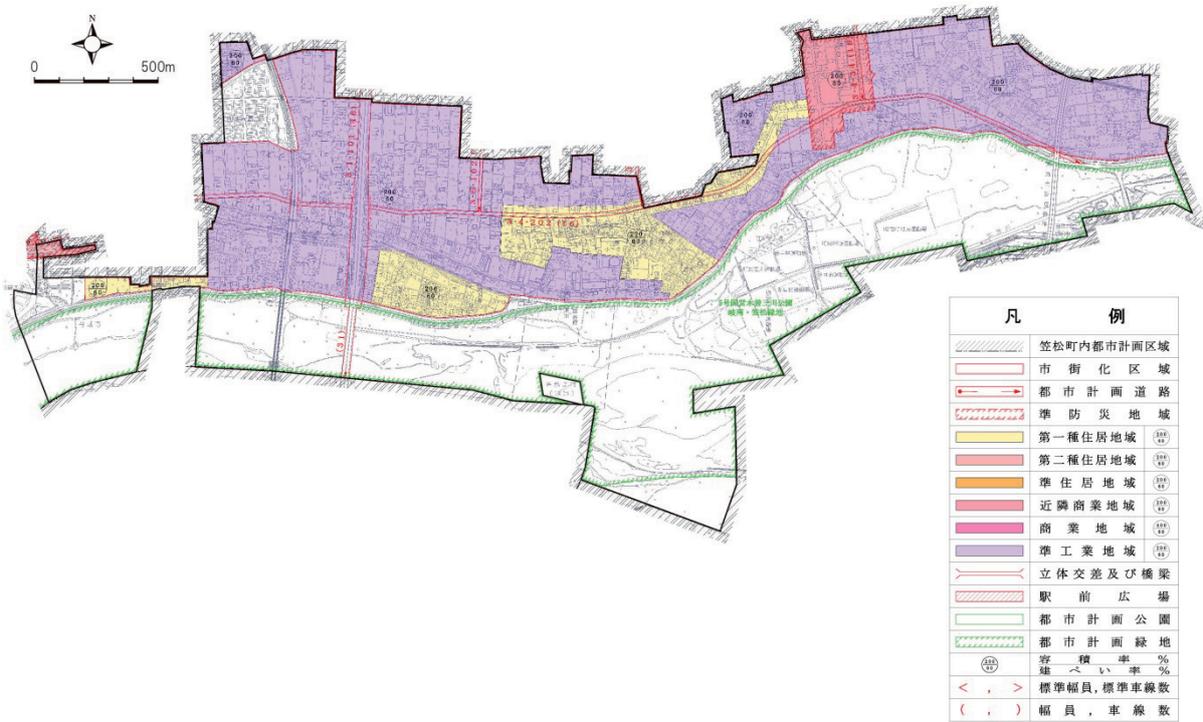


※四捨五入のため合計が一致しない箇所がある

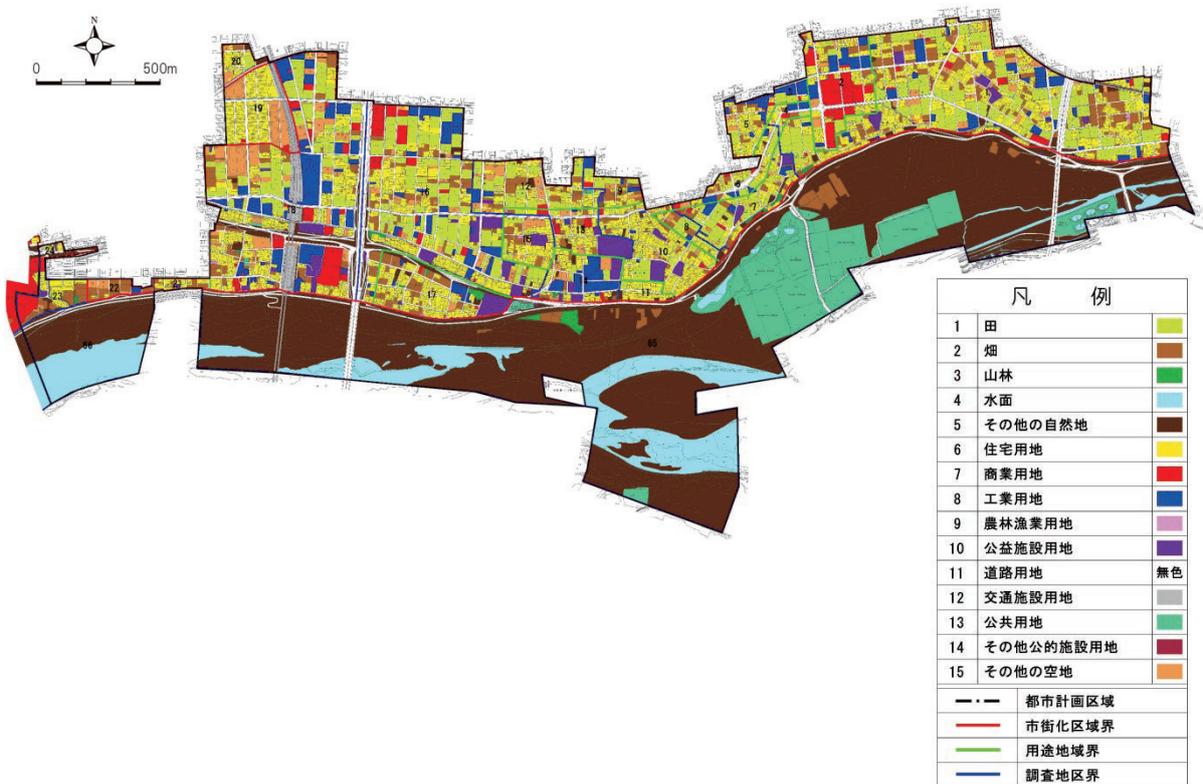


| 都市施設 | 都市計画道路 | | 公園 | 箇所 | 面積 | |
|---------|-----------|----------|---------------|-----------|--------|--------|
| | 延長(m) | 5,040 | 都市公園(ha) | 0箇所 | - | |
| | 改良済(m) | 1,130 | その他の主な公園(ha) | 3箇所 | 2.40 | |
| | 改良率 | 22.40% | 都市計画緑地(ha) | 1箇所 | 177.11 | |
| 公共施設 | 種別 | 箇所 | 名称 | 種別 | 箇所 | 名称 |
| | 役場・支所 | 1 | 下羽栗支所 | 文化・社会教育施設 | | 多目的運動場 |
| | 医療・保健施設 | 2 | 愛生病院 | その他施設 | 2 | 中野郵便局 |
| | | | シルバーポートふれあいの家 | | | 下羽栗駐在所 |
| | 社会福祉施設 | 1 | 下羽栗保育所 | | | |
| | 教育施設 | 1 | 下羽栗小学校 | | | |
| | 文化・社会教育施設 | 9 | 下羽栗会館 | | | |
| | | | 円城寺集会場 | | | |
| | | | 米野会館 | | | |
| | | | 総合会館 | | | |
| スポーツ交流館 | | | | | | |
| | | 勤労青少年運動場 | | | | |
| | | 町民米野運動場 | | | | |
| | | 町民江川運動場 | | | | |
| 地域特性 | 【市街化特性】 | | 【建物特性】 | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

用途地域・都市施設現況図



土地利用現況図



建物利用現況図



主要施設配置図



【地域の課題】

- ・ (都)一般国道 22 号線を南北軸、(都)笠松駅下中屋線を東西軸として形成してきたまちで、市街化区域が地域の約半数ですが、人口の伸びが大きく、宅地需要が見込まれます。しかし、市街化区域の約 8 割が準工業地域となっており、住宅と工場の混在が進んでいることから、住宅・工業がそれぞれ良好な環境のもと活動できるよう用途の純化が必要です。
- ・ まちの活力の維持・向上や雇用の確保を図るため、主要幹線道路である(都)一般国道 22 号線沿道の立地ポテンシャルを活かした、産業拠点の形成が必要です。
- ・ 地域の軸であり笠松地域を結ぶ幹線道路となる(都)笠松駅下中屋線をはじめとする都市計画道路が未整備であり、計画的な整備が必要です。
- ・ 木曾川では、トンボ天国や運動場などのスポーツ・レクリエーション施設が立地しており、また、各務原市の河川環境楽園にも隣接していることから、これらの地域資源を活かした地域間交流の拡大が必要です。

(2) 地域まちづくりの目標

居住環境の向上と産業立地の促進

【基本方針】

- ・ 住宅と工場がそれぞれ良好な環境で活動できる土地利用の純化
- ・ 幹線道路などの交通利便性の高さを活かした産業拠点の形成
- ・ 自然環境やレクリエーション施設を活かしたゆとりとうるおいのある環境形成

(3) 地域まちづくり方針

1) 土地利用の方針

- ・ 地域のほとんどが準工業地域ですが、現在、住宅と工場が混在していることから、今後、下羽栗支所周辺などの住宅地を中心とした土地利用を図る区域、(都)一般国道 22 号線沿道など工業地を中心とした土地利用を図る区域、地区東部など住宅と工場の混在を許容する区域に分けて、それぞれ適切な用途地域へ変更することを検討します。
- ・ (都)一般国道 22 号線沿道は、本町の産業拠点として必要な都市基盤整備を行い、積極的な企業誘致を行います。
- ・ 地域の中央部は住宅が多く、工業系・商業系の土地利用が比較的少ない地区は住居系転換地として、工業系・商業系用途地域から住居系用途地域への変更について検討します。
- ・ (都)笠松駅下中屋線沿道にある商業系用途地域において、日常の買い物需要に対応した商業施設の立地を促進します。
- ・ ゆとりある規模を持った、魅力的な新しい住宅地の形成を図ります。



- ・ 農地は、遊水・保水機能や貴重な都市内の緑地としてまちにゆとりとうるおいを与えるなどの多様な機能があることから、その活用について検討します。
- ・ 市街化調整区域は、現状の競馬場の運営に必要な施設として利用されていますが、今後の土地利用の転換を想定したまちづくりについて検討を進めます。

2) 都市基盤整備の方針

- ・ 未整備の(都)笠松駅下中屋線の整備を促進し、地域の東西軸としての機能を確保します。なお、一部区間では現道がないため、周辺のまちづくりを含めた整備手法を検討します。
- ・ (都)上印食中野線、(都)左兵衛新田米野線は、隣接する岐南町と接続する路線であり、整備時期については、岐南町の整備時期との整合を図ります。
- ・ 未整備の幹線町道の整備は、沿道住民の協力を得ながら計画的に進めます。
- ・ 通学路や歩行者の通行が多い道路は、通行区分の明確化やゾーン 30 の導入検討など歩行者の安全対策を行います。
- ・ その他の狭隘な生活道路については、建物の建替えに合わせたセットバックなどにより拡幅整備を行います。
- ・ レクリエーション拠点となるトンボ天国や運動場へのアクセスを向上するため、アクセス道路の整備や安全対策を行います。
- ・ 本地域のレクリエーション拠点と笠松地域のレクリエーション拠点を結ぶサイクリングロードの整備を進めます。
- ・ まちにゆとりとうるおいを与え、子どもが安全に遊べる公園・広場の適切な配置について検討し、計画的な整備を行います。



図: 下羽栗地域のまちづくり構想図



かさまるくん



かさまるちゃん

笠松町都市計画マスタープラン

平成28年6月発行

発行・編集：笠松町 建設水道部 建設課

〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1 TEL: 058-388-1117